



稲城市告示第123号

令和6年第4回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和6年11月19日

稲城市長 高橋 勝



記

1 期日 令和6年11月26日

2 場所 稲城市議会議場

令和6年第4回稲城市議会定例会 議案目録

<条 例>

- 第62号議案 稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 第63号議案 稲城市情報通信技術を活用した行政の手續等の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 第64号議案 稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第65号議案 稲城市市税条例の一部を改正する条例
- 第66号議案 稲城市手数料条例の一部を改正する条例
- 第67号議案 稲城市公共施設駐車場の管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 第68号議案 稲城市下水道条例の一部を改正する条例

<補正予算>

- 第69号議案 令和6年度東京都稲城市一般会計補正予算（第6号）
- 第70号議案 令和6年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第71号議案 令和6年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第72号議案 令和6年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第73号議案 令和6年度東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第74号議案 令和6年度東京都稲城市病院事業会計補正予算（第1号）

<そ の 他>

- 第75号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東京都稲城市一般会計補正予算（第5号））

第 7 6 号議案 専決処分の承認を求めることについて（訴えの提起について）

第 7 7 号議案 稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・7 路線）

第 7 8 号議案 稲城市道路線の廃止について

第 7 9 号議案 稲城市道路線の廃止について

第62号議案

稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

市民の利便性の向上及び事務の効率化を図るため、マイナンバーの独自利用事務に心身障害者の医療費の助成に関する事務、就学援助費の支給に関する事務、特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務及び住登外者関係情報の管理に関する事務を追加するとともに、市長と教育委員会の間での情報連携を可能とすること等を規定するため、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する条例

稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例（平成27年稲城市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第4条第1項中「執行機関」を「別表第1の左欄に掲げる執行機関」に、「別表第1」を「同表の右欄」に、「左欄に掲げる事務及び」を「左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び執行機関が行う」に改め、同条第3項中「執行機関」を「別表第2の左欄に掲げる執行機関」に、「別表第2の左欄」を「同表の中欄」に改め、「必要な限度で、」の次に「住登外者関係情報（住登外者宛名番号管理機能（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により市が備える住民基本台帳に記録されていない者について、必要に応じて、当該者を特定するための番号を付し、氏名、住所等の情報を管理するための機能をいう。）に登録されている者に関する情報をいう。以下同じ。）及び」を加え、「自ら」を「当該執行機関が」に改める。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる執行機関が、同表の第3欄に掲げる執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
------	----

1 市長	稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年稲城市条例第18号）による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年稲城市条例第5号）による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	稲城市児童育成手当条例（昭和46年稲城市条例第25号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年稲城市条例第24号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	愛の手帳（東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例（昭和28年東京都条例第119号）により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例（昭和43年東京都条例第17号）により設置した東京都心身障害者福祉センターにおいて、知的障害（知的機能の障害が発達期（18歳未満）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態をいう。）と判定された者に対して交付する手帳であって、障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	稲城市心身障害者福祉手当に関する条例（昭和49年稲城市条例第33号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	稲城市特殊疾病患者見舞金の支給に関する条例（昭和53年稲城市条例第14号）による特殊疾病患者見舞金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

9 市長	稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年稲城市条例第12号）による高校生等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）による心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）による経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒に係る就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
12 教育委員会	稲城市立学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図るための特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
13 市長	住登外者関係情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
14 教育委員会	住登外者関係情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報（以下「難病医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		東京都難病患者等にかかる医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号。以下「都難病規則」という。）による難病等又はB型ウイルス肝炎若しくはC型ウイルス肝炎に罹患した者に対する医療費等の助成に関する

		る情報（以下「都難病医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は愛の手帳に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給

		付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報（以下「障害児通所支援関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童福祉法による助産施設における助産の実施又は費用の徴収に関する情報（以下「助産施設関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童福祉法による母子生活支援施設の保護の実施又は費用の徴収に関する情報（以下「母子生活支援施設関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支

		援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する情報（以下「障害福祉サービス・支援施設入所等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健法（昭和40年法律第141号）による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する情報（以下「母子保健関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による療養介護又は施設入所支援に関する情報（以下「療養介護・施設入所支援関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報（以下

		「子ども・子育て支援関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する情報（以下「老人福祉関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号）による重度心身障害者手当の支給に関する情報（以下「重度心身障害者手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		稲城市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報（以下「児童育成手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
		稲城市心身障害者福祉手当に関する条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報（以下「心身障害者福祉手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
6 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

7 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年東京都規則第12号）による精神通院医療費の助成に関する情報（以下「精神通院医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの

		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの
		稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
11 市長	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を

		改正する法律（昭和60年法律第34号） 附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「障害児福祉手当等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの
		児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児	障害者関係情報であって規則で定めるもの

	福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者手当関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例による乳幼児の医療費の助成に関する情報（以下「乳幼児医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	乳幼児医療費関係情報であって規則で定めるもの
		稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による義務教育就学児の医療費の助成に関する情報（以下「義務教育就学児医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例による高校生等の医療費の助成に関する情報（以下「高校生等医療費

		関係情報」という。) であって規則で定めるもの
18 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害児通所支援関係情報であって規則で定めるもの
		助産施設関係情報であって規則で定めるもの
		母子生活支援施設関係情報であって規則で定めるもの
		障害福祉サービス・支援施設入所等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健関係情報であって規則で定めるもの
		療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの
		子ども・子育て支援関係情報であって規則で定めるもの

		老人福祉関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者福祉手当関係情報であって規則で定めるもの
		稲城市特殊疾病患者見舞金の支給に関する条例による特殊疾病患者見舞金の支給に関する情報（以下「特殊疾病患者見舞金関係情報」という。）であって規則で定めるもの
20 市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
21 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

22 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		精神通院医療費関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
23 市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
24 市長	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報（以下「小児慢性特定疾病医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
		特殊疾病患者見舞金関係情報であって規則で定めるもの
25 市長	都難病規則による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
		特殊疾病患者見舞金関係情報であって規則で定めるもの
26 市長	都難病規則による B 型ウイルス肝炎又は C 型ウイルス	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	肝炎にり患した者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
27 市長	東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害児福祉手当等関係情報であって規則で定めるもの
		療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの
28 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「自

		立支援給付関係情報」という。) であ って規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定 めるもの
29 市長	稲城市乳幼児の医療費の助 成に関する条例による乳幼 児の医療費の助成に関する 事務であって規則で定める もの	小児慢性特定疾病医療費関係情報であ って規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定め るもの
		地方税関係情報であって規則で定める もの
		医療保険給付関係情報であって規則で 定めるもの
		母子保健関係情報であって規則で定め るもの
		児童手当関係情報であって規則で定め るもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報で あって規則で定めるもの
		自立支援給付関係情報であって規則で 定めるもの
		難病医療費関係情報であって規則で定 めるもの
		都難病医療費関係情報であって規則で 定めるもの
		精神通院医療費関係情報であって規則 で定めるもの
		義務教育就学児医療費関係情報であっ て規則で定めるもの

		高校生等医療費関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
30 市長	稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
		都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
		精神通院医療費関係情報であって規則で定めるもの
		乳幼児医療費関係情報であって規則で定めるもの

		高校生等医療費関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
31 市長	稲城市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者福祉手当関係情報であって規則で定めるもの
32 市長	稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報（以下「母子等給付金関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
	難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
	都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
	精神通院医療費関係情報であって規則で定めるもの
	乳幼児医療費関係情報であって規則で定めるもの
	義務教育就学児医療費関係情報であって規則で定めるもの
	高校生等医療費関係情報であって規則で定めるもの
	児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの
	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

33 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの
		障害児通所支援関係情報であって規則で定めるもの
		助産施設関係情報であって規則で定めるもの
		母子生活支援施設関係情報であって規則で定めるもの
		障害福祉サービス・支援施設入所等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		老人福祉関係情報であって規則で定めるもの
		母子等給付金関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの
		障害児福祉手当等関係情報であって規則で定めるもの

		母子保健関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの
		子ども・子育て支援関係情報であって規則で定めるもの
		難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
		都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者手当関係情報であって規則で定めるもの
		精神通院医療費関係情報であって規則で定めるもの
		児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者福祉手当関係情報であって規則で定めるもの
34 市長	稲城市心身障害者福祉手当に関する条例による心身障	障害者関係情報であって規則で定めるもの

	害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害福祉サービス・支援施設入所等関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		老人福祉関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの
		児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの
		特殊疾病患者見舞金関係情報であって規則で定めるもの
35 市長	稲城市特殊疾病患者見舞金の支給に関する条例による特殊疾病患者見舞金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
		都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
		児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者福祉手当関係情報であって規則で定めるもの
36 市長	稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例による高	小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの

	校生等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
		都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
		精神通院医療費関係情報であって規則で定めるもの
		乳幼児医療費関係情報であって規則で定めるもの
		義務教育就学児医療費関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
37 市長	心身障害者の医療費の助成に関する条例による心身障	障害者関係情報であって規則で定めるもの

	害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
38 教育委員会	学校教育法による経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒に係る就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	稲城市立学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図るための特別支援教育就学奨励費の支給に関する情報（以下「特別支援教育就学奨励費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
39 教育委員会	稲城市立学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図るための特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	学校教育法による経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒に係る就学援助費の支給に関する情報（以下「就学援助費支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの
40 市長	住登外者関係情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	難病医療費関係情報であって規則で定めるもの 都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの

外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
障害者関係情報であって規則で定めるもの
生活保護関係情報であって規則で定めるもの
中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
地方税関係情報であって規則で定めるもの
障害児通所支援関係情報であって規則で定めるもの
助産施設関係情報であって規則で定めるもの
母子生活支援施設関係情報であって規則で定めるもの
障害福祉サービス・支援施設入所等関係情報であって規則で定めるもの
母子保健関係情報であって規則で定めるもの
療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの
子ども・子育て支援関係情報であって規則で定めるもの
老人福祉関係情報であって規則で定めるもの
重度心身障害者手当関係情報であって規則で定めるもの

児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの
心身障害者福祉手当関係情報であって規則で定めるもの
精神通院医療費関係情報であって規則で定めるもの
ひとり親家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの
児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
障害児福祉手当等関係情報であって規則で定めるもの
児童手当関係情報であって規則で定めるもの
乳幼児医療費関係情報であって規則で定めるもの
義務教育就学児医療費関係情報であって規則で定めるもの
高校生等医療費関係情報であって規則で定めるもの
特殊疾病患者見舞金関係情報であって規則で定めるもの
医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの

		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		母子等給付金関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの
		心身障害者の医療費の助成に関する条例による心身障害者の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
41 教育委員会	住登外者関係情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	特別支援教育就学奨励費関係情報であって規則で定めるもの
		就学援助費支給関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	住登外者関係情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	学校教育法による経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	徒に係る就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
			住登外者関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	稲城市立学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図るための特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
			住登外者関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	住登外者関係情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者関係情報であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第2号の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行の日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第62号	担 当 課	企画部 I C T 推進課、福祉部障害福祉課、教育部学務課
件 名	稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する条例		

【概 要】

本案は、市民の利便性の向上及び事務の効率化を図るため、マイナンバーの独自利用事務に心身障害者の医療費の助成に関する事務、就学援助費の支給に関する事務、特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務及び住登外者関係情報の管理に関する事務を追加するとともに、市長と教育委員会の間での情報連携を可能とすること等を規定するため、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例（平成27年稲城市条例第21号）の一部を改正するものです。

【改正内容】

○ 第2条（定義）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用条項を整理します。

○ 第4条（個人番号及び特定個人情報の利用範囲）

教育委員会の事務をマイナンバーの独自利用事務に追加するほか、市長及び教育委員会が保有する住登外者関係情報（市が備える住民基本台帳に記録されていない者について、必要に応じて、当該者を特定するための番号を付し、氏名、住所等の情報を管理するために登録されている者に関する情報）を市長及び教育委員会の中でそれぞれが内部利用できるよう規定を整備します。

○ 第5条（特定個人情報の提供）

市長と教育委員会の間での特定個人情報の提供を可能とする規定等を追加します。

○ 第6条（委任）

第5条の改正に伴い、条を繰り下げます。

○ 別表第 1（第 4 条関係）

心身障害者の医療費の助成に関する事務、就学援助費の支給に関する事務、特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務及び住登外者関係情報の管理に関する事務をマイナンバーの独自利用事務に追加します。

○ 別表第 2（第 4 条関係）

心身障害者の医療費の助成に関する事務、就学援助費の支給に関する事務、特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務及び住登外者関係情報の管理に関する事務において利用することができる特定個人情報を規定します。

○ 別表第 3（第 5 条関係）

市長と教育委員会の間で提供できる事務及び特定個人情報を定めます。

【施行期日】

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第 2 条第 1 項第 2 号の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）の施行の日から施行します。

稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の新旧対照表

新	旧
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) …… (略) (2) 特定個人情報 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3)・(4) …… (略) 2 …… (略) (個人番号及び特定個人情報の利用範囲) 第4条 番号法第9条第2項の規定により条例で定める事務は、<u>別表第1の左欄に掲げる執行機関</u>（当該事務の全部又は一部の委託を受けた者を含む。以下同じ。）が行う<u>同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び執行機関が行う特定個人番号利用事務とする。</u> 2 …… (略) 3 <u>別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、住登外者関係情報（住登外者宛名番号管理機能（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により市が備える住民基本台帳に記録されていない者について、必要に応じて、当該者を特定するための番号を付し、氏名、住所等の情報を管理するための機能をいう。）に登録されている者に関する情報をいう。以下同じ。）及び同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。</u> 4 …… (略) <u>(特定個人情報の提供)</u> 第5条 <u>法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる執行機関が、同表の第3欄に掲げる執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</u> 2 <u>前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) …… (略) (2) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3)・(4) …… (略) 2 …… (略) (個人番号及び特定個人情報の利用範囲) 第4条 番号法第9条第2項の規定により条例で定める事務は、<u>執行機関</u>（当該事務の全部又は一部の委託を受けた者を含む。以下同じ。）が行う<u>別表第1に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる事務及び特定個人番号利用事務とする。</u> 2 …… (略) 3 <u>執行機関は、別表第2の左欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。</u> 4 …… (略)

の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
<u>1</u> 市長	稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年稲城市条例第18号）による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
<u>2</u> 市長	稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年稲城市条例第5号）による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
<u>3</u> 市長	稲城市児童育成手当条例（昭和46年稲城市条例第25号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
<u>4</u> 市長	稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年稲城市条例第24号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
<u>5</u> 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
<u>6</u> 市長	愛の手帳（東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例（昭和28年東京都条例第119号）により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例（昭和43年東京都条例第17号）により設置した東京都心身障害者福祉センターにおいて、知的障害（知的機能の障害が発達期（18歳未満）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態をいう。）と判定された者に対して交付する手帳であって、障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）に関する事務であって規則で定めるもの
<u>7</u> 市長	稲城市心身障害者福祉手当に関する条例（昭和49年稲城市条例第33号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
<u>8</u> 市長	稲城市特殊疾病患者見舞金の支給に関する条例（昭和53年稲城市条例第14

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第4条関係）

<u>1</u> 稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年稲城市条例第18号）による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
<u>2</u> 稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年稲城市条例第5号）による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
<u>3</u> 稲城市児童育成手当条例（昭和46年稲城市条例第25号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
<u>4</u> 稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年稲城市条例第24号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
<u>5</u> 生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
<u>6</u> 愛の手帳（東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例（昭和28年東京都条例第119号）により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例（昭和43年東京都条例第17号）により設置した東京都心身障害者福祉センターにおいて、知的障害（知的機能の障害が発達期（18歳未満）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態をいう。）と判定された者に対して交付する手帳であって、障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）に関する事務であって規則で定めるもの
<u>7</u> 稲城市心身障害者福祉手当に関する条例（昭和49年稲城市条例第33号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
<u>8</u> 稲城市特殊疾病患者見舞金の支給に関する条例（昭和53年稲城市条例第14号）によ

	号)による特殊疾病患者見舞金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
<u>9 市長</u>	稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年稲城市条例第12号）による高校生等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
<u>10 市長</u>	<u>心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）による心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>11 教育委員会</u>	<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒に係る就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>12 教育委員会</u>	<u>稲城市立学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図るための特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>13 市長</u>	<u>住登外者関係情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>14 教育委員会</u>	<u>住登外者関係情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
<u>1 市長</u>	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報（以下「難病医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		東京都難病患者等にかかる医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号。以下「都難病規則」という。）による難病等又はB型ウイルス肝炎若しくはC型ウイルス肝炎に罹患した者に対する医療費等の助成に関する情報（以下「都難病医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護法に準じて実施する生活に困窮する

る特殊疾病患者見舞金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
<u>9 稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年稲城市条例第12号）による高校生等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>

別表第2（第4条関係）

事務	特定個人情報
<u>1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報（以下「難病医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	東京都難病患者等にかかる医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号。以下「都難病規則」という。）による難病等又はB型ウイルス肝炎若しくはC型ウイルス肝炎に罹患した者に対する医療費等の助成に関する情報（以下「都難病医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国

		外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの		人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
<u>2</u> 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は愛の手帳に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの	<u>2</u> 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は愛の手帳に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
<u>3</u> 市長	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの	<u>3</u> 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
<u>4</u> 市長	身体障害者福祉法による障	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地	<u>4</u> 身体障害者福祉法による障害	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に

	害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの		福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報（以下「障害児通所支援関係情報」という。）であって規則で定めるもの	5	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報（以下「障害児通所支援関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童福祉法による助産施設における助産の実施又は費用の徴収に関する情報（以下「助産施設関係情報」という。）であって規則で定めるもの			児童福祉法による助産施設における助産の実施又は費用の徴収に関する情報（以下「助産施設関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童福祉法による母子生活支援施設の保護の実施又は費用の徴収に関する情報（以下「母子生活支援施設関係情報」という。）であって規則で定めるもの			児童福祉法による母子生活支援施設の保護の実施又は費用の徴収に関する情報（以下「母子生活支援施設関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する情報（以下「障害福祉サービス・支援施設入所等関係情報」という。）であって規則で定めるもの			身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する情報（以下「障害福祉サービス・支援施設入所等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの			障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			地方税関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健法（昭和40年法律第141号）による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する			母子保健法（昭和40年法律第141号）による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する

		しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する情報（以下「母子保健関係情報」という。）であって規則で定めるもの			費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する情報（以下「母子保健関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による療養介護又は施設入所支援に関する情報（以下「療養介護・施設入所支援関係情報」という。）であって規則で定めるもの			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による療養介護又は施設入所支援に関する情報（以下「療養介護・施設入所支援関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報（以下「子ども・子育て支援関係情報」という。）であって規則で定めるもの			子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報（以下「子ども・子育て支援関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する情報（以下「老人福祉関係情報」という。）であって規則で定めるもの			老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する情報（以下「老人福祉関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号）による重度心身障害者手当の支給に関する情報（以下「重度心身障害者手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの			東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号）による重度心身障害者手当の支給に関する情報（以下「重度心身障害者手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		稲城市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報（以下「児童育成手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの			稲城市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報（以下「児童育成手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの			外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
		稲城市心身障害者福祉手当に関する条例による心			稲城市心身障害者福祉手当に関する条例による心

		る心身障害者福祉手当の支給に関する情報（以下「心身障害者福祉手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの		身障害者福祉手当の支給に関する情報（以下「心身障害者福祉手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
<u>6</u> 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの	<u>6</u> 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
<u>7</u> 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	<u>7</u> 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年東京都規則第12号）による精神通院医療費の助成に関する情報（以下「精神通院医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年東京都規則第12号）による精神通院医療費の助成に関する情報（以下「精神通院医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
<u>8</u> 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの	<u>8</u> 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
<u>9</u> 市長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの	<u>9</u> 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

		都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの		都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの	10 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの		児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの
		稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの		稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
11 市長	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	11 老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	12 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの		児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「障害児福祉手当		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「障害児福祉手当等関係情報」という。）

		等関係情報」という。)であって規則で定めるもの			であって規則で定めるもの
		児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの			児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの			中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの			児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの			外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	13	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの			外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの	14	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの			療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの
		児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの			児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの	15	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの			療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者手当関係情報であって規則で定めるもの			重度心身障害者手当関係情報であって規則で定めるもの

	則で定めるもの			
16 市長	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例による乳幼児の医療費の助成に関する情報（以下「乳幼児医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの	16 母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例による乳幼児の医療費の助成に関する情報（以下「乳幼児医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	乳幼児医療費関係情報であって規則で定めるもの	17 児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	乳幼児医療費関係情報であって規則で定めるもの
		稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による義務教育就学児の医療費の助成に関する情報（以下「義務教育就学児医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの		稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による義務教育就学児の医療費の助成に関する情報（以下「義務教育就学児医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例による高校生等の医療費の助成に関する情報（以下「高校生等医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの		稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例による高校生等の医療費の助成に関する情報（以下「高校生等医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
18 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの	18 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

	則で定めるもの	の		
19 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害児通所支援関係情報であって規則で定めるもの	19 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害児通所支援関係情報であって規則で定めるもの
		助産施設関係情報であって規則で定めるもの		助産施設関係情報であって規則で定めるもの
		母子生活支援施設関係情報であって規則で定めるもの		母子生活支援施設関係情報であって規則で定めるもの
		障害福祉サービス・支援施設入所等関係情報であって規則で定めるもの		障害福祉サービス・支援施設入所等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健関係情報であって規則で定めるもの		母子保健関係情報であって規則で定めるもの
		療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの		療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの
		子ども・子育て支援関係情報であって規則で定めるもの		子ども・子育て支援関係情報であって規則で定めるもの
		老人福祉関係情報であって規則で定めるもの		老人福祉関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者手当関係情報であって規則で定めるもの		重度心身障害者手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの		児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	介護保険法（平成9年法律	心身障害者福祉手当関係情報であって規則で定めるもの	20 介護保険法（平成9年法律第	心身障害者福祉手当関係情報であって規則で定めるもの
		稲城市特殊疾病患者見舞金の支給に関する条例による特殊疾病患者見舞金の支給に関する情報（以下「特殊疾病患者見舞金関係情報」という。）であって規則で定めるもの		稲城市特殊疾病患者見舞金の支給に関する条例による特殊疾病患者見舞金の支給に関する情報（以下「特殊疾病患者見舞金関係情報」という。）であって規則で定めるもの
20 市長	介護保険法（平成9年法律	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則	20 介護保険法（平成9年法律第	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則

	第123号) による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	規則で定めるもの 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの	123号) による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	で定めるもの 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
21 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの	21 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの 精神通院医療費関係情報であって規則で定めるもの 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの	22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの 精神通院医療費関係情報であって規則で定めるもの 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
23 市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの	23 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
24 市長	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報（以下「小児慢性特定疾病医	24 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報（以下「小児慢性特定疾病医療費関係

	療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	療費関係情報」という。)であって規則で定めるもの	支給に関する事務であって規則で定めるもの	情報」という。)であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの		介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの		療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
		特殊疾病患者見舞金関係情報であって規則で定めるもの		特殊疾病患者見舞金関係情報であって規則で定めるもの
25 市長	都難病規則による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの	25 都難病規則による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの		療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
		特殊疾病患者見舞金関係情報であって規則で定めるもの		特殊疾病患者見舞金関係情報であって規則で定めるもの

		定めるもの			るもの
<u>26</u> 市長	都難病規則によるB型ウイルス肝炎又はC型ウイルス肝炎にり患した者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	<u>26</u> 都難病規則によるB型ウイルス肝炎又はC型ウイルス肝炎にり患した者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの			医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの			中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
<u>27</u> 市長	東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの	<u>27</u> 東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害児福祉手当等関係情報であって規則で定めるもの			障害児福祉手当等関係情報であって規則で定めるもの
		療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの			療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの
<u>28</u> 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの	<u>28</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの			医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの			中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
<u>29</u> 市長	稲城市乳幼児の医療費の助	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの			外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
		小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの			小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの
<u>29</u> 市長	稲城市乳幼児の医療費の助	小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの	<u>29</u> 稲城市乳幼児の医療費の助成		小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの

	成に関する条例による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	則で定めるもの	に関する条例による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健関係情報であって規則で定めるもの		母子保健関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの		自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		難病医療費関係情報であって規則で定めるもの		難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
		都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの		都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
		精神通院医療費関係情報であって規則で定めるもの		精神通院医療費関係情報であって規則で定めるもの
		義務教育就学児医療費関係情報であって規則で定めるもの		義務教育就学児医療費関係情報であって規則で定めるもの
		高校生等医療費関係情報であって規則で定めるもの		高校生等医療費関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの		ひとり親家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
<u>30</u> 市長	稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であ	小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの	<u>30</u> 稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定め	小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの		地方税関係情報であって規則で定めるもの

	って規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの		るもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの			児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの			中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの			自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		難病医療費関係情報であって規則で定めるもの			難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
		都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの			都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
		精神通院医療費関係情報であって規則で定めるもの			精神通院医療費関係情報であって規則で定めるもの
		乳幼児医療費関係情報であって規則で定めるもの			乳幼児医療費関係情報であって規則で定めるもの
		高校生等医療費関係情報であって規則で定めるもの			高校生等医療費関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの			ひとり親家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの			外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
31 市長	稲城市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの	31	稲城市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの			児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの			特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの			療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの

		ひとり親家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの		ひとり親家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者福祉手当関係情報であって規則で定めるもの		心身障害者福祉手当関係情報であって規則で定めるもの
32 市長	稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの	32 稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報（以下「母子等給付金関係情報」という。）であって規則で定めるもの		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報（以下「母子等給付金関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの		自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		難病医療費関係情報であって規則で定めるもの		難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
		都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの		都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
		精神通院医療費関係情報であって規則で定めるもの		精神通院医療費関係情報であって規則で定めるもの
		乳幼児医療費関係情報であって規則で定めるもの		乳幼児医療費関係情報であって規則で定めるもの

		義務教育就学児医療費関係情報であって規則で定めるもの		義務教育就学児医療費関係情報であって規則で定めるもの
		高校生等医療費関係情報であって規則で定めるもの		高校生等医療費関係情報であって規則で定めるもの
		児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの		児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
33 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの	33 生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの
		障害児通所支援関係情報であって規則で定めるもの		障害児通所支援関係情報であって規則で定めるもの
		助産施設関係情報であって規則で定めるもの		助産施設関係情報であって規則で定めるもの
		母子生活支援施設関係情報であって規則で定めるもの		母子生活支援施設関係情報であって規則で定めるもの
		障害福祉サービス・支援施設入所等関係情報であって規則で定めるもの		障害福祉サービス・支援施設入所等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		老人福祉関係情報であって規則で定めるもの		老人福祉関係情報であって規則で定めるもの
		母子等給付金関係情報であって規則で定めるもの		母子等給付金関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの		母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの

		の		
		障害児福祉手当等関係情報であって規則で定めるもの		障害児福祉手当等関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健関係情報であって規則で定めるもの		母子保健関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの		自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの		療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの
		子ども・子育て支援関係情報であって規則で定めるもの		子ども・子育て支援関係情報であって規則で定めるもの
		難病医療費関係情報であって規則で定めるもの		難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
		都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの		都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者手当関係情報であって規則で定めるもの		重度心身障害者手当関係情報であって規則で定めるもの
		精神通院医療費関係情報であって規則で定めるもの		精神通院医療費関係情報であって規則で定めるもの
		児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの		児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者福祉手当関係情報であって規則で定めるもの		心身障害者福祉手当関係情報であって規則で定めるもの
34 市長	稲城市心身障害者福祉手当に関する条例による心身障	障害者関係情報であって規則で定めるもの	34 稲城市心身障害者福祉手当に	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		障害福祉サービス・支援施設入所等関係情報	関する条例による心身障害者福	障害福祉サービス・支援施設入所等関係情報であつ

	害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 老人福祉関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの 児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの 特殊疾病患者見舞金関係情報であって規則で定めるもの
35 市長	稲城市特殊疾病患者見舞金の支給に関する条例による特殊疾病患者見舞金の支給に関する事務であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 難病医療費関係情報であって規則で定めるもの 都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの 児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの 心身障害者福祉手当関係情報であって規則で定めるもの
36 市長	稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例による高校生等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 児童手当関係情報であって規則で定めるもの
	祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの て規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 老人福祉関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの 児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの 特殊疾病患者見舞金関係情報であって規則で定めるもの
35 稲城市特殊疾病患者見舞金の支給に関する条例による特殊疾病患者見舞金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 難病医療費関係情報であって規則で定めるもの 都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの 児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの 心身障害者福祉手当関係情報であって規則で定めるもの
36 稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例による高校生等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 児童手当関係情報であって規則で定めるもの

		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの	自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		難病医療費関係情報であって規則で定めるもの	難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
		都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの	都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
		精神通院医療費関係情報であって規則で定めるもの	精神通院医療費関係情報であって規則で定めるもの
		乳幼児医療費関係情報であって規則で定めるもの	乳幼児医療費関係情報であって規則で定めるもの
		義務教育就学児医療費関係情報であって規則で定めるもの	義務教育就学児医療費関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの	ひとり親家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
37 市長	心身障害者の医療費の助成に関する条例による心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの	
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
		地方税関係情報であって規則で定めるもの	
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	
		自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの	
		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの	

38 教育委員会	<u>学校教育法による経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒に係る就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>稲城市立学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図るための特別支援教育就学奨励費の支給に関する情報（以下「特別支援教育就学奨励費関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>
39 教育委員会	<u>稲城市立学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図るための特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>学校教育法による経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒に係る就学援助費の支給に関する情報（以下「就学援助費支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>
40 市長	<u>住登外者関係情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>難病医療費関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>障害児通所支援関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>助産施設関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>母子生活支援施設関係情報であって規則で定めるもの</u>

	<u>障害福祉サービス・支援施設入所等関係情報 であって規則で定めるもの</u>
	<u>母子保健関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>療養介護・施設入所支援関係情報であって規則 で定めるもの</u>
	<u>子ども・子育て支援関係情報であって規則で 定めるもの</u>
	<u>老人福祉関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>重度心身障害者手当関係情報であって規則で 定めるもの</u>
	<u>児童育成手当関係情報であって規則で定める もの</u>
	<u>心身障害者福祉手当関係情報であって規則で 定めるもの</u>
	<u>精神通院医療費関係情報であって規則で定め るもの</u>
	<u>ひとり親家庭等医療費関係情報であって規則 で定めるもの</u>
	<u>児童扶養手当関係情報であって規則で定める もの</u>
	<u>特別児童扶養手当関係情報であって規則で定 めるもの</u>
	<u>障害児福祉手当等関係情報であって規則で定 めるもの</u>
	<u>児童手当関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>乳幼児医療費関係情報であって規則で定める もの</u>
	<u>義務教育就学児医療費関係情報であって規則 で定めるもの</u>

		<u>高校生等医療費関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>特殊疾病患者見舞金関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>母子等給付金関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>心身障害者の医療費の助成に関する条例による心身障害者の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</u>
41 教育委員会	<u>住登外者関係情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>特別支援教育就学奨励費関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>就学援助費支給関係情報であって規則で定めるもの</u>

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	<u>住登外者関係情報の管理に関する事務であって規則で</u>	<u>教育委員会</u>	<u>住登外者関係情報であって規則で定めるもの</u>

	<u>定めるもの</u>		
<u>2 教育委員会</u>	<u>学校教育法による経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒に係る就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>市長</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
			<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
			<u>外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
			<u>住登外者関係情報であって規則で定めるもの</u>
<u>3 教育委員会</u>	<u>稲城市立学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図るための特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>市長</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
			<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
			<u>外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
			<u>住登外者関係情報であって規則で定めるもの</u>
<u>4 教育委員会</u>	<u>住登外者関係情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>市長</u>	<u>住登外者関係情報であって規則で定めるもの</u>

第63号議案

稲城市情報通信技術を活用した行政の手續等の推進に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

情報通信技術の活用による行政手續等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）第2条の規定による情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の改正に伴い、稲城市情報通信技術を活用した行政の手續等の推進に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市情報通信技術を活用した行政の手續等の推進に関する条例の一部を改正する条例

稲城市情報通信技術を活用した行政の手續等の推進に関する条例（令和5年稲城市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条第1項」を「第16条第1項」に改める。

付 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手續等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行の日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第63号	担 当 課	企画部 I C T 推進課
件 名	稲城市情報通信技術を活用した行政の手續等の推進に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】			
本案は、情報通信技術の活用による行政手續等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第46号）第 2 条の規定による情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の改正に伴い、稲城市情報通信技術を活用した行政の手續等の推進に関する条例（令和 5 年稲城市条例第21号）の一部を改正するものです。			
【改正内容】			
○ 第 1 条（目的） 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の改正に伴い、引用条項を整理するものです。			
【施行期日】			
この条例は、情報通信技術の活用による行政手續等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。			

稲城市情報通信技術を活用した行政の手續等の推進に関する条例の新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）<u>第16条第1項</u>の規定に基づき、情報通信技術を活用した行政の手續等の推進について、情報通信技術を利用する方法により手續等を行うために必要となる事項を定めることにより、手續等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）<u>第13条第1項</u>の規定に基づき、情報通信技術を活用した行政の手續等の推進について、情報通信技術を利用する方法により手續等を行うために必要となる事項を定めることにより、手續等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第64号議案

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝浩

（提案理由）

東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った給与改定を実施するため、稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項の表1中「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に、「100分の87.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に、「100分の57.5」を「100分の60」に、「100分の87.5」を「100分の92.5」に改める。

第19条第2項中「100分の115」を「100分の120」に、「100分の135」を「100分の140」に、「100分の145」を「100分の150」に、「100分の55」を「100分の57.5」に、「100分の65」を「100分の67.5」に改める。

別表第1 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部1の項から149の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	184,100	235,800	254,800	303,400	500,900
2	185,000	237,000	256,200	305,400	503,300
3	186,000	238,200	257,600	307,400	505,900
4	187,000	239,400	259,000	309,300	508,200
5	188,000	240,600	260,500	311,200	510,600
6	189,000	241,800	261,900	313,100	513,000
7	190,100	243,000	263,300	315,200	515,400
8	191,200	244,200	264,700	317,200	517,900
9	192,300	245,400	266,200	319,100	
10	193,400	246,600	267,600	321,100	
11	194,500	247,800	269,100	323,100	
12	195,700	249,100	270,700	325,100	
13	196,900	250,400	272,300	327,100	

14	198, 100	251, 700	274, 000	329, 200	
15	199, 400	252, 900	275, 700	331, 300	
16	200, 700	254, 300	277, 400	333, 300	
17	202, 100	255, 800	279, 200	335, 400	
18	204, 200	257, 200	281, 200	337, 500	
19	206, 300	258, 400	283, 100	339, 700	
20	208, 500	259, 800	285, 100	341, 900	
21	210, 700	261, 300	287, 000	344, 100	
22	212, 500	262, 700	289, 000	346, 600	
23	214, 300	264, 000	291, 000	349, 100	
24	216, 100	265, 400	292, 900	351, 600	
25	217, 900	266, 900	294, 800	354, 100	
26	219, 800	268, 500	296, 800	356, 600	
27	221, 700	270, 000	298, 800	359, 100	
28	223, 600	271, 500	300, 700	361, 900	
29	225, 500	273, 100	302, 600	364, 600	
30	226, 800	275, 100	304, 600	367, 600	
31	228, 200	277, 000	306, 600	370, 500	
32	229, 600	279, 000	308, 500	373, 400	
33	231, 200	280, 900	310, 400	376, 400	
34	232, 400	282, 500	312, 300	379, 200	
35	233, 500	284, 100	314, 400	381, 900	
36	234, 600	285, 600	316, 400	384, 600	
37	235, 700	286, 900	318, 300	387, 100	
38	236, 700	288, 200	320, 300	389, 600	
39	237, 800	289, 500	322, 200	391, 900	
40	238, 900	290, 900	324, 200	394, 300	
41	240, 100	292, 300	326, 200	396, 700	
42	241, 100	293, 700	328, 100	399, 000	

43	242, 200	295, 000	330, 100	401, 300	
44	243, 300	296, 300	332, 100	403, 600	
45	244, 500	297, 600	334, 100	406, 000	
46	245, 500	298, 900	336, 100	408, 300	
47	246, 600	300, 200	338, 100	410, 500	
48	247, 700	301, 500	340, 100	412, 700	
49	248, 900	302, 800	342, 200	415, 000	
50	250, 000	304, 100	344, 700	417, 300	
51	251, 100	305, 400	347, 200	419, 500	
52	252, 100	306, 700	349, 700	421, 700	
53	253, 200	308, 000	352, 200	423, 700	
54	254, 200	309, 300	354, 500	425, 600	
55	255, 300	310, 600	356, 700	427, 600	
56	256, 400	311, 800	358, 800	429, 500	
57	257, 500	313, 100	360, 800	431, 300	
58	258, 500	314, 300	362, 800	433, 100	
59	259, 600	315, 500	364, 700	434, 800	
60	260, 700	316, 800	366, 500	436, 600	
61	261, 800	318, 100	368, 400	438, 400	
62	262, 800	319, 400	370, 300	439, 900	
63	263, 900	320, 600	372, 200	441, 000	
64	265, 000	321, 900	374, 000	441, 900	
65	266, 100	323, 100	375, 800	442, 800	
66	267, 100	324, 300	377, 500	443, 600	
67	268, 200	325, 500	379, 100	444, 300	
68	269, 300	326, 800	380, 500	445, 000	
69	270, 300	328, 000	382, 000	445, 700	
70	271, 300	329, 200	383, 000	446, 400	
71	272, 400	330, 400	383, 900	447, 100	

72	273, 400	331, 600	384, 700	447, 800	
73	274, 500	332, 900	385, 500	448, 500	
74	275, 500	334, 000	386, 300	449, 200	
75	276, 600	335, 200	387, 000	449, 900	
76	277, 600	336, 300	387, 700	450, 500	
77	278, 700	337, 500	388, 500	451, 100	
78	279, 700	338, 600	389, 200	451, 800	
79	280, 700	339, 600	389, 900	452, 400	
80	281, 800	340, 500	390, 600	453, 000	
81	282, 900	341, 300	391, 300	453, 600	
82	283, 900	342, 100	391, 900	454, 200	
83	285, 000	342, 900	392, 500	454, 800	
84	286, 000	343, 600	393, 000	455, 400	
85	287, 100	344, 300	393, 500	456, 000	
86	288, 100	345, 100	394, 000	456, 600	
87	289, 100	345, 700	394, 500	457, 200	
88	290, 100	346, 400	395, 100	457, 700	
89	291, 200	347, 100	395, 700	458, 200	
90	292, 200	347, 700	396, 300	458, 800	
91	293, 300	348, 200	396, 900	459, 300	
92	294, 300	348, 600	397, 400	459, 800	
93	295, 300	349, 100	397, 900	460, 300	
94	296, 300	349, 600	398, 500	460, 800	
95	297, 300	350, 100	399, 000	461, 300	
96	298, 300	350, 600	399, 500	461, 800	
97	299, 400	351, 000	400, 000	462, 200	
98	300, 400	351, 500	400, 500		
99	301, 400	351, 900	401, 000		
100	302, 400	352, 400	401, 500		

101	303, 500	352, 900	402, 000		
102	304, 600	353, 300	402, 500		
103	305, 600	353, 800	403, 000		
104	306, 600	354, 300	403, 500		
105	307, 500	354, 700	403, 900		
106	308, 400	355, 100	404, 400		
107	309, 300	355, 500	404, 900		
108	310, 200	355, 900	405, 300		
109	311, 000	356, 300	405, 700		
110	311, 700	356, 700	406, 200		
111	312, 400	357, 100	406, 700		
112	313, 100	357, 500	407, 100		
113	313, 800	357, 900	407, 500		
114	314, 200	358, 300	408, 000		
115	314, 700	358, 700	408, 500		
116	315, 200	359, 100	408, 900		
117	315, 600	359, 500	409, 300		
118	316, 000	359, 900	409, 800		
119	316, 300	360, 300	410, 200		
120	316, 600	360, 700	410, 600		
121	316, 900	361, 100	411, 000		
122	317, 300	361, 400	411, 500		
123	317, 600	361, 800	411, 900		
124	317, 900	362, 200	412, 300		
125	318, 200	362, 600	412, 700		
126	318, 600	362, 900	413, 200		
127	318, 900	363, 300	413, 600		
128	319, 200	363, 700	414, 000		
129	319, 500	364, 100	414, 400		

130	319,900		414,900		
131	320,200		415,300		
132	320,500		415,700		
133	320,800		416,100		
134	321,200		416,500		
135	321,500		416,900		
136	321,800		417,300		
137	322,100		417,700		
138	322,400		418,100		
139	322,800		418,500		
140	323,100		418,900		
141	323,400		419,300		
142	323,700				
143	324,000				
144	324,300				
145	324,600				
146	324,900				
147	325,200				
148	325,500				
149	325,800				

別表第1 定年前再任用短時間勤務職員の項中「198,800」を「201,200」に、「230,900」を「233,700」に、「271,600」を「274,800」に、「313,700」を「318,400」に、「430,000」を「436,800」に改め、同表備考第2号中「170,400円」を「199,700円」に改める。

別表第2 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部1の項から261の項までを次のように改める。

	円	円	円	円
1	175,700	245,000	276,300	307,200
2	176,200	246,500	277,900	309,300

3	176,700	248,000	279,600	311,400
4	177,200	249,500	281,300	313,400
5	177,700	250,900	283,000	315,500
6	178,200	252,200	284,700	317,600
7	178,700	253,400	286,400	319,700
8	179,300	254,600	288,100	321,800
9	179,900	255,800	289,800	323,800
10	180,400	257,000	291,500	325,800
11	181,100	258,300	293,300	327,700
12	181,700	259,600	295,000	329,700
13	182,300	260,900	296,700	331,600
14	183,000	262,200	298,400	333,600
15	183,800	263,500	300,100	335,500
16	184,600	264,900	301,700	337,400
17	185,400	266,200	303,300	339,300
18	186,500	267,500	304,900	341,200
19	187,600	268,900	306,500	343,100
20	188,800	270,300	308,200	345,000
21	190,100	271,600	309,800	346,800
22	191,400	273,000	311,400	348,700
23	192,600	274,400	313,000	350,500
24	193,900	275,800	314,600	352,300
25	195,200	277,200	316,100	354,000
26	196,600	278,600	317,600	355,700
27	198,000	280,000	319,000	357,300
28	199,500	281,400	320,400	358,900
29	201,000	282,800	321,800	360,400
30	202,500	284,200	323,200	361,600
31	204,000	285,600	324,600	362,800

32	205, 500	286, 900	326, 000	364, 000
33	207, 100	288, 200	327, 400	365, 200
34	208, 600	289, 500	328, 800	366, 300
35	210, 200	290, 800	330, 100	367, 300
36	211, 800	292, 100	331, 400	368, 400
37	213, 400	293, 300	332, 600	369, 400
38	214, 900	294, 500	333, 800	370, 300
39	216, 500	295, 700	334, 900	371, 200
40	218, 100	296, 900	336, 000	372, 100
41	219, 600	298, 100	337, 100	372, 900
42	220, 400	299, 200	338, 100	373, 700
43	221, 200	300, 300	339, 000	374, 500
44	222, 000	301, 300	339, 900	375, 200
45	222, 700	302, 300	340, 800	375, 800
46	223, 200	303, 200	341, 600	376, 400
47	223, 700	304, 100	342, 400	377, 000
48	224, 200	305, 000	343, 200	377, 500
49	224, 600	305, 900	344, 000	377, 900
50	225, 100	306, 800	344, 700	378, 400
51	225, 600	307, 600	345, 400	378, 800
52	226, 200	308, 400	346, 100	379, 200
53	226, 800	309, 200	346, 800	379, 600
54	227, 500	310, 000	347, 500	380, 000
55	228, 200	310, 800	348, 100	380, 400
56	229, 000	311, 500	348, 700	380, 800
57	229, 900	312, 200	349, 200	381, 100
58	230, 700	312, 900	349, 700	381, 400
59	231, 500	313, 600	350, 200	381, 800
60	232, 400	314, 300	350, 600	382, 100

61	233, 400	315, 000	351, 000	382, 400
62	234, 300	315, 600	351, 400	382, 700
63	235, 200	316, 200	351, 800	383, 100
64	236, 000	316, 800	352, 200	383, 400
65	236, 900	317, 400	352, 600	383, 700
66	237, 700	318, 000	353, 000	384, 100
67	238, 600	318, 500	353, 400	384, 400
68	239, 500	319, 000	353, 800	384, 700
69	240, 400	319, 500	354, 100	385, 000
70	241, 300	320, 000	354, 400	385, 300
71	242, 200	320, 500	354, 700	385, 600
72	243, 100	321, 000	355, 000	385, 900
73	244, 000	321, 500	355, 300	386, 200
74	244, 900	322, 000	355, 600	386, 500
75	245, 800	322, 500	355, 900	386, 800
76	246, 700	322, 900	356, 200	387, 100
77	247, 500	323, 300	356, 500	387, 400
78	248, 300	323, 700	356, 800	387, 700
79	249, 200	324, 100	357, 100	388, 000
80	250, 100	324, 400	357, 400	388, 300
81	250, 900	324, 700	357, 700	388, 600
82	251, 800	325, 100	358, 000	388, 900
83	252, 700	325, 500	358, 300	389, 200
84	253, 500	325, 800	358, 600	389, 500
85	254, 400	326, 100	358, 900	389, 700
86	255, 300	326, 400	359, 200	390, 000
87	256, 200	326, 700	359, 500	390, 300
88	257, 000	327, 000	359, 800	390, 600
89	257, 800	327, 300	360, 100	390, 900

90	258, 700	327, 600	360, 400	391, 200
91	259, 600	327, 900	360, 700	391, 500
92	260, 500	328, 200	361, 000	391, 800
93	261, 500	328, 500	361, 300	392, 100
94	262, 500	328, 800	361, 600	392, 400
95	263, 400	329, 100	361, 900	392, 700
96	264, 300	329, 300	362, 200	393, 000
97	265, 100	329, 600	362, 500	393, 300
98	265, 900	329, 900	362, 800	393, 600
99	266, 800	330, 200	363, 100	393, 900
100	267, 600	330, 500	363, 400	394, 200
101	268, 400	330, 700	363, 700	394, 500
102	269, 300	331, 000	364, 000	394, 800
103	270, 300	331, 300	364, 300	395, 100
104	271, 300	331, 600	364, 600	395, 400
105	272, 200	331, 900	364, 800	395, 700
106	273, 100	332, 200	365, 100	396, 000
107	274, 000	332, 500	365, 400	396, 300
108	274, 900	332, 700	365, 700	396, 600
109	275, 800	333, 000	366, 000	396, 900
110	276, 800	333, 300	366, 300	397, 200
111	277, 700	333, 600	366, 600	397, 500
112	278, 400	333, 900	366, 900	397, 800
113	279, 200	334, 200	367, 200	398, 100
114	280, 000	334, 500	367, 500	398, 400
115	280, 700	334, 800	367, 800	398, 700
116	281, 500	335, 100	368, 100	399, 000
117	282, 200	335, 400	368, 400	399, 300
118	282, 800	335, 700	368, 700	399, 600

119	283,300	336,000	369,000	399,900
120	283,800	336,300	369,300	400,200
121	284,200	336,600	369,600	400,500
122	284,600	336,900	369,900	400,800
123	285,000	337,200	370,200	401,100
124	285,400	337,500	370,500	401,400
125	285,700	337,800	370,800	401,700
126	286,100	338,100	371,100	402,000
127	286,400	338,400	371,400	402,300
128	286,800	338,700	371,700	402,600
129	287,100	339,000	372,000	402,900
130	287,500	339,300	372,300	403,200
131	287,900	339,600	372,600	403,500
132	288,200	339,900	372,900	403,800
133	288,500	340,200	373,200	404,100
134	288,800	340,500	373,500	404,400
135	289,100	340,800	373,800	404,700
136	289,400	341,100	374,100	405,000
137	289,700	341,400	374,400	405,300
138	290,000	341,700	374,700	405,600
139	290,300	342,000	375,000	405,900
140	290,600	342,300	375,300	406,200
141	290,900	342,600	375,600	406,500
142	291,200	342,900	375,900	406,800
143	291,500	343,200	376,200	407,100
144	291,800	343,500	376,500	407,400
145	292,100	343,800	376,800	407,700
146	292,300	344,100	377,100	408,000
147	292,600	344,400	377,400	408,300

148	292, 900	344, 700	377, 700	408, 600
149	293, 200	345, 000	378, 000	408, 900
150	293, 500	345, 300	378, 300	
151	293, 800	345, 600	378, 600	
152	294, 100	345, 900	378, 900	
153	294, 400	346, 200	379, 200	
154	294, 700	346, 500	379, 500	
155	295, 000	346, 800	379, 800	
156	295, 300	347, 100	380, 100	
157	295, 600	347, 400	380, 400	
158	295, 900	347, 700	380, 700	
159	296, 200	348, 000	381, 000	
160	296, 500	348, 300	381, 300	
161	296, 800	348, 600	381, 600	
162	297, 100	348, 900	381, 900	
163	297, 400	349, 200	382, 200	
164	297, 700	349, 500	382, 500	
165	298, 000	349, 800	382, 800	
166	298, 300	350, 100	383, 100	
167	298, 600	350, 400	383, 400	
168	298, 900	350, 700	383, 700	
169	299, 200	351, 000	384, 000	
170	299, 500	351, 300	384, 300	
171	299, 800	351, 600	384, 600	
172	300, 100	351, 900	384, 900	
173	300, 400	352, 200	385, 200	
174	300, 700	352, 500	385, 500	
175	301, 000	352, 800	385, 800	
176	301, 300	353, 100	386, 100	

177	301, 600	353, 400	386, 400	
178	301, 900	353, 700	386, 700	
179	302, 200	354, 000	387, 000	
180	302, 500	354, 300	387, 300	
181	302, 800	354, 600	387, 600	
182	303, 100	354, 900	387, 900	
183	303, 400	355, 200	388, 200	
184	303, 700	355, 500	388, 500	
185	304, 000	355, 800	388, 800	
186	304, 300	356, 100	389, 100	
187	304, 600	356, 400	389, 400	
188	304, 900	356, 700	389, 700	
189	305, 200	357, 000	390, 000	
190	305, 500	357, 300	390, 300	
191	305, 800	357, 600	390, 600	
192	306, 100	357, 900	390, 900	
193	306, 400	358, 200	391, 200	
194	306, 700	358, 500		
195	307, 000	358, 800		
196	307, 300	359, 100		
197	307, 600	359, 400		
198	307, 900	359, 700		
199	308, 200	360, 000		
200	308, 500	360, 300		
201	308, 800	360, 600		
202	309, 100	360, 900		
203	309, 400	361, 200		
204	309, 700	361, 500		
205	310, 000	361, 800		

206	310,300	362,100		
207	310,600	362,400		
208	310,900	362,700		
209	311,200	363,000		
210	311,500	363,300		
211	311,800	363,600		
212	312,100	363,900		
213	312,400	364,200		
214	312,700	364,500		
215	313,000	364,800		
216	313,300	365,100		
217	313,600	365,400		
218	313,900	365,700		
219	314,200	366,000		
220	314,500	366,300		
221	314,800	366,600		
222	315,100	366,900		
223	315,400	367,200		
224	315,700	367,500		
225	316,000	367,800		
226	316,300			
227	316,600			
228	316,900			
229	317,200			
230	317,500			
231	317,800			
232	318,100			
233	318,400			
234	318,700			

235	319,000			
236	319,300			
237	319,600			
238	319,900			
239	320,200			
240	320,500			
241	320,800			
242	321,100			
243	321,400			
244	321,700			
245	322,000			
246	322,300			
247	322,600			
248	322,900			
249	323,200			
250	323,500			
251	323,800			
252	324,100			
253	324,400			
254	324,700			
255	325,000			
256	325,300			
257	325,600			
258	325,900			
259	326,200			
260	326,500			
261	326,800			

別表第2 定年前再任用短時間勤務職員の項中「208,600」を「211,500」に、「222,900」を「226,000」に、「243,100」を「246,500」に、「274,600」を「278,400」に改める。

別表第3 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部1の項から145の項までを次のように改める。

	円	円	円
1	265,300	352,400	431,300
2	267,600	356,100	434,300
3	269,900	359,700	437,300
4	272,300	363,300	440,200
5	274,700	366,900	443,100
6	277,100	370,600	446,000
7	279,500	374,300	448,800
8	281,900	378,000	451,700
9	284,300	381,700	454,600
10	286,700	385,500	457,400
11	289,100	389,200	460,200
12	291,500	392,900	463,100
13	293,900	396,600	466,000
14	296,800	400,400	468,800
15	299,700	404,200	471,600
16	302,700	408,000	474,300
17	305,700	411,700	477,000
18	308,900	414,000	479,800
19	312,100	416,300	482,600
20	315,500	418,500	485,300
21	318,800	420,700	488,000
22	321,800	422,900	490,700
23	324,700	425,000	493,300
24	327,500	427,100	495,800
25	330,300	429,200	498,400
26	333,000	431,200	501,000

27	335, 700	433, 200	503, 500
28	338, 400	435, 200	505, 900
29	341, 000	437, 100	508, 300
30	343, 600	439, 100	510, 800
31	346, 300	441, 100	513, 300
32	349, 000	443, 100	515, 800
33	351, 600	445, 000	518, 200
34	354, 300	446, 900	520, 700
35	357, 000	448, 800	523, 100
36	359, 600	450, 700	525, 500
37	362, 100	452, 500	527, 900
38	364, 400	454, 400	530, 300
39	366, 700	456, 300	532, 700
40	369, 000	458, 100	535, 000
41	371, 200	459, 900	537, 300
42	373, 500	461, 700	539, 300
43	375, 700	463, 500	541, 300
44	377, 900	465, 300	543, 300
45	380, 000	467, 100	545, 200
46	382, 200	468, 800	547, 000
47	384, 500	470, 500	548, 600
48	386, 700	472, 100	550, 100
49	388, 800	473, 700	551, 500
50	390, 100	475, 200	552, 900
51	391, 400	476, 600	554, 300
52	392, 600	477, 900	555, 700
53	393, 800	479, 200	557, 100
54	395, 000	480, 300	558, 400
55	396, 200	481, 300	559, 700

56	397, 400	482, 200	561, 000
57	398, 500	483, 100	562, 200
58	399, 400	484, 000	563, 300
59	400, 300	484, 900	564, 400
60	401, 200	485, 800	565, 500
61	402, 100	486, 600	566, 600
62	402, 900	487, 400	567, 700
63	403, 700	488, 200	568, 800
64	404, 500	488, 900	569, 900
65	405, 200	489, 600	570, 900
66	405, 800	490, 300	571, 900
67	406, 400	490, 900	572, 900
68	407, 000	491, 400	573, 900
69	407, 600	491, 900	574, 900
70	408, 100	492, 500	575, 900
71	408, 600	493, 100	576, 900
72	409, 000	493, 700	577, 800
73	409, 400	494, 200	578, 700
74	409, 900	494, 800	579, 700
75	410, 300	495, 400	580, 600
76	410, 700	496, 000	581, 500
77	411, 200	496, 500	582, 400
78	411, 700	497, 100	583, 300
79	412, 100	497, 700	584, 200
80	412, 500	498, 200	585, 100
81	413, 000	498, 800	585, 900
82	413, 500	499, 400	586, 800
83	413, 900	500, 000	587, 700
84	414, 300	500, 500	588, 600

85	414, 600	501, 000	589, 400
86	415, 100	501, 600	590, 300
87	415, 500	502, 100	591, 200
88	415, 900	502, 700	592, 000
89	416, 200	503, 200	592, 700
90	416, 600	503, 700	593, 500
91	417, 000	504, 200	594, 300
92	417, 400	504, 700	595, 100
93	417, 700	505, 200	595, 900
94	418, 100	505, 700	596, 600
95	418, 500	506, 200	597, 400
96	418, 900	506, 700	598, 200
97	419, 200	507, 200	599, 000
98	419, 600	507, 700	599, 700
99	420, 000	508, 200	600, 400
100	420, 400	508, 700	601, 200
101	420, 700	509, 200	601, 900
102	421, 100	509, 700	602, 600
103	421, 500	510, 200	603, 400
104	421, 900	510, 700	604, 100
105	422, 200	511, 200	604, 800
106	422, 600		605, 400
107	423, 000		606, 100
108	423, 400		606, 800
109	423, 700		607, 500
110			608, 200
111			608, 900
112			609, 600
113			610, 300

114			611,000
115			611,700
116			612,400
117			613,100
118			613,800
119			614,500
120			615,200
121			615,900
122			616,600
123			617,300
124			618,000
125			618,700
126			619,400
127			620,100
128			620,800
129			621,500
130			622,200
131			622,900
132			623,600
133			624,300
134			625,000
135			625,700
136			626,400
137			627,100
138			627,800
139			628,500
140			629,200
141			629,900
142			630,600

143			631,300
144			632,000
145			632,700

別表第3 定年前再任用短時間勤務職員の項中「289,700」を「294,300」に、「348,000」を「353,500」に、「405,300」を「411,800」に改める。

別表第4 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部1の項から149の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	184,300	237,600	255,100	303,400	517,900
2	185,300	238,600	256,500	305,400	520,400
3	186,400	239,700	257,900	307,400	523,000
4	187,500	240,600	259,300	309,300	525,600
5	188,600	241,600	260,800	311,200	528,200
6	189,700	242,600	262,300	313,100	530,800
7	190,900	243,600	263,800	315,200	533,300
8	192,100	244,600	265,100	317,200	535,900
9	193,400	245,800	266,600	319,100	
10	194,700	246,900	268,000	321,100	
11	196,000	248,100	269,500	323,100	
12	197,400	249,300	271,200	325,100	
13	198,800	250,600	272,800	327,100	
14	200,100	251,900	274,400	329,200	
15	201,400	253,200	276,000	331,300	
16	202,800	254,600	277,700	333,300	
17	204,300	256,000	279,500	335,400	
18	205,700	257,400	281,500	337,500	
19	207,100	258,700	283,400	339,700	
20	208,500	260,000	285,300	341,900	
21	210,000	261,500	287,300	344,100	

22	212, 500	262, 900	289, 300	346, 600	
23	215, 000	264, 400	291, 300	349, 100	
24	217, 500	265, 700	293, 200	351, 600	
25	220, 000	267, 100	295, 100	354, 100	
26	221, 600	268, 700	297, 100	356, 600	
27	223, 300	270, 200	299, 000	359, 100	
28	225, 100	271, 800	300, 900	361, 900	
29	226, 900	273, 400	302, 900	364, 600	
30	228, 000	275, 300	304, 900	367, 600	
31	229, 200	277, 200	306, 900	370, 500	
32	230, 400	279, 100	308, 800	373, 400	
33	231, 600	281, 100	310, 700	376, 400	
34	232, 900	282, 700	312, 500	379, 200	
35	234, 200	284, 300	314, 600	381, 900	
36	235, 500	285, 700	316, 600	384, 600	
37	236, 700	287, 000	318, 500	387, 100	
38	237, 700	288, 300	320, 500	389, 600	
39	238, 800	289, 600	322, 400	391, 900	
40	239, 700	291, 000	324, 300	394, 300	
41	240, 700	292, 400	326, 300	396, 700	
42	241, 700	293, 800	328, 200	399, 000	
43	242, 700	295, 100	330, 100	401, 300	
44	243, 700	296, 400	332, 100	403, 600	
45	244, 700	297, 700	334, 100	406, 000	
46	245, 800	299, 000	336, 100	408, 300	
47	247, 000	300, 400	338, 100	410, 500	
48	248, 200	301, 700	340, 100	412, 700	
49	249, 500	303, 000	342, 200	415, 000	
50	250, 600	304, 300	344, 700	417, 300	

51	251,700	305,600	347,200	419,500	
52	252,800	306,900	349,700	421,700	
53	253,900	308,200	352,200	423,700	
54	254,900	309,500	354,500	425,600	
55	256,000	310,700	356,700	427,600	
56	257,100	312,000	358,800	429,500	
57	258,200	313,300	360,800	431,300	
58	259,300	314,600	362,800	433,100	
59	260,400	315,800	364,700	434,800	
60	261,400	317,100	366,500	436,600	
61	262,500	318,400	368,400	438,400	
62	263,500	319,600	370,300	439,900	
63	264,600	320,800	372,200	441,000	
64	265,800	322,100	374,000	441,900	
65	266,800	323,400	375,800	442,800	
66	267,700	324,700	377,500	443,600	
67	268,700	325,900	379,100	444,300	
68	269,900	327,200	380,500	445,000	
69	271,000	328,400	382,000	445,700	
70	272,000	329,600	383,000	446,400	
71	273,000	330,800	383,900	447,100	
72	274,100	332,000	384,700	447,800	
73	275,200	333,300	385,500	448,500	
74	276,200	334,400	386,300	449,200	
75	277,300	335,500	387,000	449,900	
76	278,300	336,500	387,700	450,500	
77	279,300	337,700	388,500	451,100	
78	280,300	338,700	389,200	451,800	
79	281,300	339,700	389,900	452,400	

80	282, 300	340, 600	390, 600	453, 000	
81	283, 300	341, 400	391, 300	453, 600	
82	284, 300	342, 200	391, 900	454, 200	
83	285, 300	342, 900	392, 500	454, 800	
84	286, 300	343, 600	393, 000	455, 400	
85	287, 300	344, 300	393, 500	456, 000	
86	288, 300	345, 100	394, 000	456, 600	
87	289, 200	345, 700	394, 500	457, 200	
88	290, 100	346, 400	395, 100	457, 700	
89	291, 300	347, 100	395, 700	458, 200	
90	292, 200	347, 700	396, 300	458, 800	
91	293, 300	348, 200	396, 900	459, 300	
92	294, 300	348, 600	397, 400	459, 800	
93	295, 300	349, 100	397, 900	460, 300	
94	296, 300	349, 600	398, 500	460, 800	
95	297, 300	350, 100	399, 000	461, 300	
96	298, 300	350, 600	399, 500	461, 800	
97	299, 300	351, 000	400, 000	462, 300	
98	300, 300	351, 500	400, 500	462, 800	
99	301, 300	351, 900	401, 000	463, 300	
100	302, 300	352, 400	401, 500	463, 800	
101	303, 300	352, 900	402, 000	464, 300	
102	304, 300	353, 300	402, 500	464, 800	
103	305, 200	353, 800	403, 000	465, 300	
104	306, 200	354, 100	403, 500	465, 800	
105	307, 000	354, 400	403, 900	466, 300	
106	307, 800	354, 700	404, 400	466, 800	
107	308, 600	355, 100	404, 900	467, 300	
108	309, 500	355, 500	405, 300	467, 800	

109	310, 400	355, 900	405, 700	468, 300	
110	311, 200	356, 200	406, 200	468, 800	
111	312, 000	356, 600	406, 700	469, 300	
112	312, 800	357, 000	407, 100		
113	313, 500	357, 400	407, 500		
114	314, 000	357, 800	408, 000		
115	314, 600	358, 100	408, 500		
116	315, 100	358, 500	408, 900		
117	315, 500	358, 900	409, 300		
118	315, 800	359, 200	409, 800		
119	316, 100	359, 600	410, 200		
120	316, 400	360, 000	410, 600		
121	316, 700	360, 400	411, 000		
122	317, 000	360, 700	411, 500		
123	317, 300	361, 100	411, 900		
124	317, 600	361, 500	412, 300		
125	317, 900	361, 900	412, 700		
126	318, 200		413, 100		
127	318, 500		413, 500		
128	318, 800		413, 900		
129	319, 100		414, 300		
130	319, 400		414, 700		
131	319, 700		415, 100		
132	320, 000		415, 500		
133	320, 300		415, 900		
134	320, 600				
135	320, 900				
136	321, 200				
137	321, 500				

138	321,800				
139	322,100				
140	322,400				
141	322,700				
142	323,000				
143	323,300				
144	323,600				
145	323,900				
146	324,200				
147	324,500				
148	324,800				
149	325,000				

別表第4 定年前再任用短時間勤務職員の項中「201,000」を「202,900」に、「232,200」を「234,400」に、「272,100」を「274,700」に、「313,700」を「318,300」に、「430,000」を「436,800」に改める。

別表第5 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部1の項から145の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	195,800	239,500	256,400	295,600	517,900
2	197,100	240,300	257,800	297,500	520,400
3	198,600	241,300	259,200	299,400	523,000
4	200,100	242,200	260,700	301,400	525,600
5	201,700	243,300	262,200	303,400	528,200
6	203,200	244,300	263,700	305,400	530,800
7	204,700	245,300	265,100	307,400	533,300
8	206,200	246,200	266,500	309,300	535,900
9	207,700	247,200	268,000	311,200	
10	209,100	248,200	269,400	313,100	
11	210,600	249,100	270,900	315,200	

12	212, 100	250, 100	272, 500	317, 200	
13	213, 700	251, 100	274, 100	319, 100	
14	215, 200	252, 400	275, 600	321, 100	
15	216, 700	253, 600	277, 000	323, 100	
16	218, 200	254, 900	278, 600	325, 100	
17	219, 700	256, 300	280, 300	327, 100	
18	221, 200	257, 600	282, 200	329, 200	
19	222, 700	258, 800	283, 900	331, 300	
20	224, 200	260, 200	285, 800	333, 300	
21	225, 700	261, 600	287, 700	335, 400	
22	227, 300	263, 000	289, 600	337, 500	
23	229, 100	264, 500	291, 600	339, 700	
24	230, 900	266, 000	293, 400	341, 900	
25	232, 500	267, 500	295, 200	344, 100	
26	233, 300	269, 000	297, 100	346, 600	
27	234, 100	270, 400	299, 000	349, 100	
28	234, 900	272, 000	300, 900	351, 600	
29	235, 600	273, 700	302, 800	354, 100	
30	236, 300	275, 600	304, 800	356, 600	
31	237, 100	277, 300	306, 700	359, 100	
32	237, 900	279, 200	308, 600	361, 900	
33	238, 700	281, 100	310, 500	364, 600	
34	239, 400	282, 700	312, 400	367, 600	
35	240, 200	284, 200	314, 500	370, 500	
36	241, 000	285, 700	316, 500	373, 400	
37	241, 900	287, 100	318, 400	376, 400	
38	242, 800	288, 500	320, 400	379, 200	
39	243, 700	289, 800	322, 300	381, 900	
40	244, 600	291, 100	324, 300	384, 600	

41	245, 600	292, 400	326, 300	387, 100	
42	246, 400	293, 800	328, 200	389, 600	
43	247, 300	295, 100	330, 200	391, 900	
44	248, 300	296, 400	332, 200	394, 300	
45	249, 300	297, 700	334, 200	396, 700	
46	250, 200	299, 000	336, 200	399, 000	
47	251, 200	300, 400	338, 200	401, 300	
48	252, 200	301, 600	340, 200	403, 600	
49	253, 400	302, 900	342, 300	406, 000	
50	254, 500	304, 200	344, 800	408, 300	
51	255, 600	305, 500	347, 300	410, 500	
52	256, 700	306, 800	349, 800	412, 700	
53	257, 900	308, 100	352, 300	415, 000	
54	259, 000	309, 400	354, 600	417, 300	
55	260, 000	310, 700	356, 800	419, 500	
56	261, 000	312, 000	358, 900	421, 700	
57	262, 100	313, 300	360, 900	423, 700	
58	263, 200	314, 700	362, 900	425, 600	
59	264, 200	315, 900	364, 800	427, 600	
60	265, 200	317, 100	366, 600	429, 500	
61	266, 300	318, 300	368, 500	431, 300	
62	267, 300	319, 500	370, 400	433, 100	
63	268, 300	320, 700	372, 300	434, 800	
64	269, 400	322, 000	374, 100	436, 600	
65	270, 500	323, 200	375, 900	438, 400	
66	271, 500	324, 400	377, 500	439, 900	
67	272, 600	325, 600	379, 100	441, 000	
68	273, 600	326, 900	380, 500	441, 900	
69	274, 700	328, 100	382, 000	442, 800	

70	275, 700	329, 300	383, 000	443, 600	
71	276, 800	330, 600	383, 900	444, 300	
72	277, 800	331, 800	384, 700	445, 000	
73	278, 900	333, 000	385, 500	445, 700	
74	279, 900	334, 200	386, 300	446, 400	
75	280, 900	335, 500	387, 000	447, 100	
76	282, 000	336, 600	387, 700	447, 800	
77	283, 000	337, 800	388, 500	448, 500	
78	284, 000	338, 900	389, 200	449, 200	
79	285, 100	339, 900	389, 900	449, 900	
80	286, 100	340, 800	390, 600	450, 500	
81	287, 100	341, 600	391, 300	451, 100	
82	288, 100	342, 400	391, 900	451, 800	
83	289, 100	343, 200	392, 500	452, 400	
84	290, 100	343, 900	393, 000	453, 000	
85	291, 200	344, 700	393, 500	453, 600	
86	292, 200	345, 500	394, 000	454, 200	
87	293, 300	346, 200	394, 500	454, 800	
88	294, 300	346, 900	395, 100	455, 400	
89	295, 300	347, 500	395, 700	456, 000	
90	296, 300	348, 000	396, 300	456, 600	
91	297, 300	348, 400	396, 900	457, 200	
92	298, 300	348, 800	397, 400	457, 700	
93	299, 400	349, 300	397, 900	458, 200	
94	300, 400	349, 700	398, 500	458, 700	
95	301, 400	350, 100	399, 000	459, 200	
96	302, 400	350, 600	399, 500	459, 700	
97	303, 500	351, 100	399, 900	460, 200	
98	304, 600	351, 500	400, 400	460, 700	

99	305, 500	351, 900	400, 900	461, 200	
100	306, 400	352, 400	401, 400	461, 700	
101	307, 200	352, 900	401, 900	462, 200	
102	308, 100	353, 300	402, 400	462, 700	
103	308, 900	353, 700	402, 900	463, 200	
104	309, 700	354, 100	403, 400	463, 700	
105	310, 500	354, 400	403, 800	464, 200	
106	311, 300	354, 800	404, 300	464, 700	
107	312, 000	355, 200	404, 800	465, 200	
108	312, 700	355, 600	405, 200	465, 700	
109	313, 300	355, 900	405, 600	466, 200	
110	313, 800	356, 200	406, 100	466, 700	
111	314, 200	356, 600	406, 600	467, 200	
112	314, 700	357, 000	407, 000		
113	315, 000	357, 400	407, 400		
114	315, 300	357, 800	407, 900		
115	315, 600	358, 200	408, 400		
116	315, 900	358, 500	408, 800		
117	316, 200	358, 900	409, 200		
118	316, 500	359, 300	409, 700		
119	316, 800	359, 700	410, 100		
120	317, 100	360, 100	410, 500		
121	317, 400	360, 400	410, 900		
122	317, 700	360, 700	411, 300		
123	318, 000	361, 100	411, 700		
124	318, 300	361, 500	412, 100		
125	318, 600	361, 800	412, 500		
126	318, 900	362, 100	412, 900		
127	319, 200	362, 500	413, 300		

128	319,500	362,900	413,700		
129	319,800	363,200	414,100		
130	320,100				
131	320,400				
132	320,700				
133	321,000				
134	321,300				
135	321,600				
136	321,900				
137	322,200				
138	322,500				
139	322,800				
140	323,100				
141	323,400				
142	323,700				
143	324,000				
144	324,300				
145	324,600				

別表第5 定年前再任用短時間勤務職員の項中「205,000」を「206,900」に、「233,400」を「235,500」に、「272,100」を「274,700」に、「313,700」を「318,400」に、「430,000」を「436,800」に改める。

別表第6 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部1の項から153の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	184,100	235,800	254,800	303,400	517,900
2	185,000	237,000	256,200	305,400	520,400
3	186,000	238,200	257,600	307,400	523,000
4	187,000	239,400	259,000	309,300	525,600
5	188,000	240,600	260,500	311,200	528,200

6	189,000	241,800	261,900	313,100	530,800
7	190,100	243,000	263,300	315,200	533,300
8	191,200	244,200	264,700	317,200	535,900
9	192,300	245,400	266,200	319,100	
10	193,400	246,600	267,600	321,100	
11	194,500	247,800	269,100	323,100	
12	195,700	249,100	270,700	325,100	
13	196,900	250,400	272,300	327,100	
14	198,100	251,700	274,000	329,200	
15	199,400	252,900	275,700	331,300	
16	200,700	254,300	277,400	333,300	
17	202,100	255,800	279,200	335,400	
18	204,200	257,200	281,200	337,500	
19	206,300	258,400	283,100	339,700	
20	208,500	259,800	285,100	341,900	
21	210,700	261,300	287,000	344,100	
22	212,500	262,700	289,000	346,600	
23	214,300	264,000	291,000	349,100	
24	216,100	265,400	292,900	351,600	
25	217,900	266,900	294,800	354,100	
26	219,800	268,500	296,800	356,600	
27	221,700	270,000	298,800	359,100	
28	223,600	271,500	300,700	361,900	
29	225,500	273,100	302,600	364,600	
30	226,800	275,100	304,600	367,600	
31	228,200	277,000	306,600	370,500	
32	229,600	279,000	308,500	373,400	
33	231,200	280,900	310,400	376,400	
34	232,400	282,500	312,300	379,200	

35	233, 500	284, 100	314, 400	381, 900	
36	234, 600	285, 600	316, 400	384, 600	
37	235, 700	286, 900	318, 300	387, 100	
38	236, 700	288, 200	320, 300	389, 600	
39	237, 800	289, 500	322, 200	391, 900	
40	238, 900	290, 900	324, 200	394, 300	
41	240, 100	292, 300	326, 200	396, 700	
42	241, 100	293, 700	328, 100	399, 000	
43	242, 200	295, 000	330, 100	401, 300	
44	243, 300	296, 300	332, 100	403, 600	
45	244, 500	297, 600	334, 100	406, 000	
46	245, 500	298, 900	336, 100	408, 300	
47	246, 600	300, 200	338, 100	410, 500	
48	247, 700	301, 500	340, 100	412, 700	
49	248, 900	302, 800	342, 200	415, 000	
50	250, 000	304, 100	344, 700	417, 300	
51	251, 100	305, 400	347, 200	419, 500	
52	252, 100	306, 700	349, 700	421, 700	
53	253, 200	308, 000	352, 200	423, 700	
54	254, 200	309, 300	354, 500	425, 600	
55	255, 300	310, 600	356, 700	427, 600	
56	256, 400	311, 800	358, 800	429, 500	
57	257, 500	313, 100	360, 800	431, 300	
58	258, 500	314, 300	362, 800	433, 100	
59	259, 600	315, 500	364, 700	434, 800	
60	260, 700	316, 800	366, 500	436, 600	
61	261, 800	318, 100	368, 400	438, 400	
62	262, 800	319, 400	370, 300	439, 900	
63	263, 900	320, 600	372, 200	441, 000	

64	265, 000	321, 900	374, 000	441, 900	
65	266, 100	323, 100	375, 800	442, 800	
66	267, 100	324, 300	377, 500	443, 600	
67	268, 200	325, 500	379, 100	444, 300	
68	269, 300	326, 800	380, 500	445, 000	
69	270, 300	328, 000	382, 000	445, 700	
70	271, 300	329, 200	383, 000	446, 400	
71	272, 400	330, 400	383, 900	447, 100	
72	273, 400	331, 600	384, 700	447, 800	
73	274, 500	332, 900	385, 500	448, 500	
74	275, 500	334, 000	386, 300	449, 200	
75	276, 600	335, 200	387, 000	449, 900	
76	277, 600	336, 300	387, 700	450, 500	
77	278, 700	337, 500	388, 500	451, 100	
78	279, 700	338, 600	389, 200	451, 800	
79	280, 700	339, 600	389, 900	452, 400	
80	281, 800	340, 500	390, 600	453, 000	
81	282, 900	341, 300	391, 300	453, 600	
82	283, 900	342, 100	391, 900	454, 200	
83	285, 000	342, 900	392, 500	454, 800	
84	286, 000	343, 600	393, 000	455, 400	
85	287, 100	344, 300	393, 500	456, 000	
86	288, 100	345, 100	394, 000	456, 600	
87	289, 100	345, 700	394, 500	457, 200	
88	290, 100	346, 400	395, 100	457, 700	
89	291, 200	347, 100	395, 700	458, 200	
90	292, 200	347, 700	396, 300	458, 800	
91	293, 300	348, 200	396, 900	459, 300	
92	294, 300	348, 600	397, 400	459, 800	

93	295,300	349,100	397,900	460,300	
94	296,300	349,600	398,500	460,800	
95	297,300	350,100	399,000	461,300	
96	298,300	350,600	399,500	461,800	
97	299,400	351,000	400,000	462,200	
98	300,400	351,500	400,500	462,600	
99	301,400	351,900	401,000	463,000	
100	302,400	352,400	401,500	463,400	
101	303,500	352,900	402,000	463,800	
102	304,600	353,300	402,500	464,200	
103	305,600	353,800	403,000	464,600	
104	306,600	354,300	403,500	465,000	
105	307,500	354,700	403,900	465,400	
106	308,400	355,100	404,400	465,800	
107	309,300	355,500	404,900	466,200	
108	310,200	355,900	405,300	466,600	
109	311,000	356,300	405,700	467,000	
110	311,700	356,700	406,200	467,400	
111	312,400	357,100	406,700	467,800	
112	313,100	357,500	407,100	468,200	
113	313,800	357,900	407,500	468,600	
114	314,200	358,300	408,000	469,000	
115	314,700	358,700	408,500	469,400	
116	315,200	359,100	408,900	469,800	
117	315,600	359,500	409,300	470,200	
118	316,000	359,900	409,800	470,600	
119	316,300	360,300	410,200	471,000	
120	316,600	360,700	410,600		
121	316,900	361,100	411,000		

122	317, 300	361, 400	411, 500		
123	317, 600	361, 800	411, 900		
124	317, 900	362, 200	412, 300		
125	318, 200	362, 600	412, 700		
126	318, 600	362, 900	413, 200		
127	318, 900	363, 300	413, 600		
128	319, 200	363, 700	414, 000		
129	319, 500	364, 100	414, 400		
130	319, 900	364, 500	414, 900		
131	320, 200	364, 900	415, 300		
132	320, 500	365, 300	415, 700		
133	320, 800	365, 700	416, 100		
134	321, 200	366, 100	416, 500		
135	321, 500	366, 500	416, 900		
136	321, 800	366, 900	417, 300		
137	322, 100	367, 300	417, 700		
138	322, 400	367, 700	418, 100		
139	322, 800	368, 100	418, 500		
140	323, 100	368, 500	418, 900		
141	323, 400	368, 900	419, 300		
142	323, 700	369, 300			
143	324, 000	369, 700			
144	324, 300	370, 100			
145	324, 600	370, 500			
146	324, 900	370, 900			
147	325, 200	371, 300			
148	325, 500	371, 700			
149	325, 800	372, 100			
150	326, 100	372, 500			

151	326,400	372,900			
152	326,700	373,300			
153	327,000				

別表第6 定年前再任用短時間勤務職員の項中「198,800」を「201,200」に、「230,900」を「233,700」に、「271,600」を「274,800」に、「313,700」を「318,400」に、「430,000」を「436,800」に改める。

付 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、第18条第2項の表1、同条第3項及び第19条第2項の改正規定並びに次条の規定は令和6年12月1日から、別表第1から別表第6までの改正規定は令和6年4月1日から適用する。

(特例措置)

第2条 令和6年12月に支給する期末手当に係るこの条例による改正後の稲城市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第18条第2項の表1の規定の適用については、同表中「100分の122.5」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の97.5」とし、同条第3項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の70」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の60」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の97.5」とする。

2 令和6年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の125」と、「100分の140」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の155」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の60」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の70」とする。

(給与の内払)

第3条 改正後の条例の規定を適用する場合において、この条例による改正前の稲城市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和6年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第4条 前2条に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案概要説明書

議 案 番 号	第64号	担 当 課	総務部人事課
件 名	稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】			
本案は、東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った給与改定を実施するため、稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を改正するものです。 東京都人事委員会は、東京都の区域内に所在する民間事業所であって企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上であるもの（11,178事業所）のうちから、無作為に1,241事業所を抽出して給与実態調査を行い、その結果を元に、令和6年10月18日付で勧告を行いました。 その内容は、例月給にあっては、民間従業員の給与が東京都職員の給与を10,595円（2.59%）上回っていることから、公民較差の解消を図りつつ、人材確保の観点から初任層に重点を置き、かつ職務の級の職責差を一層給与へ反映させる観点から全級全号給を引き上げ、特別給にあっては、民間従業員への支給割合が東京都職員の年間支給月数を上回るため0.20月分引き上げるべきである、というものです。 稲城市においては、平成5年度から東京都人事委員会の勧告の内容及び趣旨に沿った給与改定を実施していることから、今回も同様の措置を講ずるものです。			
【改正内容等】			
○ 第18条（期末手当）及び付則第2条（特例措置） 期末手当の年間支給月数を0.10月分（再任用職員にあっては0.05月分）引き上げるとともに、6月支給分と12月支給分を同じ割合に調整します。この改定により、6月支給分及び12月支給分が共に0.05月分（再任用職員にあっては0.025月分）の増となります。 なお、特別給の引上げは、令和6年12月に支給する期末手当から実施することとし、同月分の支給月数を0.10月分（再任用職員にあっては0.05月分）の増とする特例措置を講じます。 ○ 第19条（勤勉手当）及び付則第2条（特例措置）			

勤勉手当の年間支給月数を0.10月分（再任用職員にあっては0.05月分）引き上げるとともに、6月支給分と12月支給分を同じ割合に調整します。この改定により、6月支給分及び12月支給分が共に0.05月分（再任用職員にあっては0.025月分）の増となります。

なお、特別給の引上げは、令和6年12月に支給する勤勉手当から実施することとし、同月分の支給月数を0.10月分（再任用職員にあっては0.05月分）の増とする特例措置を講じます。

○ 別表第1から別表第6まで

別表第1から別表第6までの給料表について、初任給を含む給与月額を改定します。

なお、例月給の改定は、令和6年4月に遡及して実施することとします。

【施行期日等】

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行します。また、付則において、特例措置等について規定します。

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表

新			旧		
(期末手当)			(期末手当)		
第18条 …… (略)			第18条 …… (略)		
2 期末手当の額は、職員の給与月額に、次の表1の職員の区分の欄に応じて、同表の割合の欄に掲げる値を乗じて得た額に、基準日前6か月以内の期間における当該職員の次の表2の在職期間の欄に応じて、同表の割合の欄に掲げる値を乗じて得た額とする。			2 期末手当の額は、職員の給与月額に、次の表1の職員の区分の欄に応じて、同表の割合の欄に掲げる値を乗じて得た額に、基準日前6か月以内の期間における当該職員の次の表2の在職期間の欄に応じて、同表の割合の欄に掲げる値を乗じて得た額とする。		
表1			表1		
職員の区分	割合		職員の区分	割合	
	6月に支給する割合	12月に支給する割合		6月に支給する割合	12月に支給する割合
前項に掲げる職員のうち次に掲げる職員以外の職員	<u>100分の122.5</u>	<u>100分の122.5</u>	前項に掲げる職員のうち次に掲げる職員以外の職員	<u>100分の117.5</u>	<u>100分の117.5</u>
4級等職員	<u>100分の102.5</u>	<u>100分の102.5</u>	4級等職員	<u>100分の97.5</u>	<u>100分の97.5</u>
別表第1及び別表第6の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員（以下この条において「別表第1等5級職員」という。）又は別表第3の給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が3級でありその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別表第1等5級職員に相当する職員として市規則で定める職務にある職員（以下「5級等職員」という。）	<u>100分の92.5</u>	<u>100分の92.5</u>	別表第1及び別表第6の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員（以下この条において「別表第1等5級職員」という。）又は別表第3の給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が3級でありその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別表第1等5級職員に相当する職員として市規則で定める職務にある職員（以下「5級等職員」という。）	<u>100分の87.5</u>	<u>100分の87.5</u>
表2 …… (略)			表2 …… (略)		
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の</u>			3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の</u>		

122.5』とあるのは「100分の70」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の60」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 …… (略)

(勤勉手当)

第19条 …… (略)

2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、任命権者又はその委任を受けた者が市規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の120（4級等職員にあっては100分の140、5級等職員にあっては100分の150）を乗じて得た額の総額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の57.5（4級等職員及び5級等職員にあっては100分の67.5）を乗じて得た額の総額）を、12月に支給する場合においては100分の120（4級等職員にあっては100分の140、5級等職員にあっては100分の150）を乗じて得た額の総額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の57.5（4級等職員及び5級等職員にあっては100分の67.5）を乗じて得た額の総額）を超えてはならない。

3～5 …… (略)

別表第1（第3条関係）

行政職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用		円	円	円	円	円
	1	<u>184,100</u>	<u>235,800</u>	<u>254,800</u>	<u>303,400</u>	<u>500,900</u>
短時間	2	<u>185,000</u>	<u>237,000</u>	<u>256,200</u>	<u>305,400</u>	<u>503,300</u>
勤務職	3	<u>186,000</u>	<u>238,200</u>	<u>257,600</u>	<u>307,400</u>	<u>505,900</u>
員以外	4	<u>187,000</u>	<u>239,400</u>	<u>259,000</u>	<u>309,300</u>	<u>508,200</u>
の職員	5	<u>188,000</u>	<u>240,600</u>	<u>260,500</u>	<u>311,200</u>	<u>510,600</u>

117.5』とあるのは「100分の67.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 …… (略)

(勤勉手当)

第19条 …… (略)

2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、任命権者又はその委任を受けた者が市規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に、6月に支給場合においては100分の115（4級等職員にあっては100分の135、5級等職員にあっては100分の145）を乗じて得た額の総額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の55（4級等職員及び5級等職員にあっては100分の65）を乗じて得た額の総額）を、12月に支給する場合においては100分の115（4級等職員にあっては100分の135、5級等職員にあっては100分の145）を乗じて得た額の総額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の55（4級等職員及び5級等職員にあっては100分の65）を乗じて得た額の総額）を超えてはならない。

3～5 …… (略)

別表第1（第3条関係）

行政職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用		円	円	円	円	円
	1	<u>156,200</u>	<u>210,100</u>	<u>233,800</u>	<u>289,700</u>	<u>493,200</u>
短時間	2	<u>157,100</u>	<u>211,800</u>	<u>235,500</u>	<u>292,000</u>	<u>495,600</u>
勤務職	3	<u>158,100</u>	<u>213,400</u>	<u>237,200</u>	<u>294,300</u>	<u>498,100</u>
員以外	4	<u>159,100</u>	<u>215,100</u>	<u>238,900</u>	<u>296,500</u>	<u>500,400</u>
の職員	5	<u>160,100</u>	<u>216,700</u>	<u>240,700</u>	<u>298,700</u>	<u>502,800</u>

6	<u>189,000</u>	<u>241,800</u>	<u>261,900</u>	<u>313,100</u>	<u>513,000</u>
7	<u>190,100</u>	<u>243,000</u>	<u>263,300</u>	<u>315,200</u>	<u>515,400</u>
8	<u>191,200</u>	<u>244,200</u>	<u>264,700</u>	<u>317,200</u>	<u>517,900</u>
9	<u>192,300</u>	<u>245,400</u>	<u>266,200</u>	<u>319,100</u>	
10	<u>193,400</u>	<u>246,600</u>	<u>267,600</u>	<u>321,100</u>	
11	<u>194,500</u>	<u>247,800</u>	<u>269,100</u>	<u>323,100</u>	
12	<u>195,700</u>	<u>249,100</u>	<u>270,700</u>	<u>325,100</u>	
13	<u>196,900</u>	<u>250,400</u>	<u>272,300</u>	<u>327,100</u>	
14	<u>198,100</u>	<u>251,700</u>	<u>274,000</u>	<u>329,200</u>	
15	<u>199,400</u>	<u>252,900</u>	<u>275,700</u>	<u>331,300</u>	
16	<u>200,700</u>	<u>254,300</u>	<u>277,400</u>	<u>333,300</u>	
17	<u>202,100</u>	<u>255,800</u>	<u>279,200</u>	<u>335,400</u>	
18	<u>204,200</u>	<u>257,200</u>	<u>281,200</u>	<u>337,500</u>	
19	<u>206,300</u>	<u>258,400</u>	<u>283,100</u>	<u>339,700</u>	
20	<u>208,500</u>	<u>259,800</u>	<u>285,100</u>	<u>341,900</u>	
21	<u>210,700</u>	<u>261,300</u>	<u>287,000</u>	<u>344,100</u>	
22	<u>212,500</u>	<u>262,700</u>	<u>289,000</u>	<u>346,600</u>	
23	<u>214,300</u>	<u>264,000</u>	<u>291,000</u>	<u>349,100</u>	
24	<u>216,100</u>	<u>265,400</u>	<u>292,900</u>	<u>351,600</u>	
25	<u>217,900</u>	<u>266,900</u>	<u>294,800</u>	<u>354,100</u>	
26	<u>219,800</u>	<u>268,500</u>	<u>296,800</u>	<u>356,600</u>	
27	<u>221,700</u>	<u>270,000</u>	<u>298,800</u>	<u>359,100</u>	
28	<u>223,600</u>	<u>271,500</u>	<u>300,700</u>	<u>361,900</u>	
29	<u>225,500</u>	<u>273,100</u>	<u>302,600</u>	<u>364,600</u>	
30	<u>226,800</u>	<u>275,100</u>	<u>304,600</u>	<u>367,600</u>	
31	<u>228,200</u>	<u>277,000</u>	<u>306,600</u>	<u>370,500</u>	
32	<u>229,600</u>	<u>279,000</u>	<u>308,500</u>	<u>373,400</u>	
33	<u>231,200</u>	<u>280,900</u>	<u>310,400</u>	<u>376,400</u>	
34	<u>232,400</u>	<u>282,500</u>	<u>312,300</u>	<u>379,200</u>	

6	<u>161,100</u>	<u>218,300</u>	<u>242,400</u>	<u>300,900</u>	<u>505,100</u>
7	<u>162,100</u>	<u>219,900</u>	<u>244,100</u>	<u>303,100</u>	<u>507,500</u>
8	<u>163,100</u>	<u>221,600</u>	<u>245,900</u>	<u>305,400</u>	<u>509,900</u>
9	<u>164,000</u>	<u>223,300</u>	<u>247,700</u>	<u>307,700</u>	
10	<u>164,900</u>	<u>224,900</u>	<u>249,500</u>	<u>310,000</u>	
11	<u>165,900</u>	<u>226,600</u>	<u>251,300</u>	<u>312,300</u>	
12	<u>166,900</u>	<u>228,300</u>	<u>253,100</u>	<u>314,600</u>	
13	<u>167,900</u>	<u>230,100</u>	<u>255,000</u>	<u>316,900</u>	
14	<u>169,100</u>	<u>231,800</u>	<u>257,100</u>	<u>319,300</u>	
15	<u>170,300</u>	<u>233,400</u>	<u>259,200</u>	<u>321,700</u>	
16	<u>171,500</u>	<u>235,100</u>	<u>261,200</u>	<u>324,000</u>	
17	<u>172,800</u>	<u>236,900</u>	<u>263,300</u>	<u>326,400</u>	
18	<u>174,900</u>	<u>238,600</u>	<u>265,400</u>	<u>328,900</u>	
19	<u>177,000</u>	<u>240,200</u>	<u>267,600</u>	<u>331,500</u>	
20	<u>179,200</u>	<u>241,900</u>	<u>269,800</u>	<u>334,000</u>	
21	<u>181,400</u>	<u>243,700</u>	<u>272,000</u>	<u>336,500</u>	
22	<u>183,200</u>	<u>245,400</u>	<u>274,200</u>	<u>339,200</u>	
23	<u>185,000</u>	<u>247,000</u>	<u>276,300</u>	<u>341,900</u>	
24	<u>186,800</u>	<u>248,700</u>	<u>278,500</u>	<u>344,600</u>	
25	<u>188,600</u>	<u>250,600</u>	<u>280,700</u>	<u>347,300</u>	
26	<u>190,500</u>	<u>252,500</u>	<u>282,900</u>	<u>350,000</u>	
27	<u>192,400</u>	<u>254,300</u>	<u>285,100</u>	<u>352,700</u>	
28	<u>194,300</u>	<u>256,100</u>	<u>287,300</u>	<u>355,500</u>	
29	<u>196,200</u>	<u>258,000</u>	<u>289,400</u>	<u>358,200</u>	
30	<u>198,100</u>	<u>260,100</u>	<u>291,600</u>	<u>361,200</u>	
31	<u>200,100</u>	<u>262,100</u>	<u>293,800</u>	<u>364,100</u>	
32	<u>202,100</u>	<u>264,200</u>	<u>296,000</u>	<u>367,000</u>	
33	<u>204,300</u>	<u>266,200</u>	<u>298,200</u>	<u>370,000</u>	
34	<u>206,100</u>	<u>268,000</u>	<u>300,400</u>	<u>372,800</u>	

35	<u>233,500</u>	<u>284,100</u>	<u>314,400</u>	<u>381,900</u>	
36	<u>234,600</u>	<u>285,600</u>	<u>316,400</u>	<u>384,600</u>	
37	<u>235,700</u>	<u>286,900</u>	<u>318,300</u>	<u>387,100</u>	
38	<u>236,700</u>	<u>288,200</u>	<u>320,300</u>	<u>389,600</u>	
39	<u>237,800</u>	<u>289,500</u>	<u>322,200</u>	<u>391,900</u>	
40	<u>238,900</u>	<u>290,900</u>	<u>324,200</u>	<u>394,300</u>	
41	<u>240,100</u>	<u>292,300</u>	<u>326,200</u>	<u>396,700</u>	
42	<u>241,100</u>	<u>293,700</u>	<u>328,100</u>	<u>399,000</u>	
43	<u>242,200</u>	<u>295,000</u>	<u>330,100</u>	<u>401,300</u>	
44	<u>243,300</u>	<u>296,300</u>	<u>332,100</u>	<u>403,600</u>	
45	<u>244,500</u>	<u>297,600</u>	<u>334,100</u>	<u>406,000</u>	
46	<u>245,500</u>	<u>298,900</u>	<u>336,100</u>	<u>408,300</u>	
47	<u>246,600</u>	<u>300,200</u>	<u>338,100</u>	<u>410,500</u>	
48	<u>247,700</u>	<u>301,500</u>	<u>340,100</u>	<u>412,700</u>	
49	<u>248,900</u>	<u>302,800</u>	<u>342,200</u>	<u>415,000</u>	
50	<u>250,000</u>	<u>304,100</u>	<u>344,700</u>	<u>417,300</u>	
51	<u>251,100</u>	<u>305,400</u>	<u>347,200</u>	<u>419,500</u>	
52	<u>252,100</u>	<u>306,700</u>	<u>349,700</u>	<u>421,700</u>	
53	<u>253,200</u>	<u>308,000</u>	<u>352,200</u>	<u>423,700</u>	
54	<u>254,200</u>	<u>309,300</u>	<u>354,500</u>	<u>425,600</u>	
55	<u>255,300</u>	<u>310,600</u>	<u>356,700</u>	<u>427,600</u>	
56	<u>256,400</u>	<u>311,800</u>	<u>358,800</u>	<u>429,500</u>	
57	<u>257,500</u>	<u>313,100</u>	<u>360,800</u>	<u>431,300</u>	
58	<u>258,500</u>	<u>314,300</u>	<u>362,800</u>	<u>433,100</u>	
59	<u>259,600</u>	<u>315,500</u>	<u>364,700</u>	<u>434,800</u>	
60	<u>260,700</u>	<u>316,800</u>	<u>366,500</u>	<u>436,600</u>	
61	<u>261,800</u>	<u>318,100</u>	<u>368,400</u>	<u>438,400</u>	
62	<u>262,800</u>	<u>319,400</u>	<u>370,300</u>	<u>439,900</u>	
63	<u>263,900</u>	<u>320,600</u>	<u>372,200</u>	<u>441,000</u>	

35	<u>207,800</u>	<u>269,800</u>	<u>302,600</u>	<u>375,500</u>	
36	<u>209,500</u>	<u>271,600</u>	<u>304,800</u>	<u>378,200</u>	
37	<u>211,200</u>	<u>273,300</u>	<u>307,000</u>	<u>380,700</u>	
38	<u>212,800</u>	<u>274,900</u>	<u>309,300</u>	<u>383,200</u>	
39	<u>214,300</u>	<u>276,600</u>	<u>311,600</u>	<u>385,500</u>	
40	<u>215,800</u>	<u>278,400</u>	<u>313,900</u>	<u>387,900</u>	
41	<u>217,300</u>	<u>280,100</u>	<u>316,200</u>	<u>390,300</u>	
42	<u>218,800</u>	<u>281,800</u>	<u>318,500</u>	<u>392,600</u>	
43	<u>220,300</u>	<u>283,400</u>	<u>320,900</u>	<u>394,900</u>	
44	<u>221,800</u>	<u>285,100</u>	<u>323,200</u>	<u>397,200</u>	
45	<u>223,300</u>	<u>286,800</u>	<u>325,600</u>	<u>399,600</u>	
46	<u>224,800</u>	<u>288,500</u>	<u>328,000</u>	<u>401,900</u>	
47	<u>226,300</u>	<u>290,100</u>	<u>330,400</u>	<u>404,100</u>	
48	<u>227,800</u>	<u>291,800</u>	<u>332,900</u>	<u>406,300</u>	
49	<u>229,300</u>	<u>293,500</u>	<u>335,400</u>	<u>408,600</u>	
50	<u>230,800</u>	<u>295,100</u>	<u>338,100</u>	<u>410,900</u>	
51	<u>232,300</u>	<u>296,800</u>	<u>340,800</u>	<u>413,100</u>	
52	<u>233,800</u>	<u>298,500</u>	<u>343,500</u>	<u>415,300</u>	
53	<u>235,200</u>	<u>300,200</u>	<u>346,200</u>	<u>417,300</u>	
54	<u>236,700</u>	<u>301,900</u>	<u>348,800</u>	<u>419,200</u>	
55	<u>238,200</u>	<u>303,600</u>	<u>351,300</u>	<u>421,200</u>	
56	<u>239,700</u>	<u>305,200</u>	<u>353,700</u>	<u>423,100</u>	
57	<u>241,100</u>	<u>306,800</u>	<u>356,000</u>	<u>424,900</u>	
58	<u>242,500</u>	<u>308,400</u>	<u>358,200</u>	<u>426,700</u>	
59	<u>244,000</u>	<u>310,000</u>	<u>360,300</u>	<u>428,400</u>	
60	<u>245,500</u>	<u>311,600</u>	<u>362,300</u>	<u>430,200</u>	
61	<u>247,000</u>	<u>313,200</u>	<u>364,200</u>	<u>432,000</u>	
62	<u>248,400</u>	<u>314,800</u>	<u>366,200</u>	<u>433,500</u>	
63	<u>249,900</u>	<u>316,400</u>	<u>368,100</u>	<u>434,600</u>	

64	<u>265,000</u>	<u>321,900</u>	<u>374,000</u>	<u>441,900</u>	
65	<u>266,100</u>	<u>323,100</u>	<u>375,800</u>	<u>442,800</u>	
66	<u>267,100</u>	<u>324,300</u>	<u>377,500</u>	<u>443,600</u>	
67	<u>268,200</u>	<u>325,500</u>	<u>379,100</u>	<u>444,300</u>	
68	<u>269,300</u>	<u>326,800</u>	<u>380,500</u>	<u>445,000</u>	
69	<u>270,300</u>	<u>328,000</u>	<u>382,000</u>	<u>445,700</u>	
70	<u>271,300</u>	<u>329,200</u>	<u>383,000</u>	<u>446,400</u>	
71	<u>272,400</u>	<u>330,400</u>	<u>383,900</u>	<u>447,100</u>	
72	<u>273,400</u>	<u>331,600</u>	<u>384,700</u>	<u>447,800</u>	
73	<u>274,500</u>	<u>332,900</u>	<u>385,500</u>	<u>448,500</u>	
74	<u>275,500</u>	<u>334,000</u>	<u>386,300</u>	<u>449,200</u>	
75	<u>276,600</u>	<u>335,200</u>	<u>387,000</u>	<u>449,900</u>	
76	<u>277,600</u>	<u>336,300</u>	<u>387,700</u>	<u>450,500</u>	
77	<u>278,700</u>	<u>337,500</u>	<u>388,500</u>	<u>451,100</u>	
78	<u>279,700</u>	<u>338,600</u>	<u>389,200</u>	<u>451,800</u>	
79	<u>280,700</u>	<u>339,600</u>	<u>389,900</u>	<u>452,400</u>	
80	<u>281,800</u>	<u>340,500</u>	<u>390,600</u>	<u>453,000</u>	
81	<u>282,900</u>	<u>341,300</u>	<u>391,300</u>	<u>453,600</u>	
82	<u>283,900</u>	<u>342,100</u>	<u>391,900</u>	<u>454,200</u>	
83	<u>285,000</u>	<u>342,900</u>	<u>392,500</u>	<u>454,800</u>	
84	<u>286,000</u>	<u>343,600</u>	<u>393,000</u>	<u>455,400</u>	
85	<u>287,100</u>	<u>344,300</u>	<u>393,500</u>	<u>456,000</u>	
86	<u>288,100</u>	<u>345,100</u>	<u>394,000</u>	<u>456,600</u>	
87	<u>289,100</u>	<u>345,700</u>	<u>394,500</u>	<u>457,200</u>	
88	<u>290,100</u>	<u>346,400</u>	<u>395,100</u>	<u>457,700</u>	
89	<u>291,200</u>	<u>347,100</u>	<u>395,700</u>	<u>458,200</u>	
90	<u>292,200</u>	<u>347,700</u>	<u>396,300</u>	<u>458,800</u>	
91	<u>293,300</u>	<u>348,200</u>	<u>396,900</u>	<u>459,300</u>	
92	<u>294,300</u>	<u>348,600</u>	<u>397,400</u>	<u>459,800</u>	

64	<u>251,400</u>	<u>318,000</u>	<u>369,900</u>	<u>435,500</u>	
65	<u>252,900</u>	<u>319,500</u>	<u>371,700</u>	<u>436,400</u>	
66	<u>254,400</u>	<u>321,100</u>	<u>373,400</u>	<u>437,200</u>	
67	<u>255,900</u>	<u>322,600</u>	<u>375,000</u>	<u>437,900</u>	
68	<u>257,300</u>	<u>324,200</u>	<u>376,500</u>	<u>438,600</u>	
69	<u>258,800</u>	<u>325,700</u>	<u>378,000</u>	<u>439,300</u>	
70	<u>260,300</u>	<u>327,100</u>	<u>379,000</u>	<u>440,000</u>	
71	<u>261,700</u>	<u>328,400</u>	<u>380,100</u>	<u>440,700</u>	
72	<u>263,100</u>	<u>329,800</u>	<u>381,000</u>	<u>441,400</u>	
73	<u>264,600</u>	<u>331,200</u>	<u>381,900</u>	<u>442,100</u>	
74	<u>266,000</u>	<u>332,600</u>	<u>382,700</u>	<u>442,800</u>	
75	<u>267,500</u>	<u>333,900</u>	<u>383,500</u>	<u>443,500</u>	
76	<u>269,000</u>	<u>335,300</u>	<u>384,200</u>	<u>444,100</u>	
77	<u>270,400</u>	<u>336,500</u>	<u>385,000</u>	<u>444,700</u>	
78	<u>271,900</u>	<u>337,600</u>	<u>385,700</u>	<u>445,400</u>	
79	<u>273,400</u>	<u>338,600</u>	<u>386,400</u>	<u>446,000</u>	
80	<u>274,800</u>	<u>339,500</u>	<u>387,100</u>	<u>446,600</u>	
81	<u>276,200</u>	<u>340,300</u>	<u>387,800</u>	<u>447,200</u>	
82	<u>277,600</u>	<u>341,100</u>	<u>388,400</u>	<u>447,800</u>	
83	<u>278,900</u>	<u>341,900</u>	<u>389,000</u>	<u>448,400</u>	
84	<u>280,300</u>	<u>342,600</u>	<u>389,500</u>	<u>449,000</u>	
85	<u>281,600</u>	<u>343,300</u>	<u>390,000</u>	<u>449,600</u>	
86	<u>283,000</u>	<u>344,100</u>	<u>390,500</u>	<u>450,200</u>	
87	<u>284,300</u>	<u>344,700</u>	<u>391,000</u>	<u>450,800</u>	
88	<u>285,600</u>	<u>345,400</u>	<u>391,600</u>	<u>451,300</u>	
89	<u>287,000</u>	<u>346,100</u>	<u>392,200</u>	<u>451,800</u>	
90	<u>288,200</u>	<u>346,700</u>	<u>392,800</u>	<u>452,400</u>	
91	<u>289,500</u>	<u>347,200</u>	<u>393,400</u>	<u>452,900</u>	
92	<u>290,900</u>	<u>347,600</u>	<u>393,900</u>	<u>453,400</u>	

93	<u>295,300</u>	<u>349,100</u>	<u>397,900</u>	<u>460,300</u>	
94	<u>296,300</u>	<u>349,600</u>	<u>398,500</u>	<u>460,800</u>	
95	<u>297,300</u>	<u>350,100</u>	<u>399,000</u>	<u>461,300</u>	
96	<u>298,300</u>	<u>350,600</u>	<u>399,500</u>	<u>461,800</u>	
97	<u>299,400</u>	<u>351,000</u>	<u>400,000</u>	<u>462,200</u>	
98	<u>300,400</u>	<u>351,500</u>	<u>400,500</u>		
99	<u>301,400</u>	<u>351,900</u>	<u>401,000</u>		
100	<u>302,400</u>	<u>352,400</u>	<u>401,500</u>		
101	<u>303,500</u>	<u>352,900</u>	<u>402,000</u>		
102	<u>304,600</u>	<u>353,300</u>	<u>402,500</u>		
103	<u>305,600</u>	<u>353,800</u>	<u>403,000</u>		
104	<u>306,600</u>	<u>354,300</u>	<u>403,500</u>		
105	<u>307,500</u>	<u>354,700</u>	<u>403,900</u>		
106	<u>308,400</u>	<u>355,100</u>	<u>404,400</u>		
107	<u>309,300</u>	<u>355,500</u>	<u>404,900</u>		
108	<u>310,200</u>	<u>355,900</u>	<u>405,300</u>		
109	<u>311,000</u>	<u>356,300</u>	<u>405,700</u>		
110	<u>311,700</u>	<u>356,700</u>	<u>406,200</u>		
111	<u>312,400</u>	<u>357,100</u>	<u>406,700</u>		
112	<u>313,100</u>	<u>357,500</u>	<u>407,100</u>		
113	<u>313,800</u>	<u>357,900</u>	<u>407,500</u>		
114	<u>314,200</u>	<u>358,300</u>	<u>408,000</u>		
115	<u>314,700</u>	<u>358,700</u>	<u>408,500</u>		
116	<u>315,200</u>	<u>359,100</u>	<u>408,900</u>		
117	<u>315,600</u>	<u>359,500</u>	<u>409,300</u>		
118	<u>316,000</u>	<u>359,900</u>	<u>409,800</u>		
119	<u>316,300</u>	<u>360,300</u>	<u>410,200</u>		
120	<u>316,600</u>	<u>360,700</u>	<u>410,600</u>		
121	<u>316,900</u>	<u>361,100</u>	<u>411,000</u>		

93	<u>292,100</u>	<u>348,100</u>	<u>394,400</u>	<u>453,900</u>	
94	<u>293,300</u>	<u>348,600</u>	<u>395,000</u>	<u>454,400</u>	
95	<u>294,500</u>	<u>349,100</u>	<u>395,500</u>	<u>454,900</u>	
96	<u>295,700</u>	<u>349,600</u>	<u>396,000</u>	<u>455,400</u>	
97	<u>297,000</u>	<u>350,000</u>	<u>396,500</u>	<u>455,800</u>	
98	<u>298,200</u>	<u>350,500</u>	<u>397,000</u>		
99	<u>299,400</u>	<u>350,900</u>	<u>397,500</u>		
100	<u>300,700</u>	<u>351,400</u>	<u>398,000</u>		
101	<u>301,900</u>	<u>351,900</u>	<u>398,500</u>		
102	<u>303,100</u>	<u>352,300</u>	<u>399,000</u>		
103	<u>304,300</u>	<u>352,800</u>	<u>399,500</u>		
104	<u>305,400</u>	<u>353,300</u>	<u>400,000</u>		
105	<u>306,500</u>	<u>353,700</u>	<u>400,400</u>		
106	<u>307,400</u>	<u>354,100</u>	<u>400,900</u>		
107	<u>308,300</u>	<u>354,500</u>	<u>401,400</u>		
108	<u>309,200</u>	<u>354,900</u>	<u>401,800</u>		
109	<u>310,000</u>	<u>355,300</u>	<u>402,200</u>		
110	<u>310,700</u>	<u>355,700</u>	<u>402,700</u>		
111	<u>311,400</u>	<u>356,100</u>	<u>403,200</u>		
112	<u>312,100</u>	<u>356,500</u>	<u>403,600</u>		
113	<u>312,800</u>	<u>356,900</u>	<u>404,000</u>		
114	<u>313,200</u>	<u>357,300</u>	<u>404,500</u>		
115	<u>313,700</u>	<u>357,700</u>	<u>405,000</u>		
116	<u>314,200</u>	<u>358,100</u>	<u>405,400</u>		
117	<u>314,600</u>	<u>358,500</u>	<u>405,800</u>		
118	<u>315,000</u>	<u>358,900</u>	<u>406,300</u>		
119	<u>315,300</u>	<u>359,300</u>	<u>406,700</u>		
120	<u>315,600</u>	<u>359,700</u>	<u>407,100</u>		
121	<u>315,900</u>	<u>360,100</u>	<u>407,500</u>		

	122	<u>317,300</u>	<u>361,400</u>	<u>411,500</u>		
	123	<u>317,600</u>	<u>361,800</u>	<u>411,900</u>		
	124	<u>317,900</u>	<u>362,200</u>	<u>412,300</u>		
	125	<u>318,200</u>	<u>362,600</u>	<u>412,700</u>		
	126	<u>318,600</u>	<u>362,900</u>	<u>413,200</u>		
	127	<u>318,900</u>	<u>363,300</u>	<u>413,600</u>		
	128	<u>319,200</u>	<u>363,700</u>	<u>414,000</u>		
	129	<u>319,500</u>	<u>364,100</u>	<u>414,400</u>		
	130	<u>319,900</u>		<u>414,900</u>		
	131	<u>320,200</u>		<u>415,300</u>		
	132	<u>320,500</u>		<u>415,700</u>		
	133	<u>320,800</u>		<u>416,100</u>		
	134	<u>321,200</u>		<u>416,500</u>		
	135	<u>321,500</u>		<u>416,900</u>		
	136	<u>321,800</u>		<u>417,300</u>		
	137	<u>322,100</u>		<u>417,700</u>		
	138	<u>322,400</u>		<u>418,100</u>		
	139	<u>322,800</u>		<u>418,500</u>		
	140	<u>323,100</u>		<u>418,900</u>		
	141	<u>323,400</u>		<u>419,300</u>		
	142	<u>323,700</u>				
	143	<u>324,000</u>				
	144	<u>324,300</u>				
	145	<u>324,600</u>				
	146	<u>324,900</u>				
	147	<u>325,200</u>				
	148	<u>325,500</u>				
	149	<u>325,800</u>				
定 年 前		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料

	122	<u>316,300</u>	<u>360,400</u>	<u>408,000</u>		
	123	<u>316,600</u>	<u>360,800</u>	<u>408,400</u>		
	124	<u>316,900</u>	<u>361,200</u>	<u>408,800</u>		
	125	<u>317,200</u>	<u>361,600</u>	<u>409,200</u>		
	126	<u>317,600</u>	<u>361,900</u>	<u>409,700</u>		
	127	<u>317,900</u>	<u>362,300</u>	<u>410,100</u>		
	128	<u>318,200</u>	<u>362,700</u>	<u>410,500</u>		
	129	<u>318,500</u>	<u>363,100</u>	<u>410,900</u>		
	130	<u>318,900</u>		<u>411,400</u>		
	131	<u>319,200</u>		<u>411,800</u>		
	132	<u>319,500</u>		<u>412,200</u>		
	133	<u>319,800</u>		<u>412,600</u>		
	134	<u>320,200</u>		<u>413,000</u>		
	135	<u>320,500</u>		<u>413,400</u>		
	136	<u>320,800</u>		<u>413,800</u>		
	137	<u>321,100</u>		<u>414,200</u>		
	138	<u>321,400</u>		<u>414,600</u>		
	139	<u>321,800</u>		<u>415,000</u>		
	140	<u>322,100</u>		<u>415,400</u>		
	141	<u>322,400</u>		<u>415,800</u>		
	142	<u>322,700</u>				
	143	<u>323,000</u>				
	144	<u>323,300</u>				
	145	<u>323,600</u>				
	146	<u>323,900</u>				
	147	<u>324,200</u>				
	148	<u>324,500</u>				
	149	<u>324,800</u>				
定 年 前		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料

再任用 短時間 勤務職 員		月額	月額	月額	月額	月額
		<u>201,200</u>	<u>233,700</u>	<u>274,800</u>	<u>318,400</u>	<u>436,800</u>

備考

1 …… (略)

2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、市規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、199,700円とする。

別表第2 (第3条関係)

行政職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
1		<u>175,700</u>	<u>245,000</u>	<u>276,300</u>	<u>307,200</u>
2		<u>176,200</u>	<u>246,500</u>	<u>277,900</u>	<u>309,300</u>
3		<u>176,700</u>	<u>248,000</u>	<u>279,600</u>	<u>311,400</u>
4		<u>177,200</u>	<u>249,500</u>	<u>281,300</u>	<u>313,400</u>
5		<u>177,700</u>	<u>250,900</u>	<u>283,000</u>	<u>315,500</u>
6		<u>178,200</u>	<u>252,200</u>	<u>284,700</u>	<u>317,600</u>
7		<u>178,700</u>	<u>253,400</u>	<u>286,400</u>	<u>319,700</u>
8		<u>179,300</u>	<u>254,600</u>	<u>288,100</u>	<u>321,800</u>
9		<u>179,900</u>	<u>255,800</u>	<u>289,800</u>	<u>323,800</u>
10		<u>180,400</u>	<u>257,000</u>	<u>291,500</u>	<u>325,800</u>
11		<u>181,100</u>	<u>258,300</u>	<u>293,300</u>	<u>327,700</u>
12		<u>181,700</u>	<u>259,600</u>	<u>295,000</u>	<u>329,700</u>
13		<u>182,300</u>	<u>260,900</u>	<u>296,700</u>	<u>331,600</u>
14		<u>183,000</u>	<u>262,200</u>	<u>298,400</u>	<u>333,600</u>
15		<u>183,800</u>	<u>263,500</u>	<u>300,100</u>	<u>335,500</u>

再任用 短時間 勤務職 員		月額	月額	月額	月額	月額
		<u>198,800</u>	<u>230,900</u>	<u>271,600</u>	<u>313,700</u>	<u>430,000</u>

備考

1 …… (略)

2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、市規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、170,400円とする。

別表第2 (第3条関係)

行政職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
1		<u>147,800</u>	<u>231,400</u>	<u>268,900</u>	<u>300,300</u>
2		<u>148,300</u>	<u>233,300</u>	<u>270,700</u>	<u>302,400</u>
3		<u>148,800</u>	<u>235,000</u>	<u>272,400</u>	<u>304,500</u>
4		<u>149,300</u>	<u>236,800</u>	<u>274,200</u>	<u>306,600</u>
5		<u>149,800</u>	<u>238,500</u>	<u>276,000</u>	<u>308,700</u>
6		<u>150,300</u>	<u>240,100</u>	<u>277,800</u>	<u>310,800</u>
7		<u>150,800</u>	<u>241,600</u>	<u>279,600</u>	<u>312,900</u>
8		<u>151,400</u>	<u>243,100</u>	<u>281,400</u>	<u>315,000</u>
9		<u>152,000</u>	<u>244,500</u>	<u>283,200</u>	<u>317,000</u>
10		<u>152,500</u>	<u>246,000</u>	<u>285,000</u>	<u>319,000</u>
11		<u>153,200</u>	<u>247,500</u>	<u>286,800</u>	<u>321,000</u>
12		<u>153,800</u>	<u>249,000</u>	<u>288,600</u>	<u>323,000</u>
13		<u>154,400</u>	<u>250,500</u>	<u>290,400</u>	<u>324,900</u>
14		<u>155,100</u>	<u>252,000</u>	<u>292,100</u>	<u>326,900</u>
15		<u>155,900</u>	<u>253,500</u>	<u>293,800</u>	<u>328,800</u>

16	<u>184,600</u>	<u>264,900</u>	<u>301,700</u>	<u>337,400</u>	16	<u>156,700</u>	<u>255,000</u>	<u>295,500</u>	<u>330,700</u>
17	<u>185,400</u>	<u>266,200</u>	<u>303,300</u>	<u>339,300</u>	17	<u>157,500</u>	<u>256,400</u>	<u>297,200</u>	<u>332,600</u>
18	<u>186,500</u>	<u>267,500</u>	<u>304,900</u>	<u>341,200</u>	18	<u>158,500</u>	<u>257,900</u>	<u>298,900</u>	<u>334,500</u>
19	<u>187,600</u>	<u>268,900</u>	<u>306,500</u>	<u>343,100</u>	19	<u>159,600</u>	<u>259,400</u>	<u>300,500</u>	<u>336,400</u>
20	<u>188,800</u>	<u>270,300</u>	<u>308,200</u>	<u>345,000</u>	20	<u>160,700</u>	<u>260,900</u>	<u>302,200</u>	<u>338,400</u>
21	<u>190,100</u>	<u>271,600</u>	<u>309,800</u>	<u>346,800</u>	21	<u>161,800</u>	<u>262,400</u>	<u>303,900</u>	<u>340,200</u>
22	<u>191,400</u>	<u>273,000</u>	<u>311,400</u>	<u>348,700</u>	22	<u>162,900</u>	<u>263,900</u>	<u>305,500</u>	<u>342,100</u>
23	<u>192,600</u>	<u>274,400</u>	<u>313,000</u>	<u>350,500</u>	23	<u>164,000</u>	<u>265,400</u>	<u>307,100</u>	<u>343,900</u>
24	<u>193,900</u>	<u>275,800</u>	<u>314,600</u>	<u>352,300</u>	24	<u>165,100</u>	<u>266,900</u>	<u>308,700</u>	<u>345,700</u>
25	<u>195,200</u>	<u>277,200</u>	<u>316,100</u>	<u>354,000</u>	25	<u>166,200</u>	<u>268,400</u>	<u>310,300</u>	<u>347,500</u>
26	<u>196,600</u>	<u>278,600</u>	<u>317,600</u>	<u>355,700</u>	26	<u>167,500</u>	<u>269,900</u>	<u>311,800</u>	<u>349,200</u>
27	<u>198,000</u>	<u>280,000</u>	<u>319,000</u>	<u>357,300</u>	27	<u>168,900</u>	<u>271,400</u>	<u>313,300</u>	<u>350,800</u>
28	<u>199,500</u>	<u>281,400</u>	<u>320,400</u>	<u>358,900</u>	28	<u>170,300</u>	<u>272,900</u>	<u>314,700</u>	<u>352,400</u>
29	<u>201,000</u>	<u>282,800</u>	<u>321,800</u>	<u>360,400</u>	29	<u>171,700</u>	<u>274,400</u>	<u>316,100</u>	<u>354,000</u>
30	<u>202,500</u>	<u>284,200</u>	<u>323,200</u>	<u>361,600</u>	30	<u>173,200</u>	<u>276,000</u>	<u>317,600</u>	<u>355,200</u>
31	<u>204,000</u>	<u>285,600</u>	<u>324,600</u>	<u>362,800</u>	31	<u>174,700</u>	<u>277,500</u>	<u>319,000</u>	<u>356,400</u>
32	<u>205,500</u>	<u>286,900</u>	<u>326,000</u>	<u>364,000</u>	32	<u>176,200</u>	<u>278,900</u>	<u>320,400</u>	<u>357,600</u>
33	<u>207,100</u>	<u>288,200</u>	<u>327,400</u>	<u>365,200</u>	33	<u>177,800</u>	<u>280,400</u>	<u>321,800</u>	<u>358,800</u>
34	<u>208,600</u>	<u>289,500</u>	<u>328,800</u>	<u>366,300</u>	34	<u>179,300</u>	<u>281,900</u>	<u>323,200</u>	<u>359,900</u>
35	<u>210,200</u>	<u>290,800</u>	<u>330,100</u>	<u>367,300</u>	35	<u>180,900</u>	<u>283,200</u>	<u>324,600</u>	<u>360,900</u>
36	<u>211,800</u>	<u>292,100</u>	<u>331,400</u>	<u>368,400</u>	36	<u>182,500</u>	<u>284,600</u>	<u>325,900</u>	<u>362,000</u>
37	<u>213,400</u>	<u>293,300</u>	<u>332,600</u>	<u>369,400</u>	37	<u>184,100</u>	<u>285,900</u>	<u>327,200</u>	<u>363,000</u>
38	<u>214,900</u>	<u>294,500</u>	<u>333,800</u>	<u>370,300</u>	38	<u>185,600</u>	<u>287,300</u>	<u>328,400</u>	<u>364,000</u>
39	<u>216,500</u>	<u>295,700</u>	<u>334,900</u>	<u>371,200</u>	39	<u>187,200</u>	<u>288,700</u>	<u>329,600</u>	<u>364,900</u>
40	<u>218,100</u>	<u>296,900</u>	<u>336,000</u>	<u>372,100</u>	40	<u>188,800</u>	<u>289,900</u>	<u>330,700</u>	<u>365,800</u>
41	<u>219,600</u>	<u>298,100</u>	<u>337,100</u>	<u>372,900</u>	41	<u>190,300</u>	<u>291,200</u>	<u>331,800</u>	<u>366,700</u>
42	<u>220,400</u>	<u>299,200</u>	<u>338,100</u>	<u>373,700</u>	42	<u>191,700</u>	<u>292,400</u>	<u>332,800</u>	<u>367,500</u>
43	<u>221,200</u>	<u>300,300</u>	<u>339,000</u>	<u>374,500</u>	43	<u>193,100</u>	<u>293,600</u>	<u>333,700</u>	<u>368,300</u>
44	<u>222,000</u>	<u>301,300</u>	<u>339,900</u>	<u>375,200</u>	44	<u>194,500</u>	<u>294,700</u>	<u>334,600</u>	<u>369,100</u>

45	<u>222, 700</u>	<u>302, 300</u>	<u>340, 800</u>	<u>375, 800</u>
46	<u>223, 200</u>	<u>303, 200</u>	<u>341, 600</u>	<u>376, 400</u>
47	<u>223, 700</u>	<u>304, 100</u>	<u>342, 400</u>	<u>377, 000</u>
48	<u>224, 200</u>	<u>305, 000</u>	<u>343, 200</u>	<u>377, 500</u>
49	<u>224, 600</u>	<u>305, 900</u>	<u>344, 000</u>	<u>377, 900</u>
50	<u>225, 100</u>	<u>306, 800</u>	<u>344, 700</u>	<u>378, 400</u>
51	<u>225, 600</u>	<u>307, 600</u>	<u>345, 400</u>	<u>378, 800</u>
52	<u>226, 200</u>	<u>308, 400</u>	<u>346, 100</u>	<u>379, 200</u>
53	<u>226, 800</u>	<u>309, 200</u>	<u>346, 800</u>	<u>379, 600</u>
54	<u>227, 500</u>	<u>310, 000</u>	<u>347, 500</u>	<u>380, 000</u>
55	<u>228, 200</u>	<u>310, 800</u>	<u>348, 100</u>	<u>380, 400</u>
56	<u>229, 000</u>	<u>311, 500</u>	<u>348, 700</u>	<u>380, 800</u>
57	<u>229, 900</u>	<u>312, 200</u>	<u>349, 200</u>	<u>381, 100</u>
58	<u>230, 700</u>	<u>312, 900</u>	<u>349, 700</u>	<u>381, 400</u>
59	<u>231, 500</u>	<u>313, 600</u>	<u>350, 200</u>	<u>381, 800</u>
60	<u>232, 400</u>	<u>314, 300</u>	<u>350, 600</u>	<u>382, 100</u>
61	<u>233, 400</u>	<u>315, 000</u>	<u>351, 000</u>	<u>382, 400</u>
62	<u>234, 300</u>	<u>315, 600</u>	<u>351, 400</u>	<u>382, 700</u>
63	<u>235, 200</u>	<u>316, 200</u>	<u>351, 800</u>	<u>383, 100</u>
64	<u>236, 000</u>	<u>316, 800</u>	<u>352, 200</u>	<u>383, 400</u>
65	<u>236, 900</u>	<u>317, 400</u>	<u>352, 600</u>	<u>383, 700</u>
66	<u>237, 700</u>	<u>318, 000</u>	<u>353, 000</u>	<u>384, 100</u>
67	<u>238, 600</u>	<u>318, 500</u>	<u>353, 400</u>	<u>384, 400</u>
68	<u>239, 500</u>	<u>319, 000</u>	<u>353, 800</u>	<u>384, 700</u>
69	<u>240, 400</u>	<u>319, 500</u>	<u>354, 100</u>	<u>385, 000</u>
70	<u>241, 300</u>	<u>320, 000</u>	<u>354, 400</u>	<u>385, 300</u>
71	<u>242, 200</u>	<u>320, 500</u>	<u>354, 700</u>	<u>385, 600</u>
72	<u>243, 100</u>	<u>321, 000</u>	<u>355, 000</u>	<u>385, 900</u>
73	<u>244, 000</u>	<u>321, 500</u>	<u>355, 300</u>	<u>386, 200</u>

45	<u>195, 800</u>	<u>295, 800</u>	<u>335, 500</u>	<u>369, 800</u>
46	<u>196, 900</u>	<u>296, 800</u>	<u>336, 400</u>	<u>370, 400</u>
47	<u>198, 000</u>	<u>297, 800</u>	<u>337, 200</u>	<u>371, 000</u>
48	<u>199, 100</u>	<u>298, 800</u>	<u>338, 000</u>	<u>371, 600</u>
49	<u>200, 100</u>	<u>299, 800</u>	<u>338, 800</u>	<u>372, 100</u>
50	<u>201, 100</u>	<u>300, 800</u>	<u>339, 600</u>	<u>372, 600</u>
51	<u>202, 100</u>	<u>301, 700</u>	<u>340, 300</u>	<u>373, 000</u>
52	<u>203, 000</u>	<u>302, 600</u>	<u>341, 000</u>	<u>373, 400</u>
53	<u>204, 000</u>	<u>303, 500</u>	<u>341, 700</u>	<u>373, 800</u>
54	<u>205, 100</u>	<u>304, 400</u>	<u>342, 400</u>	<u>374, 200</u>
55	<u>206, 200</u>	<u>305, 300</u>	<u>343, 000</u>	<u>374, 600</u>
56	<u>207, 400</u>	<u>306, 100</u>	<u>343, 600</u>	<u>375, 000</u>
57	<u>208, 700</u>	<u>306, 900</u>	<u>344, 200</u>	<u>375, 300</u>
58	<u>209, 900</u>	<u>307, 700</u>	<u>344, 700</u>	<u>375, 700</u>
59	<u>211, 200</u>	<u>308, 500</u>	<u>345, 200</u>	<u>376, 100</u>
60	<u>212, 500</u>	<u>309, 300</u>	<u>345, 700</u>	<u>376, 400</u>
61	<u>213, 800</u>	<u>310, 100</u>	<u>346, 100</u>	<u>376, 700</u>
62	<u>215, 100</u>	<u>310, 700</u>	<u>346, 500</u>	<u>377, 100</u>
63	<u>216, 400</u>	<u>311, 300</u>	<u>346, 900</u>	<u>377, 500</u>
64	<u>217, 700</u>	<u>311, 900</u>	<u>347, 300</u>	<u>377, 800</u>
65	<u>218, 900</u>	<u>312, 500</u>	<u>347, 700</u>	<u>378, 100</u>
66	<u>220, 200</u>	<u>313, 100</u>	<u>348, 100</u>	<u>378, 500</u>
67	<u>221, 500</u>	<u>313, 700</u>	<u>348, 500</u>	<u>378, 900</u>
68	<u>222, 800</u>	<u>314, 300</u>	<u>348, 900</u>	<u>379, 200</u>
69	<u>224, 000</u>	<u>314, 800</u>	<u>349, 200</u>	<u>379, 500</u>
70	<u>225, 300</u>	<u>315, 400</u>	<u>349, 600</u>	<u>379, 800</u>
71	<u>226, 600</u>	<u>315, 900</u>	<u>350, 000</u>	<u>380, 100</u>
72	<u>227, 900</u>	<u>316, 400</u>	<u>350, 300</u>	<u>380, 400</u>
73	<u>229, 200</u>	<u>316, 900</u>	<u>350, 600</u>	<u>380, 700</u>

74	<u>244,900</u>	<u>322,000</u>	<u>355,600</u>	<u>386,500</u>	74	<u>230,500</u>	<u>317,400</u>	<u>351,000</u>	<u>381,000</u>
75	<u>245,800</u>	<u>322,500</u>	<u>355,900</u>	<u>386,800</u>	75	<u>231,800</u>	<u>317,900</u>	<u>351,300</u>	<u>381,300</u>
76	<u>246,700</u>	<u>322,900</u>	<u>356,200</u>	<u>387,100</u>	76	<u>233,100</u>	<u>318,400</u>	<u>351,600</u>	<u>381,600</u>
77	<u>247,500</u>	<u>323,300</u>	<u>356,500</u>	<u>387,400</u>	77	<u>234,400</u>	<u>318,800</u>	<u>351,900</u>	<u>381,900</u>
78	<u>248,300</u>	<u>323,700</u>	<u>356,800</u>	<u>387,700</u>	78	<u>235,600</u>	<u>319,300</u>	<u>352,300</u>	<u>382,200</u>
79	<u>249,200</u>	<u>324,100</u>	<u>357,100</u>	<u>388,000</u>	79	<u>236,900</u>	<u>319,700</u>	<u>352,600</u>	<u>382,500</u>
80	<u>250,100</u>	<u>324,400</u>	<u>357,400</u>	<u>388,300</u>	80	<u>238,200</u>	<u>320,100</u>	<u>352,900</u>	<u>382,800</u>
81	<u>250,900</u>	<u>324,700</u>	<u>357,700</u>	<u>388,600</u>	81	<u>239,400</u>	<u>320,500</u>	<u>353,200</u>	<u>383,100</u>
82	<u>251,800</u>	<u>325,100</u>	<u>358,000</u>	<u>388,900</u>	82	<u>240,700</u>	<u>320,900</u>	<u>353,500</u>	<u>383,400</u>
83	<u>252,700</u>	<u>325,500</u>	<u>358,300</u>	<u>389,200</u>	83	<u>242,000</u>	<u>321,300</u>	<u>353,800</u>	<u>383,700</u>
84	<u>253,500</u>	<u>325,800</u>	<u>358,600</u>	<u>389,500</u>	84	<u>243,200</u>	<u>321,600</u>	<u>354,100</u>	<u>384,000</u>
85	<u>254,400</u>	<u>326,100</u>	<u>358,900</u>	<u>389,700</u>	85	<u>244,500</u>	<u>321,900</u>	<u>354,400</u>	<u>384,200</u>
86	<u>255,300</u>	<u>326,400</u>	<u>359,200</u>	<u>390,000</u>	86	<u>245,800</u>	<u>322,300</u>	<u>354,700</u>	<u>384,500</u>
87	<u>256,200</u>	<u>326,700</u>	<u>359,500</u>	<u>390,300</u>	87	<u>247,100</u>	<u>322,700</u>	<u>355,000</u>	<u>384,800</u>
88	<u>257,000</u>	<u>327,000</u>	<u>359,800</u>	<u>390,600</u>	88	<u>248,400</u>	<u>323,000</u>	<u>355,300</u>	<u>385,100</u>
89	<u>257,800</u>	<u>327,300</u>	<u>360,100</u>	<u>390,900</u>	89	<u>249,600</u>	<u>323,300</u>	<u>355,600</u>	<u>385,400</u>
90	<u>258,700</u>	<u>327,600</u>	<u>360,400</u>	<u>391,200</u>	90	<u>250,900</u>	<u>323,700</u>	<u>355,900</u>	<u>385,700</u>
91	<u>259,600</u>	<u>327,900</u>	<u>360,700</u>	<u>391,500</u>	91	<u>252,200</u>	<u>324,000</u>	<u>356,200</u>	<u>386,000</u>
92	<u>260,500</u>	<u>328,200</u>	<u>361,000</u>	<u>391,800</u>	92	<u>253,500</u>	<u>324,300</u>	<u>356,500</u>	<u>386,300</u>
93	<u>261,500</u>	<u>328,500</u>	<u>361,300</u>	<u>392,100</u>	93	<u>254,800</u>	<u>324,600</u>	<u>356,800</u>	<u>386,600</u>
94	<u>262,500</u>	<u>328,800</u>	<u>361,600</u>	<u>392,400</u>	94	<u>256,100</u>	<u>325,000</u>	<u>357,100</u>	<u>386,900</u>
95	<u>263,400</u>	<u>329,100</u>	<u>361,900</u>	<u>392,700</u>	95	<u>257,300</u>	<u>325,300</u>	<u>357,400</u>	<u>387,200</u>
96	<u>264,300</u>	<u>329,300</u>	<u>362,200</u>	<u>393,000</u>	96	<u>258,500</u>	<u>325,600</u>	<u>357,700</u>	<u>387,500</u>
97	<u>265,100</u>	<u>329,600</u>	<u>362,500</u>	<u>393,300</u>	97	<u>259,600</u>	<u>325,900</u>	<u>358,000</u>	<u>387,800</u>
98	<u>265,900</u>	<u>329,900</u>	<u>362,800</u>	<u>393,600</u>	98	<u>260,800</u>	<u>326,300</u>	<u>358,300</u>	<u>388,100</u>
99	<u>266,800</u>	<u>330,200</u>	<u>363,100</u>	<u>393,900</u>	99	<u>262,000</u>	<u>326,600</u>	<u>358,600</u>	<u>388,400</u>
100	<u>267,600</u>	<u>330,500</u>	<u>363,400</u>	<u>394,200</u>	100	<u>263,100</u>	<u>326,900</u>	<u>358,900</u>	<u>388,700</u>
101	<u>268,400</u>	<u>330,700</u>	<u>363,700</u>	<u>394,500</u>	101	<u>264,100</u>	<u>327,100</u>	<u>359,200</u>	<u>389,000</u>
102	<u>269,300</u>	<u>331,000</u>	<u>364,000</u>	<u>394,800</u>	102	<u>265,200</u>	<u>327,400</u>	<u>359,500</u>	<u>389,300</u>

103	<u>270,300</u>	<u>331,300</u>	<u>364,300</u>	<u>395,100</u>	103	<u>266,300</u>	<u>327,700</u>	<u>359,800</u>	<u>389,600</u>
104	<u>271,300</u>	<u>331,600</u>	<u>364,600</u>	<u>395,400</u>	104	<u>267,400</u>	<u>328,000</u>	<u>360,100</u>	<u>389,900</u>
105	<u>272,200</u>	<u>331,900</u>	<u>364,800</u>	<u>395,700</u>	105	<u>268,400</u>	<u>328,300</u>	<u>360,300</u>	<u>390,200</u>
106	<u>273,100</u>	<u>332,200</u>	<u>365,100</u>	<u>396,000</u>	106	<u>269,400</u>	<u>328,700</u>	<u>360,600</u>	<u>390,500</u>
107	<u>274,000</u>	<u>332,500</u>	<u>365,400</u>	<u>396,300</u>	107	<u>270,400</u>	<u>329,000</u>	<u>360,900</u>	<u>390,800</u>
108	<u>274,900</u>	<u>332,700</u>	<u>365,700</u>	<u>396,600</u>	108	<u>271,400</u>	<u>329,200</u>	<u>361,200</u>	<u>391,100</u>
109	<u>275,800</u>	<u>333,000</u>	<u>366,000</u>	<u>396,900</u>	109	<u>272,400</u>	<u>329,500</u>	<u>361,500</u>	<u>391,400</u>
110	<u>276,800</u>	<u>333,300</u>	<u>366,300</u>	<u>397,200</u>	110	<u>273,400</u>	<u>329,800</u>	<u>361,800</u>	<u>391,700</u>
111	<u>277,700</u>	<u>333,600</u>	<u>366,600</u>	<u>397,500</u>	111	<u>274,400</u>	<u>330,100</u>	<u>362,100</u>	<u>392,000</u>
112	<u>278,400</u>	<u>333,900</u>	<u>366,900</u>	<u>397,800</u>	112	<u>275,100</u>	<u>330,400</u>	<u>362,400</u>	<u>392,300</u>
113	<u>279,200</u>	<u>334,200</u>	<u>367,200</u>	<u>398,100</u>	113	<u>276,000</u>	<u>330,700</u>	<u>362,700</u>	<u>392,600</u>
114	<u>280,000</u>	<u>334,500</u>	<u>367,500</u>	<u>398,400</u>	114	<u>276,800</u>	<u>331,000</u>	<u>363,000</u>	<u>392,900</u>
115	<u>280,700</u>	<u>334,800</u>	<u>367,800</u>	<u>398,700</u>	115	<u>277,600</u>	<u>331,300</u>	<u>363,300</u>	<u>393,200</u>
116	<u>281,500</u>	<u>335,100</u>	<u>368,100</u>	<u>399,000</u>	116	<u>278,400</u>	<u>331,600</u>	<u>363,600</u>	<u>393,500</u>
117	<u>282,200</u>	<u>335,400</u>	<u>368,400</u>	<u>399,300</u>	117	<u>279,100</u>	<u>331,900</u>	<u>363,900</u>	<u>393,800</u>
118	<u>282,800</u>	<u>335,700</u>	<u>368,700</u>	<u>399,600</u>	118	<u>279,700</u>	<u>332,200</u>	<u>364,200</u>	<u>394,100</u>
119	<u>283,300</u>	<u>336,000</u>	<u>369,000</u>	<u>399,900</u>	119	<u>280,300</u>	<u>332,500</u>	<u>364,500</u>	<u>394,400</u>
120	<u>283,800</u>	<u>336,300</u>	<u>369,300</u>	<u>400,200</u>	120	<u>280,800</u>	<u>332,800</u>	<u>364,800</u>	<u>394,700</u>
121	<u>284,200</u>	<u>336,600</u>	<u>369,600</u>	<u>400,500</u>	121	<u>281,300</u>	<u>333,100</u>	<u>365,100</u>	<u>395,000</u>
122	<u>284,600</u>	<u>336,900</u>	<u>369,900</u>	<u>400,800</u>	122	<u>281,800</u>	<u>333,400</u>	<u>365,400</u>	<u>395,300</u>
123	<u>285,000</u>	<u>337,200</u>	<u>370,200</u>	<u>401,100</u>	123	<u>282,200</u>	<u>333,700</u>	<u>365,700</u>	<u>395,600</u>
124	<u>285,400</u>	<u>337,500</u>	<u>370,500</u>	<u>401,400</u>	124	<u>282,600</u>	<u>334,000</u>	<u>366,000</u>	<u>395,900</u>
125	<u>285,700</u>	<u>337,800</u>	<u>370,800</u>	<u>401,700</u>	125	<u>283,000</u>	<u>334,300</u>	<u>366,300</u>	<u>396,200</u>
126	<u>286,100</u>	<u>338,100</u>	<u>371,100</u>	<u>402,000</u>	126	<u>283,400</u>	<u>334,600</u>	<u>366,600</u>	<u>396,500</u>
127	<u>286,400</u>	<u>338,400</u>	<u>371,400</u>	<u>402,300</u>	127	<u>283,800</u>	<u>334,900</u>	<u>366,900</u>	<u>396,800</u>
128	<u>286,800</u>	<u>338,700</u>	<u>371,700</u>	<u>402,600</u>	128	<u>284,200</u>	<u>335,200</u>	<u>367,200</u>	<u>397,100</u>
129	<u>287,100</u>	<u>339,000</u>	<u>372,000</u>	<u>402,900</u>	129	<u>284,500</u>	<u>335,500</u>	<u>367,500</u>	<u>397,400</u>
130	<u>287,500</u>	<u>339,300</u>	<u>372,300</u>	<u>403,200</u>	130	<u>284,900</u>	<u>335,800</u>	<u>367,800</u>	<u>397,700</u>
131	<u>287,900</u>	<u>339,600</u>	<u>372,600</u>	<u>403,500</u>	131	<u>285,300</u>	<u>336,100</u>	<u>368,100</u>	<u>398,000</u>

132	<u>288,200</u>	<u>339,900</u>	<u>372,900</u>	<u>403,800</u>	132	<u>285,700</u>	<u>336,400</u>	<u>368,400</u>	<u>398,300</u>
133	<u>288,500</u>	<u>340,200</u>	<u>373,200</u>	<u>404,100</u>	133	<u>286,000</u>	<u>336,700</u>	<u>368,700</u>	<u>398,600</u>
134	<u>288,800</u>	<u>340,500</u>	<u>373,500</u>	<u>404,400</u>	134	<u>286,300</u>	<u>337,000</u>	<u>369,000</u>	<u>398,900</u>
135	<u>289,100</u>	<u>340,800</u>	<u>373,800</u>	<u>404,700</u>	135	<u>286,600</u>	<u>337,300</u>	<u>369,300</u>	<u>399,200</u>
136	<u>289,400</u>	<u>341,100</u>	<u>374,100</u>	<u>405,000</u>	136	<u>286,900</u>	<u>337,600</u>	<u>369,600</u>	<u>399,500</u>
137	<u>289,700</u>	<u>341,400</u>	<u>374,400</u>	<u>405,300</u>	137	<u>287,200</u>	<u>337,900</u>	<u>369,900</u>	<u>399,800</u>
138	<u>290,000</u>	<u>341,700</u>	<u>374,700</u>	<u>405,600</u>	138	<u>287,500</u>	<u>338,200</u>	<u>370,200</u>	<u>400,100</u>
139	<u>290,300</u>	<u>342,000</u>	<u>375,000</u>	<u>405,900</u>	139	<u>287,800</u>	<u>338,500</u>	<u>370,500</u>	<u>400,400</u>
140	<u>290,600</u>	<u>342,300</u>	<u>375,300</u>	<u>406,200</u>	140	<u>288,100</u>	<u>338,800</u>	<u>370,800</u>	<u>400,700</u>
141	<u>290,900</u>	<u>342,600</u>	<u>375,600</u>	<u>406,500</u>	141	<u>288,400</u>	<u>339,100</u>	<u>371,100</u>	<u>401,000</u>
142	<u>291,200</u>	<u>342,900</u>	<u>375,900</u>	<u>406,800</u>	142	<u>288,700</u>	<u>339,400</u>	<u>371,400</u>	<u>401,300</u>
143	<u>291,500</u>	<u>343,200</u>	<u>376,200</u>	<u>407,100</u>	143	<u>289,000</u>	<u>339,700</u>	<u>371,700</u>	<u>401,600</u>
144	<u>291,800</u>	<u>343,500</u>	<u>376,500</u>	<u>407,400</u>	144	<u>289,300</u>	<u>340,000</u>	<u>372,000</u>	<u>401,900</u>
145	<u>292,100</u>	<u>343,800</u>	<u>376,800</u>	<u>407,700</u>	145	<u>289,600</u>	<u>340,300</u>	<u>372,300</u>	<u>402,200</u>
146	<u>292,300</u>	<u>344,100</u>	<u>377,100</u>	<u>408,000</u>	146	<u>289,800</u>	<u>340,600</u>	<u>372,600</u>	<u>402,500</u>
147	<u>292,600</u>	<u>344,400</u>	<u>377,400</u>	<u>408,300</u>	147	<u>290,100</u>	<u>340,900</u>	<u>372,900</u>	<u>402,800</u>
148	<u>292,900</u>	<u>344,700</u>	<u>377,700</u>	<u>408,600</u>	148	<u>290,400</u>	<u>341,200</u>	<u>373,200</u>	<u>403,100</u>
149	<u>293,200</u>	<u>345,000</u>	<u>378,000</u>	<u>408,900</u>	149	<u>290,700</u>	<u>341,500</u>	<u>373,500</u>	<u>403,400</u>
150	<u>293,500</u>	<u>345,300</u>	<u>378,300</u>		150	<u>291,000</u>	<u>341,800</u>	<u>373,800</u>	
151	<u>293,800</u>	<u>345,600</u>	<u>378,600</u>		151	<u>291,300</u>	<u>342,100</u>	<u>374,100</u>	
152	<u>294,100</u>	<u>345,900</u>	<u>378,900</u>		152	<u>291,600</u>	<u>342,400</u>	<u>374,400</u>	
153	<u>294,400</u>	<u>346,200</u>	<u>379,200</u>		153	<u>291,900</u>	<u>342,700</u>	<u>374,700</u>	
154	<u>294,700</u>	<u>346,500</u>	<u>379,500</u>		154	<u>292,200</u>	<u>343,000</u>	<u>375,000</u>	
155	<u>295,000</u>	<u>346,800</u>	<u>379,800</u>		155	<u>292,500</u>	<u>343,300</u>	<u>375,300</u>	
156	<u>295,300</u>	<u>347,100</u>	<u>380,100</u>		156	<u>292,800</u>	<u>343,600</u>	<u>375,600</u>	
157	<u>295,600</u>	<u>347,400</u>	<u>380,400</u>		157	<u>293,100</u>	<u>343,900</u>	<u>375,900</u>	
158	<u>295,900</u>	<u>347,700</u>	<u>380,700</u>		158	<u>293,400</u>	<u>344,200</u>	<u>376,200</u>	
159	<u>296,200</u>	<u>348,000</u>	<u>381,000</u>		159	<u>293,700</u>	<u>344,500</u>	<u>376,500</u>	
160	<u>296,500</u>	<u>348,300</u>	<u>381,300</u>		160	<u>294,000</u>	<u>344,800</u>	<u>376,800</u>	

161	<u>296,800</u>	<u>348,600</u>	<u>381,600</u>		161	<u>294,300</u>	<u>345,100</u>	<u>377,100</u>	
162	<u>297,100</u>	<u>348,900</u>	<u>381,900</u>		162	<u>294,600</u>	<u>345,400</u>	<u>377,400</u>	
163	<u>297,400</u>	<u>349,200</u>	<u>382,200</u>		163	<u>294,900</u>	<u>345,700</u>	<u>377,700</u>	
164	<u>297,700</u>	<u>349,500</u>	<u>382,500</u>		164	<u>295,200</u>	<u>346,000</u>	<u>378,000</u>	
165	<u>298,000</u>	<u>349,800</u>	<u>382,800</u>		165	<u>295,500</u>	<u>346,300</u>	<u>378,300</u>	
166	<u>298,300</u>	<u>350,100</u>	<u>383,100</u>		166	<u>295,800</u>	<u>346,600</u>	<u>378,600</u>	
167	<u>298,600</u>	<u>350,400</u>	<u>383,400</u>		167	<u>296,100</u>	<u>346,900</u>	<u>378,900</u>	
168	<u>298,900</u>	<u>350,700</u>	<u>383,700</u>		168	<u>296,400</u>	<u>347,200</u>	<u>379,200</u>	
169	<u>299,200</u>	<u>351,000</u>	<u>384,000</u>		169	<u>296,700</u>	<u>347,500</u>	<u>379,500</u>	
170	<u>299,500</u>	<u>351,300</u>	<u>384,300</u>		170	<u>297,000</u>	<u>347,800</u>	<u>379,800</u>	
171	<u>299,800</u>	<u>351,600</u>	<u>384,600</u>		171	<u>297,300</u>	<u>348,100</u>	<u>380,100</u>	
172	<u>300,100</u>	<u>351,900</u>	<u>384,900</u>		172	<u>297,600</u>	<u>348,400</u>	<u>380,400</u>	
173	<u>300,400</u>	<u>352,200</u>	<u>385,200</u>		173	<u>297,900</u>	<u>348,700</u>	<u>380,700</u>	
174	<u>300,700</u>	<u>352,500</u>	<u>385,500</u>		174	<u>298,200</u>	<u>349,000</u>	<u>381,000</u>	
175	<u>301,000</u>	<u>352,800</u>	<u>385,800</u>		175	<u>298,500</u>	<u>349,300</u>	<u>381,300</u>	
176	<u>301,300</u>	<u>353,100</u>	<u>386,100</u>		176	<u>298,800</u>	<u>349,600</u>	<u>381,600</u>	
177	<u>301,600</u>	<u>353,400</u>	<u>386,400</u>		177	<u>299,100</u>	<u>349,900</u>	<u>381,900</u>	
178	<u>301,900</u>	<u>353,700</u>	<u>386,700</u>		178	<u>299,400</u>	<u>350,200</u>	<u>382,200</u>	
179	<u>302,200</u>	<u>354,000</u>	<u>387,000</u>		179	<u>299,700</u>	<u>350,500</u>	<u>382,500</u>	
180	<u>302,500</u>	<u>354,300</u>	<u>387,300</u>		180	<u>300,000</u>	<u>350,800</u>	<u>382,800</u>	
181	<u>302,800</u>	<u>354,600</u>	<u>387,600</u>		181	<u>300,300</u>	<u>351,100</u>	<u>383,100</u>	
182	<u>303,100</u>	<u>354,900</u>	<u>387,900</u>		182	<u>300,600</u>	<u>351,400</u>	<u>383,400</u>	
183	<u>303,400</u>	<u>355,200</u>	<u>388,200</u>		183	<u>300,900</u>	<u>351,700</u>	<u>383,700</u>	
184	<u>303,700</u>	<u>355,500</u>	<u>388,500</u>		184	<u>301,200</u>	<u>352,000</u>	<u>384,000</u>	
185	<u>304,000</u>	<u>355,800</u>	<u>388,800</u>		185	<u>301,500</u>	<u>352,300</u>	<u>384,300</u>	
186	<u>304,300</u>	<u>356,100</u>	<u>389,100</u>		186	<u>301,800</u>	<u>352,600</u>	<u>384,600</u>	
187	<u>304,600</u>	<u>356,400</u>	<u>389,400</u>		187	<u>302,100</u>	<u>352,900</u>	<u>384,900</u>	
188	<u>304,900</u>	<u>356,700</u>	<u>389,700</u>		188	<u>302,400</u>	<u>353,200</u>	<u>385,200</u>	
189	<u>305,200</u>	<u>357,000</u>	<u>390,000</u>		189	<u>302,700</u>	<u>353,500</u>	<u>385,500</u>	

190	<u>305,500</u>	<u>357,300</u>	<u>390,300</u>		190	<u>303,000</u>	<u>353,800</u>	<u>385,800</u>	
191	<u>305,800</u>	<u>357,600</u>	<u>390,600</u>		191	<u>303,300</u>	<u>354,100</u>	<u>386,100</u>	
192	<u>306,100</u>	<u>357,900</u>	<u>390,900</u>		192	<u>303,600</u>	<u>354,400</u>	<u>386,400</u>	
193	<u>306,400</u>	<u>358,200</u>	<u>391,200</u>		193	<u>303,900</u>	<u>354,700</u>	<u>386,700</u>	
194	<u>306,700</u>	<u>358,500</u>			194	<u>304,200</u>	<u>355,000</u>		
195	<u>307,000</u>	<u>358,800</u>			195	<u>304,500</u>	<u>355,300</u>		
196	<u>307,300</u>	<u>359,100</u>			196	<u>304,800</u>	<u>355,600</u>		
197	<u>307,600</u>	<u>359,400</u>			197	<u>305,100</u>	<u>355,900</u>		
198	<u>307,900</u>	<u>359,700</u>			198	<u>305,400</u>	<u>356,200</u>		
199	<u>308,200</u>	<u>360,000</u>			199	<u>305,700</u>	<u>356,500</u>		
200	<u>308,500</u>	<u>360,300</u>			200	<u>306,000</u>	<u>356,800</u>		
201	<u>308,800</u>	<u>360,600</u>			201	<u>306,300</u>	<u>357,100</u>		
202	<u>309,100</u>	<u>360,900</u>			202	<u>306,600</u>	<u>357,400</u>		
203	<u>309,400</u>	<u>361,200</u>			203	<u>306,900</u>	<u>357,700</u>		
204	<u>309,700</u>	<u>361,500</u>			204	<u>307,200</u>	<u>358,000</u>		
205	<u>310,000</u>	<u>361,800</u>			205	<u>307,500</u>	<u>358,300</u>		
206	<u>310,300</u>	<u>362,100</u>			206	<u>307,800</u>	<u>358,600</u>		
207	<u>310,600</u>	<u>362,400</u>			207	<u>308,100</u>	<u>358,900</u>		
208	<u>310,900</u>	<u>362,700</u>			208	<u>308,400</u>	<u>359,200</u>		
209	<u>311,200</u>	<u>363,000</u>			209	<u>308,700</u>	<u>359,500</u>		
210	<u>311,500</u>	<u>363,300</u>			210	<u>309,000</u>	<u>359,800</u>		
211	<u>311,800</u>	<u>363,600</u>			211	<u>309,300</u>	<u>360,100</u>		
212	<u>312,100</u>	<u>363,900</u>			212	<u>309,600</u>	<u>360,400</u>		
213	<u>312,400</u>	<u>364,200</u>			213	<u>309,900</u>	<u>360,700</u>		
214	<u>312,700</u>	<u>364,500</u>			214	<u>310,200</u>	<u>361,000</u>		
215	<u>313,000</u>	<u>364,800</u>			215	<u>310,500</u>	<u>361,300</u>		
216	<u>313,300</u>	<u>365,100</u>			216	<u>310,800</u>	<u>361,600</u>		
217	<u>313,600</u>	<u>365,400</u>			217	<u>311,100</u>	<u>361,900</u>		
218	<u>313,900</u>	<u>365,700</u>			218	<u>311,400</u>	<u>362,200</u>		

219	<u>314,200</u>	<u>366,000</u>		
220	<u>314,500</u>	<u>366,300</u>		
221	<u>314,800</u>	<u>366,600</u>		
222	<u>315,100</u>	<u>366,900</u>		
223	<u>315,400</u>	<u>367,200</u>		
224	<u>315,700</u>	<u>367,500</u>		
225	<u>316,000</u>	<u>367,800</u>		
226	<u>316,300</u>			
227	<u>316,600</u>			
228	<u>316,900</u>			
229	<u>317,200</u>			
230	<u>317,500</u>			
231	<u>317,800</u>			
232	<u>318,100</u>			
233	<u>318,400</u>			
234	<u>318,700</u>			
235	<u>319,000</u>			
236	<u>319,300</u>			
237	<u>319,600</u>			
238	<u>319,900</u>			
239	<u>320,200</u>			
240	<u>320,500</u>			
241	<u>320,800</u>			
242	<u>321,100</u>			
243	<u>321,400</u>			
244	<u>321,700</u>			
245	<u>322,000</u>			
246	<u>322,300</u>			
247	<u>322,600</u>			

219	<u>311,700</u>	<u>362,500</u>		
220	<u>312,000</u>	<u>362,800</u>		
221	<u>312,300</u>	<u>363,100</u>		
222	<u>312,600</u>	<u>363,400</u>		
223	<u>312,900</u>	<u>363,700</u>		
224	<u>313,200</u>	<u>364,000</u>		
225	<u>313,500</u>	<u>364,300</u>		
226	<u>313,800</u>			
227	<u>314,100</u>			
228	<u>314,400</u>			
229	<u>314,700</u>			
230	<u>315,000</u>			
231	<u>315,300</u>			
232	<u>315,600</u>			
233	<u>315,900</u>			
234	<u>316,200</u>			
235	<u>316,500</u>			
236	<u>316,800</u>			
237	<u>317,100</u>			
238	<u>317,400</u>			
239	<u>317,700</u>			
240	<u>318,000</u>			
241	<u>318,300</u>			
242	<u>318,600</u>			
243	<u>318,900</u>			
244	<u>319,200</u>			
245	<u>319,500</u>			
246	<u>319,800</u>			
247	<u>320,100</u>			

	248	<u>322,900</u>			
	249	<u>323,200</u>			
	250	<u>323,500</u>			
	251	<u>323,800</u>			
	252	<u>324,100</u>			
	253	<u>324,400</u>			
	254	<u>324,700</u>			
	255	<u>325,000</u>			
	256	<u>325,300</u>			
	257	<u>325,600</u>			
	258	<u>325,900</u>			
	259	<u>326,200</u>			
	260	<u>326,500</u>			
	261	<u>326,800</u>			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額 <u>211,500</u>	基準給料月額 <u>226,000</u>	基準給料月額 <u>246,500</u>	基準給料月額 <u>278,400</u>

備考 …… (略)

別表第3 (第3条関係)

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年再任 用短時間勤 務職員以外 の職員		円	円	円
	1	<u>265,300</u>	<u>352,400</u>	<u>431,300</u>
	2	<u>267,600</u>	<u>356,100</u>	<u>434,300</u>
	3	<u>269,900</u>	<u>359,700</u>	<u>437,300</u>
	4	<u>272,300</u>	<u>363,300</u>	<u>440,200</u>

	248	<u>320,400</u>			
	249	<u>320,700</u>			
	250	<u>321,000</u>			
	251	<u>321,300</u>			
	252	<u>321,600</u>			
	253	<u>321,900</u>			
	254	<u>322,200</u>			
	255	<u>322,500</u>			
	256	<u>322,800</u>			
	257	<u>323,100</u>			
	258	<u>323,400</u>			
	259	<u>323,700</u>			
	260	<u>324,000</u>			
	261	<u>324,300</u>			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額 <u>208,600</u>	基準給料月額 <u>222,900</u>	基準給料月額 <u>243,100</u>	基準給料月額 <u>274,600</u>

備考 …… (略)

別表第3 (第3条関係)

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年再任 用短時間勤 務職員以外 の職員		円	円	円
	1	<u>230,800</u>	<u>329,900</u>	<u>422,500</u>
	2	<u>233,100</u>	<u>333,600</u>	<u>425,500</u>
	3	<u>235,400</u>	<u>337,200</u>	<u>428,500</u>
	4	<u>237,800</u>	<u>340,800</u>	<u>431,400</u>

5	<u>274,700</u>	<u>366,900</u>	<u>443,100</u>
6	<u>277,100</u>	<u>370,600</u>	<u>446,000</u>
7	<u>279,500</u>	<u>374,300</u>	<u>448,800</u>
8	<u>281,900</u>	<u>378,000</u>	<u>451,700</u>
9	<u>284,300</u>	<u>381,700</u>	<u>454,600</u>
10	<u>286,700</u>	<u>385,500</u>	<u>457,400</u>
11	<u>289,100</u>	<u>389,200</u>	<u>460,200</u>
12	<u>291,500</u>	<u>392,900</u>	<u>463,100</u>
13	<u>293,900</u>	<u>396,600</u>	<u>466,000</u>
14	<u>296,800</u>	<u>400,400</u>	<u>468,800</u>
15	<u>299,700</u>	<u>404,200</u>	<u>471,600</u>
16	<u>302,700</u>	<u>408,000</u>	<u>474,300</u>
17	<u>305,700</u>	<u>411,700</u>	<u>477,000</u>
18	<u>308,900</u>	<u>414,000</u>	<u>479,800</u>
19	<u>312,100</u>	<u>416,300</u>	<u>482,600</u>
20	<u>315,500</u>	<u>418,500</u>	<u>485,300</u>
21	<u>318,800</u>	<u>420,700</u>	<u>488,000</u>
22	<u>321,800</u>	<u>422,900</u>	<u>490,700</u>
23	<u>324,700</u>	<u>425,000</u>	<u>493,300</u>
24	<u>327,500</u>	<u>427,100</u>	<u>495,800</u>
25	<u>330,300</u>	<u>429,200</u>	<u>498,400</u>
26	<u>333,000</u>	<u>431,200</u>	<u>501,000</u>
27	<u>335,700</u>	<u>433,200</u>	<u>503,500</u>
28	<u>338,400</u>	<u>435,200</u>	<u>505,900</u>
29	<u>341,000</u>	<u>437,100</u>	<u>508,300</u>
30	<u>343,600</u>	<u>439,100</u>	<u>510,800</u>
31	<u>346,300</u>	<u>441,100</u>	<u>513,300</u>
32	<u>349,000</u>	<u>443,100</u>	<u>515,800</u>
33	<u>351,600</u>	<u>445,000</u>	<u>518,200</u>

5	<u>240,200</u>	<u>344,400</u>	<u>434,300</u>
6	<u>242,600</u>	<u>348,100</u>	<u>437,200</u>
7	<u>245,000</u>	<u>351,800</u>	<u>440,000</u>
8	<u>247,400</u>	<u>355,500</u>	<u>442,900</u>
9	<u>249,800</u>	<u>359,200</u>	<u>445,800</u>
10	<u>252,200</u>	<u>363,000</u>	<u>448,600</u>
11	<u>254,600</u>	<u>366,700</u>	<u>451,400</u>
12	<u>257,000</u>	<u>370,400</u>	<u>454,300</u>
13	<u>259,400</u>	<u>374,100</u>	<u>457,200</u>
14	<u>262,900</u>	<u>378,100</u>	<u>460,000</u>
15	<u>266,400</u>	<u>382,100</u>	<u>462,800</u>
16	<u>270,000</u>	<u>386,100</u>	<u>465,500</u>
17	<u>273,600</u>	<u>390,100</u>	<u>468,200</u>
18	<u>277,400</u>	<u>392,800</u>	<u>471,000</u>
19	<u>281,200</u>	<u>395,500</u>	<u>473,800</u>
20	<u>285,200</u>	<u>398,100</u>	<u>476,500</u>
21	<u>289,100</u>	<u>400,700</u>	<u>479,200</u>
22	<u>292,700</u>	<u>403,200</u>	<u>481,900</u>
23	<u>296,200</u>	<u>405,700</u>	<u>484,500</u>
24	<u>299,600</u>	<u>408,200</u>	<u>487,000</u>
25	<u>303,000</u>	<u>410,700</u>	<u>489,600</u>
26	<u>306,300</u>	<u>413,200</u>	<u>492,200</u>
27	<u>309,600</u>	<u>415,500</u>	<u>494,700</u>
28	<u>312,900</u>	<u>417,800</u>	<u>497,100</u>
29	<u>316,100</u>	<u>420,100</u>	<u>499,500</u>
30	<u>319,300</u>	<u>422,500</u>	<u>502,000</u>
31	<u>322,600</u>	<u>424,900</u>	<u>504,500</u>
32	<u>325,900</u>	<u>427,200</u>	<u>507,000</u>
33	<u>329,100</u>	<u>429,500</u>	<u>509,400</u>

34	<u>354,300</u>	<u>446,900</u>	<u>520,700</u>	34	<u>332,400</u>	<u>431,800</u>	<u>511,900</u>
35	<u>357,000</u>	<u>448,800</u>	<u>523,100</u>	35	<u>335,700</u>	<u>434,000</u>	<u>514,300</u>
36	<u>359,600</u>	<u>450,700</u>	<u>525,500</u>	36	<u>338,900</u>	<u>436,200</u>	<u>516,700</u>
37	<u>362,100</u>	<u>452,500</u>	<u>527,900</u>	37	<u>342,000</u>	<u>438,400</u>	<u>519,100</u>
38	<u>364,400</u>	<u>454,400</u>	<u>530,300</u>	38	<u>344,900</u>	<u>440,600</u>	<u>521,500</u>
39	<u>366,700</u>	<u>456,300</u>	<u>532,700</u>	39	<u>347,800</u>	<u>442,800</u>	<u>523,900</u>
40	<u>369,000</u>	<u>458,100</u>	<u>535,000</u>	40	<u>350,700</u>	<u>445,000</u>	<u>526,200</u>
41	<u>371,200</u>	<u>459,900</u>	<u>537,300</u>	41	<u>353,500</u>	<u>447,200</u>	<u>528,500</u>
42	<u>373,500</u>	<u>461,700</u>	<u>539,300</u>	42	<u>356,400</u>	<u>449,400</u>	<u>530,500</u>
43	<u>375,700</u>	<u>463,500</u>	<u>541,300</u>	43	<u>359,200</u>	<u>451,500</u>	<u>532,500</u>
44	<u>377,900</u>	<u>465,300</u>	<u>543,300</u>	44	<u>362,000</u>	<u>453,600</u>	<u>534,500</u>
45	<u>380,000</u>	<u>467,100</u>	<u>545,200</u>	45	<u>364,700</u>	<u>455,700</u>	<u>536,400</u>
46	<u>382,200</u>	<u>468,800</u>	<u>547,000</u>	46	<u>367,500</u>	<u>457,800</u>	<u>538,200</u>
47	<u>384,500</u>	<u>470,500</u>	<u>548,600</u>	47	<u>370,400</u>	<u>459,800</u>	<u>539,800</u>
48	<u>386,700</u>	<u>472,100</u>	<u>550,100</u>	48	<u>373,200</u>	<u>461,700</u>	<u>541,300</u>
49	<u>388,800</u>	<u>473,700</u>	<u>551,500</u>	49	<u>375,900</u>	<u>463,600</u>	<u>542,700</u>
50	<u>390,100</u>	<u>475,200</u>	<u>552,900</u>	50	<u>377,700</u>	<u>465,400</u>	<u>544,100</u>
51	<u>391,400</u>	<u>476,600</u>	<u>554,300</u>	51	<u>379,400</u>	<u>467,100</u>	<u>545,500</u>
52	<u>392,600</u>	<u>477,900</u>	<u>555,700</u>	52	<u>381,100</u>	<u>468,700</u>	<u>546,900</u>
53	<u>393,800</u>	<u>479,200</u>	<u>557,100</u>	53	<u>382,700</u>	<u>470,300</u>	<u>548,300</u>
54	<u>395,000</u>	<u>480,300</u>	<u>558,400</u>	54	<u>384,300</u>	<u>471,600</u>	<u>549,600</u>
55	<u>396,200</u>	<u>481,300</u>	<u>559,700</u>	55	<u>385,900</u>	<u>472,800</u>	<u>550,900</u>
56	<u>397,400</u>	<u>482,200</u>	<u>561,000</u>	56	<u>387,500</u>	<u>473,900</u>	<u>552,200</u>
57	<u>398,500</u>	<u>483,100</u>	<u>562,200</u>	57	<u>389,000</u>	<u>475,000</u>	<u>553,400</u>
58	<u>399,400</u>	<u>484,000</u>	<u>563,300</u>	58	<u>390,300</u>	<u>476,000</u>	<u>554,500</u>
59	<u>400,300</u>	<u>484,900</u>	<u>564,400</u>	59	<u>391,600</u>	<u>477,000</u>	<u>555,600</u>
60	<u>401,200</u>	<u>485,800</u>	<u>565,500</u>	60	<u>392,900</u>	<u>478,000</u>	<u>556,700</u>
61	<u>402,100</u>	<u>486,600</u>	<u>566,600</u>	61	<u>394,200</u>	<u>478,900</u>	<u>557,800</u>
62	<u>402,900</u>	<u>487,400</u>	<u>567,700</u>	62	<u>395,200</u>	<u>479,700</u>	<u>558,900</u>

63	<u>403,700</u>	<u>488,200</u>	<u>568,800</u>
64	<u>404,500</u>	<u>488,900</u>	<u>569,900</u>
65	<u>405,200</u>	<u>489,600</u>	<u>570,900</u>
66	<u>405,800</u>	<u>490,300</u>	<u>571,900</u>
67	<u>406,400</u>	<u>490,900</u>	<u>572,900</u>
68	<u>407,000</u>	<u>491,400</u>	<u>573,900</u>
69	<u>407,600</u>	<u>491,900</u>	<u>574,900</u>
70	<u>408,100</u>	<u>492,500</u>	<u>575,900</u>
71	<u>408,600</u>	<u>493,100</u>	<u>576,900</u>
72	<u>409,000</u>	<u>493,700</u>	<u>577,800</u>
73	<u>409,400</u>	<u>494,200</u>	<u>578,700</u>
74	<u>409,900</u>	<u>494,800</u>	<u>579,700</u>
75	<u>410,300</u>	<u>495,400</u>	<u>580,600</u>
76	<u>410,700</u>	<u>496,000</u>	<u>581,500</u>
77	<u>411,200</u>	<u>496,500</u>	<u>582,400</u>
78	<u>411,700</u>	<u>497,100</u>	<u>583,300</u>
79	<u>412,100</u>	<u>497,700</u>	<u>584,200</u>
80	<u>412,500</u>	<u>498,200</u>	<u>585,100</u>
81	<u>413,000</u>	<u>498,800</u>	<u>585,900</u>
82	<u>413,500</u>	<u>499,400</u>	<u>586,800</u>
83	<u>413,900</u>	<u>500,000</u>	<u>587,700</u>
84	<u>414,300</u>	<u>500,500</u>	<u>588,600</u>
85	<u>414,600</u>	<u>501,000</u>	<u>589,400</u>
86	<u>415,100</u>	<u>501,600</u>	<u>590,300</u>
87	<u>415,500</u>	<u>502,100</u>	<u>591,200</u>
88	<u>415,900</u>	<u>502,700</u>	<u>592,000</u>
89	<u>416,200</u>	<u>503,200</u>	<u>592,700</u>
90	<u>416,600</u>	<u>503,700</u>	<u>593,500</u>
91	<u>417,000</u>	<u>504,200</u>	<u>594,300</u>

63	<u>396,100</u>	<u>480,600</u>	<u>560,000</u>
64	<u>397,000</u>	<u>481,400</u>	<u>561,100</u>
65	<u>397,900</u>	<u>482,100</u>	<u>562,100</u>
66	<u>398,700</u>	<u>482,800</u>	<u>563,100</u>
67	<u>399,500</u>	<u>483,400</u>	<u>564,100</u>
68	<u>400,200</u>	<u>484,000</u>	<u>565,100</u>
69	<u>400,900</u>	<u>484,600</u>	<u>566,100</u>
70	<u>401,500</u>	<u>485,200</u>	<u>567,100</u>
71	<u>402,100</u>	<u>485,800</u>	<u>568,100</u>
72	<u>402,700</u>	<u>486,400</u>	<u>569,000</u>
73	<u>403,200</u>	<u>486,900</u>	<u>569,900</u>
74	<u>403,800</u>	<u>487,500</u>	<u>570,900</u>
75	<u>404,300</u>	<u>488,100</u>	<u>571,800</u>
76	<u>404,900</u>	<u>488,700</u>	<u>572,700</u>
77	<u>405,500</u>	<u>489,200</u>	<u>573,600</u>
78	<u>406,100</u>	<u>489,800</u>	<u>574,500</u>
79	<u>406,700</u>	<u>490,400</u>	<u>575,400</u>
80	<u>407,300</u>	<u>490,900</u>	<u>576,300</u>
81	<u>407,800</u>	<u>491,500</u>	<u>577,100</u>
82	<u>408,400</u>	<u>492,100</u>	<u>578,000</u>
83	<u>408,900</u>	<u>492,700</u>	<u>578,900</u>
84	<u>409,500</u>	<u>493,200</u>	<u>579,800</u>
85	<u>410,000</u>	<u>493,700</u>	<u>580,600</u>
86	<u>410,500</u>	<u>494,300</u>	<u>581,500</u>
87	<u>411,100</u>	<u>494,800</u>	<u>582,400</u>
88	<u>411,700</u>	<u>495,400</u>	<u>583,200</u>
89	<u>412,200</u>	<u>495,900</u>	<u>583,900</u>
90	<u>412,600</u>	<u>496,400</u>	<u>584,700</u>
91	<u>413,000</u>	<u>496,900</u>	<u>585,500</u>

92	<u>417, 400</u>	<u>504, 700</u>	<u>595, 100</u>	92	<u>413, 400</u>	<u>497, 400</u>	<u>586, 300</u>
93	<u>417, 700</u>	<u>505, 200</u>	<u>595, 900</u>	93	<u>413, 800</u>	<u>497, 900</u>	<u>587, 100</u>
94	<u>418, 100</u>	<u>505, 700</u>	<u>596, 600</u>	94	<u>414, 200</u>	<u>498, 400</u>	<u>587, 800</u>
95	<u>418, 500</u>	<u>506, 200</u>	<u>597, 400</u>	95	<u>414, 600</u>	<u>498, 900</u>	<u>588, 600</u>
96	<u>418, 900</u>	<u>506, 700</u>	<u>598, 200</u>	96	<u>415, 000</u>	<u>499, 400</u>	<u>589, 400</u>
97	<u>419, 200</u>	<u>507, 200</u>	<u>599, 000</u>	97	<u>415, 400</u>	<u>499, 900</u>	<u>590, 200</u>
98	<u>419, 600</u>	<u>507, 700</u>	<u>599, 700</u>	98	<u>415, 800</u>	<u>500, 400</u>	<u>590, 900</u>
99	<u>420, 000</u>	<u>508, 200</u>	<u>600, 400</u>	99	<u>416, 200</u>	<u>500, 900</u>	<u>591, 600</u>
100	<u>420, 400</u>	<u>508, 700</u>	<u>601, 200</u>	100	<u>416, 600</u>	<u>501, 400</u>	<u>592, 400</u>
101	<u>420, 700</u>	<u>509, 200</u>	<u>601, 900</u>	101	<u>417, 000</u>	<u>501, 900</u>	<u>593, 100</u>
102	<u>421, 100</u>	<u>509, 700</u>	<u>602, 600</u>	102	<u>417, 400</u>	<u>502, 400</u>	<u>593, 800</u>
103	<u>421, 500</u>	<u>510, 200</u>	<u>603, 400</u>	103	<u>417, 800</u>	<u>502, 900</u>	<u>594, 600</u>
104	<u>421, 900</u>	<u>510, 700</u>	<u>604, 100</u>	104	<u>418, 200</u>	<u>503, 400</u>	<u>595, 300</u>
105	<u>422, 200</u>	<u>511, 200</u>	<u>604, 800</u>	105	<u>418, 600</u>	<u>503, 900</u>	<u>596, 000</u>
106	<u>422, 600</u>		<u>605, 400</u>	106	<u>419, 000</u>		<u>596, 600</u>
107	<u>423, 000</u>		<u>606, 100</u>	107	<u>419, 400</u>		<u>597, 300</u>
108	<u>423, 400</u>		<u>606, 800</u>	108	<u>419, 800</u>		<u>598, 000</u>
109	<u>423, 700</u>		<u>607, 500</u>	109	<u>420, 200</u>		<u>598, 700</u>
110			<u>608, 200</u>	110			<u>599, 400</u>
111			<u>608, 900</u>	111			<u>600, 100</u>
112			<u>609, 600</u>	112			<u>600, 800</u>
113			<u>610, 300</u>	113			<u>601, 500</u>
114			<u>611, 000</u>	114			<u>602, 200</u>
115			<u>611, 700</u>	115			<u>602, 900</u>
116			<u>612, 400</u>	116			<u>603, 600</u>
117			<u>613, 100</u>	117			<u>604, 300</u>
118			<u>613, 800</u>	118			<u>605, 000</u>
119			<u>614, 500</u>	119			<u>605, 700</u>
120			<u>615, 200</u>	120			<u>606, 400</u>

	121			<u>615,900</u>
	122			<u>616,600</u>
	123			<u>617,300</u>
	124			<u>618,000</u>
	125			<u>618,700</u>
	126			<u>619,400</u>
	127			<u>620,100</u>
	128			<u>620,800</u>
	129			<u>621,500</u>
	130			<u>622,200</u>
	131			<u>622,900</u>
	132			<u>623,600</u>
	133			<u>624,300</u>
	134			<u>625,000</u>
	135			<u>625,700</u>
	136			<u>626,400</u>
	137			<u>627,100</u>
	138			<u>627,800</u>
	139			<u>628,500</u>
	140			<u>629,200</u>
141			<u>629,900</u>	
142			<u>630,600</u>	
143			<u>631,300</u>	
144			<u>632,000</u>	
145			<u>632,700</u>	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		<u>294,300</u>	<u>353,500</u>	<u>411,800</u>

備考 (略)

	121			<u>607, 100</u>
	122			<u>607, 800</u>
	123			<u>608, 500</u>
	124			<u>609, 200</u>
	125			<u>609, 900</u>
	126			<u>610, 600</u>
	127			<u>611, 300</u>
	128			<u>612, 000</u>
	129			<u>612, 700</u>
	130			<u>613, 400</u>
	131			<u>614, 100</u>
	132			<u>614, 800</u>
	133			<u>615, 500</u>
	134			<u>616, 200</u>
	135			<u>616, 900</u>
	136			<u>617, 600</u>
	137			<u>618, 300</u>
	138			<u>619, 000</u>
	139			<u>619, 700</u>
	140			<u>620, 400</u>
141			<u>621, 100</u>	
142			<u>621, 800</u>	
143			<u>622, 500</u>	
144			<u>623, 200</u>	
145			<u>623, 900</u>	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		<u>289, 700</u>	<u>348, 000</u>	<u>405, 300</u>

備考 (略)

別表第4（第3条関係）

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	<u>184,300</u>	<u>237,600</u>	<u>255,100</u>	<u>303,400</u>	<u>517,900</u>
短時間	2	<u>185,300</u>	<u>238,600</u>	<u>256,500</u>	<u>305,400</u>	<u>520,400</u>
勤務職	3	<u>186,400</u>	<u>239,700</u>	<u>257,900</u>	<u>307,400</u>	<u>523,000</u>
員以外	4	<u>187,500</u>	<u>240,600</u>	<u>259,300</u>	<u>309,300</u>	<u>525,600</u>
の職員	5	<u>188,600</u>	<u>241,600</u>	<u>260,800</u>	<u>311,200</u>	<u>528,200</u>
	6	<u>189,700</u>	<u>242,600</u>	<u>262,300</u>	<u>313,100</u>	<u>530,800</u>
	7	<u>190,900</u>	<u>243,600</u>	<u>263,800</u>	<u>315,200</u>	<u>533,300</u>
	8	<u>192,100</u>	<u>244,600</u>	<u>265,100</u>	<u>317,200</u>	<u>535,900</u>
	9	<u>193,400</u>	<u>245,800</u>	<u>266,600</u>	<u>319,100</u>	
	10	<u>194,700</u>	<u>246,900</u>	<u>268,000</u>	<u>321,100</u>	
	11	<u>196,000</u>	<u>248,100</u>	<u>269,500</u>	<u>323,100</u>	
	12	<u>197,400</u>	<u>249,300</u>	<u>271,200</u>	<u>325,100</u>	
	13	<u>198,800</u>	<u>250,600</u>	<u>272,800</u>	<u>327,100</u>	
	14	<u>200,100</u>	<u>251,900</u>	<u>274,400</u>	<u>329,200</u>	
	15	<u>201,400</u>	<u>253,200</u>	<u>276,000</u>	<u>331,300</u>	
	16	<u>202,800</u>	<u>254,600</u>	<u>277,700</u>	<u>333,300</u>	
	17	<u>204,300</u>	<u>256,000</u>	<u>279,500</u>	<u>335,400</u>	
	18	<u>205,700</u>	<u>257,400</u>	<u>281,500</u>	<u>337,500</u>	
	19	<u>207,100</u>	<u>258,700</u>	<u>283,400</u>	<u>339,700</u>	
	20	<u>208,500</u>	<u>260,000</u>	<u>285,300</u>	<u>341,900</u>	
	21	<u>210,000</u>	<u>261,500</u>	<u>287,300</u>	<u>344,100</u>	
	22	<u>212,500</u>	<u>262,900</u>	<u>289,300</u>	<u>346,600</u>	
	23	<u>215,000</u>	<u>264,400</u>	<u>291,300</u>	<u>349,100</u>	
	24	<u>217,500</u>	<u>265,700</u>	<u>293,200</u>	<u>351,600</u>	

別表第4（第3条関係）

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	<u>156,400</u>	<u>211,900</u>	<u>234,100</u>	<u>289,700</u>	<u>509,900</u>
短時間	2	<u>157,400</u>	<u>213,400</u>	<u>235,800</u>	<u>292,000</u>	<u>512,400</u>
勤務職	3	<u>158,500</u>	<u>214,800</u>	<u>237,500</u>	<u>294,300</u>	<u>515,000</u>
員以外	4	<u>159,600</u>	<u>216,200</u>	<u>239,200</u>	<u>296,500</u>	<u>517,500</u>
の職員	5	<u>160,700</u>	<u>217,700</u>	<u>241,000</u>	<u>298,700</u>	<u>520,100</u>
	6	<u>161,800</u>	<u>219,100</u>	<u>242,800</u>	<u>300,900</u>	<u>522,600</u>
	7	<u>162,900</u>	<u>220,600</u>	<u>244,600</u>	<u>303,100</u>	<u>525,100</u>
	8	<u>164,000</u>	<u>222,200</u>	<u>246,300</u>	<u>305,400</u>	<u>527,700</u>
	9	<u>165,100</u>	<u>223,800</u>	<u>248,100</u>	<u>307,700</u>	
	10	<u>166,300</u>	<u>225,400</u>	<u>249,900</u>	<u>310,000</u>	
	11	<u>167,500</u>	<u>227,100</u>	<u>251,700</u>	<u>312,300</u>	
	12	<u>168,700</u>	<u>228,700</u>	<u>253,600</u>	<u>314,600</u>	
	13	<u>169,900</u>	<u>230,300</u>	<u>255,500</u>	<u>316,900</u>	
	14	<u>171,100</u>	<u>232,000</u>	<u>257,500</u>	<u>319,300</u>	
	15	<u>172,300</u>	<u>233,700</u>	<u>259,500</u>	<u>321,700</u>	
	16	<u>173,600</u>	<u>235,400</u>	<u>261,500</u>	<u>324,000</u>	
	17	<u>175,000</u>	<u>237,100</u>	<u>263,600</u>	<u>326,400</u>	
	18	<u>176,400</u>	<u>238,800</u>	<u>265,700</u>	<u>328,900</u>	
	19	<u>177,800</u>	<u>240,400</u>	<u>267,800</u>	<u>331,500</u>	
	20	<u>179,200</u>	<u>242,100</u>	<u>270,000</u>	<u>334,000</u>	
	21	<u>180,700</u>	<u>243,900</u>	<u>272,200</u>	<u>336,500</u>	
	22	<u>183,200</u>	<u>245,700</u>	<u>274,400</u>	<u>339,200</u>	
	23	<u>185,700</u>	<u>247,400</u>	<u>276,500</u>	<u>341,900</u>	
	24	<u>188,200</u>	<u>249,000</u>	<u>278,700</u>	<u>344,600</u>	

25	<u>220,000</u>	<u>267,100</u>	<u>295,100</u>	<u>354,100</u>	
26	<u>221,600</u>	<u>268,700</u>	<u>297,100</u>	<u>356,600</u>	
27	<u>223,300</u>	<u>270,200</u>	<u>299,000</u>	<u>359,100</u>	
28	<u>225,100</u>	<u>271,800</u>	<u>300,900</u>	<u>361,900</u>	
29	<u>226,900</u>	<u>273,400</u>	<u>302,900</u>	<u>364,600</u>	
30	<u>228,000</u>	<u>275,300</u>	<u>304,900</u>	<u>367,600</u>	
31	<u>229,200</u>	<u>277,200</u>	<u>306,900</u>	<u>370,500</u>	
32	<u>230,400</u>	<u>279,100</u>	<u>308,800</u>	<u>373,400</u>	
33	<u>231,600</u>	<u>281,100</u>	<u>310,700</u>	<u>376,400</u>	
34	<u>232,900</u>	<u>282,700</u>	<u>312,500</u>	<u>379,200</u>	
35	<u>234,200</u>	<u>284,300</u>	<u>314,600</u>	<u>381,900</u>	
36	<u>235,500</u>	<u>285,700</u>	<u>316,600</u>	<u>384,600</u>	
37	<u>236,700</u>	<u>287,000</u>	<u>318,500</u>	<u>387,100</u>	
38	<u>237,700</u>	<u>288,300</u>	<u>320,500</u>	<u>389,600</u>	
39	<u>238,800</u>	<u>289,600</u>	<u>322,400</u>	<u>391,900</u>	
40	<u>239,700</u>	<u>291,000</u>	<u>324,300</u>	<u>394,300</u>	
41	<u>240,700</u>	<u>292,400</u>	<u>326,300</u>	<u>396,700</u>	
42	<u>241,700</u>	<u>293,800</u>	<u>328,200</u>	<u>399,000</u>	
43	<u>242,700</u>	<u>295,100</u>	<u>330,100</u>	<u>401,300</u>	
44	<u>243,700</u>	<u>296,400</u>	<u>332,100</u>	<u>403,600</u>	
45	<u>244,700</u>	<u>297,700</u>	<u>334,100</u>	<u>406,000</u>	
46	<u>245,800</u>	<u>299,000</u>	<u>336,100</u>	<u>408,300</u>	
47	<u>247,000</u>	<u>300,400</u>	<u>338,100</u>	<u>410,500</u>	
48	<u>248,200</u>	<u>301,700</u>	<u>340,100</u>	<u>412,700</u>	
49	<u>249,500</u>	<u>303,000</u>	<u>342,200</u>	<u>415,000</u>	
50	<u>250,600</u>	<u>304,300</u>	<u>344,700</u>	<u>417,300</u>	
51	<u>251,700</u>	<u>305,600</u>	<u>347,200</u>	<u>419,500</u>	
52	<u>252,800</u>	<u>306,900</u>	<u>349,700</u>	<u>421,700</u>	
53	<u>253,900</u>	<u>308,200</u>	<u>352,200</u>	<u>423,700</u>	

25	<u>190,700</u>	<u>250,800</u>	<u>280,800</u>	<u>347,300</u>	
26	<u>192,300</u>	<u>252,700</u>	<u>283,000</u>	<u>350,000</u>	
27	<u>194,000</u>	<u>254,500</u>	<u>285,200</u>	<u>352,700</u>	
28	<u>195,800</u>	<u>256,400</u>	<u>287,400</u>	<u>355,500</u>	
29	<u>197,600</u>	<u>258,300</u>	<u>289,600</u>	<u>358,200</u>	
30	<u>199,300</u>	<u>260,300</u>	<u>291,900</u>	<u>361,200</u>	
31	<u>201,100</u>	<u>262,300</u>	<u>294,000</u>	<u>364,100</u>	
32	<u>203,000</u>	<u>264,300</u>	<u>296,200</u>	<u>367,000</u>	
33	<u>204,800</u>	<u>266,400</u>	<u>298,400</u>	<u>370,000</u>	
34	<u>206,600</u>	<u>268,200</u>	<u>300,500</u>	<u>372,800</u>	
35	<u>208,500</u>	<u>270,000</u>	<u>302,700</u>	<u>375,500</u>	
36	<u>210,400</u>	<u>271,700</u>	<u>304,900</u>	<u>378,200</u>	
37	<u>212,200</u>	<u>273,400</u>	<u>307,200</u>	<u>380,700</u>	
38	<u>213,800</u>	<u>275,000</u>	<u>309,500</u>	<u>383,200</u>	
39	<u>215,300</u>	<u>276,700</u>	<u>311,800</u>	<u>385,500</u>	
40	<u>216,600</u>	<u>278,500</u>	<u>314,000</u>	<u>387,900</u>	
41	<u>217,900</u>	<u>280,200</u>	<u>316,300</u>	<u>390,300</u>	
42	<u>219,300</u>	<u>281,900</u>	<u>318,600</u>	<u>392,600</u>	
43	<u>220,700</u>	<u>283,500</u>	<u>320,900</u>	<u>394,900</u>	
44	<u>222,100</u>	<u>285,200</u>	<u>323,200</u>	<u>397,200</u>	
45	<u>223,600</u>	<u>286,900</u>	<u>325,600</u>	<u>399,600</u>	
46	<u>225,100</u>	<u>288,600</u>	<u>328,000</u>	<u>401,900</u>	
47	<u>226,600</u>	<u>290,300</u>	<u>330,400</u>	<u>404,100</u>	
48	<u>228,200</u>	<u>292,000</u>	<u>332,900</u>	<u>406,300</u>	
49	<u>229,800</u>	<u>293,700</u>	<u>335,400</u>	<u>408,600</u>	
50	<u>231,300</u>	<u>295,300</u>	<u>338,100</u>	<u>410,900</u>	
51	<u>232,800</u>	<u>297,000</u>	<u>340,800</u>	<u>413,100</u>	
52	<u>234,300</u>	<u>298,700</u>	<u>343,500</u>	<u>415,300</u>	
53	<u>235,800</u>	<u>300,400</u>	<u>346,200</u>	<u>417,300</u>	

54	<u>254,900</u>	<u>309,500</u>	<u>354,500</u>	<u>425,600</u>	
55	<u>256,000</u>	<u>310,700</u>	<u>356,700</u>	<u>427,600</u>	
56	<u>257,100</u>	<u>312,000</u>	<u>358,800</u>	<u>429,500</u>	
57	<u>258,200</u>	<u>313,300</u>	<u>360,800</u>	<u>431,300</u>	
58	<u>259,300</u>	<u>314,600</u>	<u>362,800</u>	<u>433,100</u>	
59	<u>260,400</u>	<u>315,800</u>	<u>364,700</u>	<u>434,800</u>	
60	<u>261,400</u>	<u>317,100</u>	<u>366,500</u>	<u>436,600</u>	
61	<u>262,500</u>	<u>318,400</u>	<u>368,400</u>	<u>438,400</u>	
62	<u>263,500</u>	<u>319,600</u>	<u>370,300</u>	<u>439,900</u>	
63	<u>264,600</u>	<u>320,800</u>	<u>372,200</u>	<u>441,000</u>	
64	<u>265,800</u>	<u>322,100</u>	<u>374,000</u>	<u>441,900</u>	
65	<u>266,800</u>	<u>323,400</u>	<u>375,800</u>	<u>442,800</u>	
66	<u>267,700</u>	<u>324,700</u>	<u>377,500</u>	<u>443,600</u>	
67	<u>268,700</u>	<u>325,900</u>	<u>379,100</u>	<u>444,300</u>	
68	<u>269,900</u>	<u>327,200</u>	<u>380,500</u>	<u>445,000</u>	
69	<u>271,000</u>	<u>328,400</u>	<u>382,000</u>	<u>445,700</u>	
70	<u>272,000</u>	<u>329,600</u>	<u>383,000</u>	<u>446,400</u>	
71	<u>273,000</u>	<u>330,800</u>	<u>383,900</u>	<u>447,100</u>	
72	<u>274,100</u>	<u>332,000</u>	<u>384,700</u>	<u>447,800</u>	
73	<u>275,200</u>	<u>333,300</u>	<u>385,500</u>	<u>448,500</u>	
74	<u>276,200</u>	<u>334,400</u>	<u>386,300</u>	<u>449,200</u>	
75	<u>277,300</u>	<u>335,500</u>	<u>387,000</u>	<u>449,900</u>	
76	<u>278,300</u>	<u>336,500</u>	<u>387,700</u>	<u>450,500</u>	
77	<u>279,300</u>	<u>337,700</u>	<u>388,500</u>	<u>451,100</u>	
78	<u>280,300</u>	<u>338,700</u>	<u>389,200</u>	<u>451,800</u>	
79	<u>281,300</u>	<u>339,700</u>	<u>389,900</u>	<u>452,400</u>	
80	<u>282,300</u>	<u>340,600</u>	<u>390,600</u>	<u>453,000</u>	
81	<u>283,300</u>	<u>341,400</u>	<u>391,300</u>	<u>453,600</u>	
82	<u>284,300</u>	<u>342,200</u>	<u>391,900</u>	<u>454,200</u>	

54	<u>237,300</u>	<u>302,100</u>	<u>348,800</u>	<u>419,200</u>	
55	<u>238,800</u>	<u>303,700</u>	<u>351,300</u>	<u>421,200</u>	
56	<u>240,300</u>	<u>305,400</u>	<u>353,700</u>	<u>423,100</u>	
57	<u>241,800</u>	<u>307,000</u>	<u>356,000</u>	<u>424,900</u>	
58	<u>243,300</u>	<u>308,700</u>	<u>358,200</u>	<u>426,700</u>	
59	<u>244,800</u>	<u>310,300</u>	<u>360,300</u>	<u>428,400</u>	
60	<u>246,200</u>	<u>311,900</u>	<u>362,300</u>	<u>430,200</u>	
61	<u>247,700</u>	<u>313,500</u>	<u>364,200</u>	<u>432,000</u>	
62	<u>249,100</u>	<u>315,000</u>	<u>366,200</u>	<u>433,500</u>	
63	<u>250,600</u>	<u>316,500</u>	<u>368,100</u>	<u>434,600</u>	
64	<u>252,200</u>	<u>318,100</u>	<u>369,900</u>	<u>435,500</u>	
65	<u>253,600</u>	<u>319,700</u>	<u>371,700</u>	<u>436,400</u>	
66	<u>255,000</u>	<u>321,300</u>	<u>373,400</u>	<u>437,200</u>	
67	<u>256,400</u>	<u>322,800</u>	<u>375,000</u>	<u>437,900</u>	
68	<u>257,900</u>	<u>324,400</u>	<u>376,500</u>	<u>438,600</u>	
69	<u>259,400</u>	<u>325,900</u>	<u>378,000</u>	<u>439,300</u>	
70	<u>260,900</u>	<u>327,300</u>	<u>379,000</u>	<u>440,000</u>	
71	<u>262,300</u>	<u>328,700</u>	<u>380,100</u>	<u>440,700</u>	
72	<u>263,800</u>	<u>330,200</u>	<u>381,000</u>	<u>441,400</u>	
73	<u>265,200</u>	<u>331,600</u>	<u>381,900</u>	<u>442,100</u>	
74	<u>266,600</u>	<u>333,000</u>	<u>382,700</u>	<u>442,800</u>	
75	<u>268,100</u>	<u>334,200</u>	<u>383,500</u>	<u>443,500</u>	
76	<u>269,500</u>	<u>335,500</u>	<u>384,200</u>	<u>444,100</u>	
77	<u>270,900</u>	<u>336,700</u>	<u>385,000</u>	<u>444,700</u>	
78	<u>272,300</u>	<u>337,700</u>	<u>385,700</u>	<u>445,400</u>	
79	<u>273,700</u>	<u>338,700</u>	<u>386,400</u>	<u>446,000</u>	
80	<u>275,100</u>	<u>339,600</u>	<u>387,100</u>	<u>446,600</u>	
81	<u>276,600</u>	<u>340,400</u>	<u>387,800</u>	<u>447,200</u>	
82	<u>277,900</u>	<u>341,200</u>	<u>388,400</u>	<u>447,800</u>	

83	<u>285,300</u>	<u>342,900</u>	<u>392,500</u>	<u>454,800</u>	
84	<u>286,300</u>	<u>343,600</u>	<u>393,000</u>	<u>455,400</u>	
85	<u>287,300</u>	<u>344,300</u>	<u>393,500</u>	<u>456,000</u>	
86	<u>288,300</u>	<u>345,100</u>	<u>394,000</u>	<u>456,600</u>	
87	<u>289,200</u>	<u>345,700</u>	<u>394,500</u>	<u>457,200</u>	
88	<u>290,100</u>	<u>346,400</u>	<u>395,100</u>	<u>457,700</u>	
89	<u>291,300</u>	<u>347,100</u>	<u>395,700</u>	<u>458,200</u>	
90	<u>292,200</u>	<u>347,700</u>	<u>396,300</u>	<u>458,800</u>	
91	<u>293,300</u>	<u>348,200</u>	<u>396,900</u>	<u>459,300</u>	
92	<u>294,300</u>	<u>348,600</u>	<u>397,400</u>	<u>459,800</u>	
93	<u>295,300</u>	<u>349,100</u>	<u>397,900</u>	<u>460,300</u>	
94	<u>296,300</u>	<u>349,600</u>	<u>398,500</u>	<u>460,800</u>	
95	<u>297,300</u>	<u>350,100</u>	<u>399,000</u>	<u>461,300</u>	
96	<u>298,300</u>	<u>350,600</u>	<u>399,500</u>	<u>461,800</u>	
97	<u>299,300</u>	<u>351,000</u>	<u>400,000</u>	<u>462,300</u>	
98	<u>300,300</u>	<u>351,500</u>	<u>400,500</u>	<u>462,800</u>	
99	<u>301,300</u>	<u>351,900</u>	<u>401,000</u>	<u>463,300</u>	
100	<u>302,300</u>	<u>352,400</u>	<u>401,500</u>	<u>463,800</u>	
101	<u>303,300</u>	<u>352,900</u>	<u>402,000</u>	<u>464,300</u>	
102	<u>304,300</u>	<u>353,300</u>	<u>402,500</u>	<u>464,800</u>	
103	<u>305,200</u>	<u>353,800</u>	<u>403,000</u>	<u>465,300</u>	
104	<u>306,200</u>	<u>354,100</u>	<u>403,500</u>	<u>465,800</u>	
105	<u>307,000</u>	<u>354,400</u>	<u>403,900</u>	<u>466,300</u>	
106	<u>307,800</u>	<u>354,700</u>	<u>404,400</u>	<u>466,800</u>	
107	<u>308,600</u>	<u>355,100</u>	<u>404,900</u>	<u>467,300</u>	
108	<u>309,500</u>	<u>355,500</u>	<u>405,300</u>	<u>467,800</u>	
109	<u>310,400</u>	<u>355,900</u>	<u>405,700</u>	<u>468,300</u>	
110	<u>311,200</u>	<u>356,200</u>	<u>406,200</u>	<u>468,800</u>	
111	<u>312,000</u>	<u>356,600</u>	<u>406,700</u>	<u>469,300</u>	

83	<u>279,100</u>	<u>341,900</u>	<u>389,000</u>	<u>448,400</u>	
84	<u>280,500</u>	<u>342,600</u>	<u>389,500</u>	<u>449,000</u>	
85	<u>281,800</u>	<u>343,300</u>	<u>390,000</u>	<u>449,600</u>	
86	<u>283,100</u>	<u>344,100</u>	<u>390,500</u>	<u>450,200</u>	
87	<u>284,400</u>	<u>344,700</u>	<u>391,000</u>	<u>450,800</u>	
88	<u>285,600</u>	<u>345,400</u>	<u>391,600</u>	<u>451,300</u>	
89	<u>287,000</u>	<u>346,100</u>	<u>392,200</u>	<u>451,800</u>	
90	<u>288,200</u>	<u>346,700</u>	<u>392,800</u>	<u>452,400</u>	
91	<u>289,500</u>	<u>347,200</u>	<u>393,400</u>	<u>452,900</u>	
92	<u>290,900</u>	<u>347,600</u>	<u>393,900</u>	<u>453,400</u>	
93	<u>292,100</u>	<u>348,100</u>	<u>394,400</u>	<u>453,900</u>	
94	<u>293,300</u>	<u>348,600</u>	<u>395,000</u>	<u>454,400</u>	
95	<u>294,500</u>	<u>349,100</u>	<u>395,500</u>	<u>454,900</u>	
96	<u>295,700</u>	<u>349,600</u>	<u>396,000</u>	<u>455,400</u>	
97	<u>296,900</u>	<u>350,000</u>	<u>396,500</u>	<u>455,900</u>	
98	<u>298,100</u>	<u>350,500</u>	<u>397,000</u>	<u>456,400</u>	
99	<u>299,300</u>	<u>350,900</u>	<u>397,500</u>	<u>456,900</u>	
100	<u>300,500</u>	<u>351,400</u>	<u>398,000</u>	<u>457,400</u>	
101	<u>301,700</u>	<u>351,900</u>	<u>398,500</u>	<u>457,900</u>	
102	<u>302,800</u>	<u>352,300</u>	<u>399,000</u>	<u>458,400</u>	
103	<u>303,900</u>	<u>352,800</u>	<u>399,500</u>	<u>458,900</u>	
104	<u>305,000</u>	<u>353,100</u>	<u>400,000</u>	<u>459,400</u>	
105	<u>306,000</u>	<u>353,400</u>	<u>400,400</u>	<u>459,900</u>	
106	<u>306,800</u>	<u>353,700</u>	<u>400,900</u>	<u>460,400</u>	
107	<u>307,600</u>	<u>354,100</u>	<u>401,400</u>	<u>460,900</u>	
108	<u>308,500</u>	<u>354,500</u>	<u>401,800</u>	<u>461,400</u>	
109	<u>309,400</u>	<u>354,900</u>	<u>402,200</u>	<u>461,900</u>	
110	<u>310,200</u>	<u>355,200</u>	<u>402,700</u>	<u>462,400</u>	
111	<u>311,000</u>	<u>355,600</u>	<u>403,200</u>	<u>462,900</u>	

112	<u>312,800</u>	<u>357,000</u>	<u>407,100</u>		
113	<u>313,500</u>	<u>357,400</u>	<u>407,500</u>		
114	<u>314,000</u>	<u>357,800</u>	<u>408,000</u>		
115	<u>314,600</u>	<u>358,100</u>	<u>408,500</u>		
116	<u>315,100</u>	<u>358,500</u>	<u>408,900</u>		
117	<u>315,500</u>	<u>358,900</u>	<u>409,300</u>		
118	<u>315,800</u>	<u>359,200</u>	<u>409,800</u>		
119	<u>316,100</u>	<u>359,600</u>	<u>410,200</u>		
120	<u>316,400</u>	<u>360,000</u>	<u>410,600</u>		
121	<u>316,700</u>	<u>360,400</u>	<u>411,000</u>		
122	<u>317,000</u>	<u>360,700</u>	<u>411,500</u>		
123	<u>317,300</u>	<u>361,100</u>	<u>411,900</u>		
124	<u>317,600</u>	<u>361,500</u>	<u>412,300</u>		
125	<u>317,900</u>	<u>361,900</u>	<u>412,700</u>		
126	<u>318,200</u>		<u>413,100</u>		
127	<u>318,500</u>		<u>413,500</u>		
128	<u>318,800</u>		<u>413,900</u>		
129	<u>319,100</u>		<u>414,300</u>		
130	<u>319,400</u>		<u>414,700</u>		
131	<u>319,700</u>		<u>415,100</u>		
132	<u>320,000</u>		<u>415,500</u>		
133	<u>320,300</u>		<u>415,900</u>		
134	<u>320,600</u>				
135	<u>320,900</u>				
136	<u>321,200</u>				
137	<u>321,500</u>				
138	<u>321,800</u>				
139	<u>322,100</u>				
140	<u>322,400</u>				

112	<u>311,800</u>	<u>356,000</u>	<u>403,600</u>		
113	<u>312,500</u>	<u>356,400</u>	<u>404,000</u>		
114	<u>313,000</u>	<u>356,800</u>	<u>404,500</u>		
115	<u>313,600</u>	<u>357,100</u>	<u>405,000</u>		
116	<u>314,100</u>	<u>357,500</u>	<u>405,400</u>		
117	<u>314,500</u>	<u>357,900</u>	<u>405,800</u>		
118	<u>314,800</u>	<u>358,200</u>	<u>406,300</u>		
119	<u>315,100</u>	<u>358,600</u>	<u>406,700</u>		
120	<u>315,400</u>	<u>359,000</u>	<u>407,100</u>		
121	<u>315,700</u>	<u>359,400</u>	<u>407,500</u>		
122	<u>316,000</u>	<u>359,700</u>	<u>408,000</u>		
123	<u>316,300</u>	<u>360,100</u>	<u>408,400</u>		
124	<u>316,600</u>	<u>360,500</u>	<u>408,800</u>		
125	<u>316,900</u>	<u>360,900</u>	<u>409,200</u>		
126	<u>317,200</u>		<u>409,600</u>		
127	<u>317,500</u>		<u>410,000</u>		
128	<u>317,800</u>		<u>410,400</u>		
129	<u>318,100</u>		<u>410,800</u>		
130	<u>318,400</u>		<u>411,200</u>		
131	<u>318,700</u>		<u>411,600</u>		
132	<u>319,000</u>		<u>412,000</u>		
133	<u>319,300</u>		<u>412,400</u>		
134	<u>319,600</u>				
135	<u>319,900</u>				
136	<u>320,200</u>				
137	<u>320,500</u>				
138	<u>320,800</u>				
139	<u>321,100</u>				
140	<u>321,400</u>				

	141	<u>322,700</u>				
	142	<u>323,000</u>				
	143	<u>323,300</u>				
	144	<u>323,600</u>				
	145	<u>323,900</u>				
	146	<u>324,200</u>				
	147	<u>324,500</u>				
	148	<u>324,800</u>				
	149	<u>325,000</u>				
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		<u>202,900</u>	<u>234,400</u>	<u>274,700</u>	<u>318,300</u>	<u>436,800</u>

備考 …… (略)

別表第5 (第3条関係)

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	<u>195,800</u>	<u>239,500</u>	<u>256,400</u>	<u>295,600</u>	<u>517,900</u>
	2	<u>197,100</u>	<u>240,300</u>	<u>257,800</u>	<u>297,500</u>	<u>520,400</u>
	3	<u>198,600</u>	<u>241,300</u>	<u>259,200</u>	<u>299,400</u>	<u>523,000</u>
	4	<u>200,100</u>	<u>242,200</u>	<u>260,700</u>	<u>301,400</u>	<u>525,600</u>
	5	<u>201,700</u>	<u>243,300</u>	<u>262,200</u>	<u>303,400</u>	<u>528,200</u>
	6	<u>203,200</u>	<u>244,300</u>	<u>263,700</u>	<u>305,400</u>	<u>530,800</u>
	7	<u>204,700</u>	<u>245,300</u>	<u>265,100</u>	<u>307,400</u>	<u>533,300</u>
	8	<u>206,200</u>	<u>246,200</u>	<u>266,500</u>	<u>309,300</u>	<u>535,900</u>
	9	<u>207,700</u>	<u>247,200</u>	<u>268,000</u>	<u>311,200</u>	

	141	<u>321,700</u>				
	142	<u>322,000</u>				
	143	<u>322,300</u>				
	144	<u>322,600</u>				
	145	<u>322,900</u>				
	146	<u>323,200</u>				
	147	<u>323,500</u>				
	148	<u>323,800</u>				
	149	<u>324,000</u>				
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		<u>201,000</u>	<u>232,200</u>	<u>272,100</u>	<u>313,700</u>	<u>430,000</u>

備考 …… (略)

別表第5 (第3条関係)

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	<u>167,900</u>	<u>213,800</u>	<u>235,400</u>	<u>281,300</u>	<u>509,900</u>
	2	<u>169,200</u>	<u>215,100</u>	<u>237,100</u>	<u>283,400</u>	<u>512,400</u>
	3	<u>170,500</u>	<u>216,500</u>	<u>238,800</u>	<u>285,500</u>	<u>515,000</u>
	4	<u>171,800</u>	<u>217,900</u>	<u>240,600</u>	<u>287,600</u>	<u>517,500</u>
	5	<u>173,100</u>	<u>219,400</u>	<u>242,400</u>	<u>289,700</u>	<u>520,100</u>
	6	<u>174,500</u>	<u>220,800</u>	<u>244,200</u>	<u>292,000</u>	<u>522,600</u>
	7	<u>175,900</u>	<u>222,200</u>	<u>245,900</u>	<u>294,300</u>	<u>525,100</u>
	8	<u>177,300</u>	<u>223,600</u>	<u>247,700</u>	<u>296,500</u>	<u>527,700</u>
	9	<u>178,700</u>	<u>225,100</u>	<u>249,500</u>	<u>298,700</u>	

10	<u>209,100</u>	<u>248,200</u>	<u>269,400</u>	<u>313,100</u>	
11	<u>210,600</u>	<u>249,100</u>	<u>270,900</u>	<u>315,200</u>	
12	<u>212,100</u>	<u>250,100</u>	<u>272,500</u>	<u>317,200</u>	
13	<u>213,700</u>	<u>251,100</u>	<u>274,100</u>	<u>319,100</u>	
14	<u>215,200</u>	<u>252,400</u>	<u>275,600</u>	<u>321,100</u>	
15	<u>216,700</u>	<u>253,600</u>	<u>277,000</u>	<u>323,100</u>	
16	<u>218,200</u>	<u>254,900</u>	<u>278,600</u>	<u>325,100</u>	
17	<u>219,700</u>	<u>256,300</u>	<u>280,300</u>	<u>327,100</u>	
18	<u>221,200</u>	<u>257,600</u>	<u>282,200</u>	<u>329,200</u>	
19	<u>222,700</u>	<u>258,800</u>	<u>283,900</u>	<u>331,300</u>	
20	<u>224,200</u>	<u>260,200</u>	<u>285,800</u>	<u>333,300</u>	
21	<u>225,700</u>	<u>261,600</u>	<u>287,700</u>	<u>335,400</u>	
22	<u>227,300</u>	<u>263,000</u>	<u>289,600</u>	<u>337,500</u>	
23	<u>229,100</u>	<u>264,500</u>	<u>291,600</u>	<u>339,700</u>	
24	<u>230,900</u>	<u>266,000</u>	<u>293,400</u>	<u>341,900</u>	
25	<u>232,500</u>	<u>267,500</u>	<u>295,200</u>	<u>344,100</u>	
26	<u>233,300</u>	<u>269,000</u>	<u>297,100</u>	<u>346,600</u>	
27	<u>234,100</u>	<u>270,400</u>	<u>299,000</u>	<u>349,100</u>	
28	<u>234,900</u>	<u>272,000</u>	<u>300,900</u>	<u>351,600</u>	
29	<u>235,600</u>	<u>273,700</u>	<u>302,800</u>	<u>354,100</u>	
30	<u>236,300</u>	<u>275,600</u>	<u>304,800</u>	<u>356,600</u>	
31	<u>237,100</u>	<u>277,300</u>	<u>306,700</u>	<u>359,100</u>	
32	<u>237,900</u>	<u>279,200</u>	<u>308,600</u>	<u>361,900</u>	
33	<u>238,700</u>	<u>281,100</u>	<u>310,500</u>	<u>364,600</u>	
34	<u>239,400</u>	<u>282,700</u>	<u>312,400</u>	<u>367,600</u>	
35	<u>240,200</u>	<u>284,200</u>	<u>314,500</u>	<u>370,500</u>	
36	<u>241,000</u>	<u>285,700</u>	<u>316,500</u>	<u>373,400</u>	
37	<u>241,900</u>	<u>287,100</u>	<u>318,400</u>	<u>376,400</u>	
38	<u>242,800</u>	<u>288,500</u>	<u>320,400</u>	<u>379,200</u>	

10	<u>180,100</u>	<u>226,500</u>	<u>251,300</u>	<u>300,900</u>	
11	<u>181,500</u>	<u>227,900</u>	<u>253,100</u>	<u>303,100</u>	
12	<u>182,900</u>	<u>229,300</u>	<u>254,900</u>	<u>305,400</u>	
13	<u>184,400</u>	<u>230,800</u>	<u>256,800</u>	<u>307,700</u>	
14	<u>185,900</u>	<u>232,500</u>	<u>258,700</u>	<u>310,000</u>	
15	<u>187,400</u>	<u>234,100</u>	<u>260,500</u>	<u>312,300</u>	
16	<u>188,900</u>	<u>235,700</u>	<u>262,400</u>	<u>314,600</u>	
17	<u>190,400</u>	<u>237,400</u>	<u>264,400</u>	<u>316,900</u>	
18	<u>191,900</u>	<u>239,000</u>	<u>266,400</u>	<u>319,300</u>	
19	<u>193,400</u>	<u>240,600</u>	<u>268,400</u>	<u>321,700</u>	
20	<u>194,900</u>	<u>242,300</u>	<u>270,500</u>	<u>324,000</u>	
21	<u>196,400</u>	<u>244,000</u>	<u>272,700</u>	<u>326,400</u>	
22	<u>198,000</u>	<u>245,800</u>	<u>274,800</u>	<u>328,900</u>	
23	<u>199,800</u>	<u>247,500</u>	<u>276,900</u>	<u>331,500</u>	
24	<u>201,600</u>	<u>249,200</u>	<u>279,000</u>	<u>334,000</u>	
25	<u>203,200</u>	<u>250,900</u>	<u>281,100</u>	<u>336,500</u>	
26	<u>204,600</u>	<u>252,600</u>	<u>283,200</u>	<u>339,200</u>	
27	<u>206,000</u>	<u>254,400</u>	<u>285,300</u>	<u>341,900</u>	
28	<u>207,400</u>	<u>256,300</u>	<u>287,400</u>	<u>344,600</u>	
29	<u>208,700</u>	<u>258,200</u>	<u>289,500</u>	<u>347,300</u>	
30	<u>210,000</u>	<u>260,200</u>	<u>291,700</u>	<u>350,000</u>	
31	<u>211,300</u>	<u>262,200</u>	<u>293,900</u>	<u>352,700</u>	
32	<u>212,600</u>	<u>264,300</u>	<u>296,100</u>	<u>355,500</u>	
33	<u>213,900</u>	<u>266,500</u>	<u>298,300</u>	<u>358,200</u>	
34	<u>215,200</u>	<u>268,200</u>	<u>300,500</u>	<u>361,200</u>	
35	<u>216,500</u>	<u>269,900</u>	<u>302,700</u>	<u>364,100</u>	
36	<u>217,800</u>	<u>271,700</u>	<u>304,900</u>	<u>367,000</u>	
37	<u>219,100</u>	<u>273,500</u>	<u>307,200</u>	<u>370,000</u>	
38	<u>220,400</u>	<u>275,200</u>	<u>309,400</u>	<u>372,800</u>	

39	<u>243,700</u>	<u>289,800</u>	<u>322,300</u>	<u>381,900</u>	
40	<u>244,600</u>	<u>291,100</u>	<u>324,300</u>	<u>384,600</u>	
41	<u>245,600</u>	<u>292,400</u>	<u>326,300</u>	<u>387,100</u>	
42	<u>246,400</u>	<u>293,800</u>	<u>328,200</u>	<u>389,600</u>	
43	<u>247,300</u>	<u>295,100</u>	<u>330,200</u>	<u>391,900</u>	
44	<u>248,300</u>	<u>296,400</u>	<u>332,200</u>	<u>394,300</u>	
45	<u>249,300</u>	<u>297,700</u>	<u>334,200</u>	<u>396,700</u>	
46	<u>250,200</u>	<u>299,000</u>	<u>336,200</u>	<u>399,000</u>	
47	<u>251,200</u>	<u>300,400</u>	<u>338,200</u>	<u>401,300</u>	
48	<u>252,200</u>	<u>301,600</u>	<u>340,200</u>	<u>403,600</u>	
49	<u>253,400</u>	<u>302,900</u>	<u>342,300</u>	<u>406,000</u>	
50	<u>254,500</u>	<u>304,200</u>	<u>344,800</u>	<u>408,300</u>	
51	<u>255,600</u>	<u>305,500</u>	<u>347,300</u>	<u>410,500</u>	
52	<u>256,700</u>	<u>306,800</u>	<u>349,800</u>	<u>412,700</u>	
53	<u>257,900</u>	<u>308,100</u>	<u>352,300</u>	<u>415,000</u>	
54	<u>259,000</u>	<u>309,400</u>	<u>354,600</u>	<u>417,300</u>	
55	<u>260,000</u>	<u>310,700</u>	<u>356,800</u>	<u>419,500</u>	
56	<u>261,000</u>	<u>312,000</u>	<u>358,900</u>	<u>421,700</u>	
57	<u>262,100</u>	<u>313,300</u>	<u>360,900</u>	<u>423,700</u>	
58	<u>263,200</u>	<u>314,700</u>	<u>362,900</u>	<u>425,600</u>	
59	<u>264,200</u>	<u>315,900</u>	<u>364,800</u>	<u>427,600</u>	
60	<u>265,200</u>	<u>317,100</u>	<u>366,600</u>	<u>429,500</u>	
61	<u>266,300</u>	<u>318,300</u>	<u>368,500</u>	<u>431,300</u>	
62	<u>267,300</u>	<u>319,500</u>	<u>370,400</u>	<u>433,100</u>	
63	<u>268,300</u>	<u>320,700</u>	<u>372,300</u>	<u>434,800</u>	
64	<u>269,400</u>	<u>322,000</u>	<u>374,100</u>	<u>436,600</u>	
65	<u>270,500</u>	<u>323,200</u>	<u>375,900</u>	<u>438,400</u>	
66	<u>271,500</u>	<u>324,400</u>	<u>377,500</u>	<u>439,900</u>	
67	<u>272,600</u>	<u>325,600</u>	<u>379,100</u>	<u>441,000</u>	

39	<u>221,700</u>	<u>276,900</u>	<u>311,700</u>	<u>375,500</u>	
40	<u>223,100</u>	<u>278,600</u>	<u>314,000</u>	<u>378,200</u>	
41	<u>224,400</u>	<u>280,200</u>	<u>316,300</u>	<u>380,700</u>	
42	<u>225,700</u>	<u>281,900</u>	<u>318,600</u>	<u>383,200</u>	
43	<u>227,000</u>	<u>283,500</u>	<u>321,000</u>	<u>385,500</u>	
44	<u>228,300</u>	<u>285,200</u>	<u>323,300</u>	<u>387,900</u>	
45	<u>229,700</u>	<u>286,900</u>	<u>325,700</u>	<u>390,300</u>	
46	<u>231,000</u>	<u>288,600</u>	<u>328,100</u>	<u>392,600</u>	
47	<u>232,400</u>	<u>290,300</u>	<u>330,500</u>	<u>394,900</u>	
48	<u>233,900</u>	<u>291,900</u>	<u>333,000</u>	<u>397,200</u>	
49	<u>235,400</u>	<u>293,600</u>	<u>335,500</u>	<u>399,600</u>	
50	<u>237,000</u>	<u>295,200</u>	<u>338,200</u>	<u>401,900</u>	
51	<u>238,500</u>	<u>296,900</u>	<u>340,900</u>	<u>404,100</u>	
52	<u>240,000</u>	<u>298,600</u>	<u>343,600</u>	<u>406,300</u>	
53	<u>241,500</u>	<u>300,300</u>	<u>346,300</u>	<u>408,600</u>	
54	<u>243,000</u>	<u>302,000</u>	<u>348,900</u>	<u>410,900</u>	
55	<u>244,400</u>	<u>303,700</u>	<u>351,400</u>	<u>413,100</u>	
56	<u>245,800</u>	<u>305,400</u>	<u>353,800</u>	<u>415,300</u>	
57	<u>247,300</u>	<u>307,000</u>	<u>356,100</u>	<u>417,300</u>	
58	<u>248,800</u>	<u>308,800</u>	<u>358,300</u>	<u>419,200</u>	
59	<u>250,200</u>	<u>310,300</u>	<u>360,400</u>	<u>421,200</u>	
60	<u>251,600</u>	<u>311,800</u>	<u>362,400</u>	<u>423,100</u>	
61	<u>253,100</u>	<u>313,300</u>	<u>364,300</u>	<u>424,900</u>	
62	<u>254,600</u>	<u>314,900</u>	<u>366,300</u>	<u>426,700</u>	
63	<u>256,000</u>	<u>316,500</u>	<u>368,200</u>	<u>428,400</u>	
64	<u>257,500</u>	<u>318,100</u>	<u>370,000</u>	<u>430,200</u>	
65	<u>258,900</u>	<u>319,600</u>	<u>371,800</u>	<u>432,000</u>	
66	<u>260,400</u>	<u>321,200</u>	<u>373,400</u>	<u>433,500</u>	
67	<u>261,800</u>	<u>322,700</u>	<u>375,000</u>	<u>434,600</u>	

68	<u>273,600</u>	<u>326,900</u>	<u>380,500</u>	<u>441,900</u>	
69	<u>274,700</u>	<u>328,100</u>	<u>382,000</u>	<u>442,800</u>	
70	<u>275,700</u>	<u>329,300</u>	<u>383,000</u>	<u>443,600</u>	
71	<u>276,800</u>	<u>330,600</u>	<u>383,900</u>	<u>444,300</u>	
72	<u>277,800</u>	<u>331,800</u>	<u>384,700</u>	<u>445,000</u>	
73	<u>278,900</u>	<u>333,000</u>	<u>385,500</u>	<u>445,700</u>	
74	<u>279,900</u>	<u>334,200</u>	<u>386,300</u>	<u>446,400</u>	
75	<u>280,900</u>	<u>335,500</u>	<u>387,000</u>	<u>447,100</u>	
76	<u>282,000</u>	<u>336,600</u>	<u>387,700</u>	<u>447,800</u>	
77	<u>283,000</u>	<u>337,800</u>	<u>388,500</u>	<u>448,500</u>	
78	<u>284,000</u>	<u>338,900</u>	<u>389,200</u>	<u>449,200</u>	
79	<u>285,100</u>	<u>339,900</u>	<u>389,900</u>	<u>449,900</u>	
80	<u>286,100</u>	<u>340,800</u>	<u>390,600</u>	<u>450,500</u>	
81	<u>287,100</u>	<u>341,600</u>	<u>391,300</u>	<u>451,100</u>	
82	<u>288,100</u>	<u>342,400</u>	<u>391,900</u>	<u>451,800</u>	
83	<u>289,100</u>	<u>343,200</u>	<u>392,500</u>	<u>452,400</u>	
84	<u>290,100</u>	<u>343,900</u>	<u>393,000</u>	<u>453,000</u>	
85	<u>291,200</u>	<u>344,700</u>	<u>393,500</u>	<u>453,600</u>	
86	<u>292,200</u>	<u>345,500</u>	<u>394,000</u>	<u>454,200</u>	
87	<u>293,300</u>	<u>346,200</u>	<u>394,500</u>	<u>454,800</u>	
88	<u>294,300</u>	<u>346,900</u>	<u>395,100</u>	<u>455,400</u>	
89	<u>295,300</u>	<u>347,500</u>	<u>395,700</u>	<u>456,000</u>	
90	<u>296,300</u>	<u>348,000</u>	<u>396,300</u>	<u>456,600</u>	
91	<u>297,300</u>	<u>348,400</u>	<u>396,900</u>	<u>457,200</u>	
92	<u>298,300</u>	<u>348,800</u>	<u>397,400</u>	<u>457,700</u>	
93	<u>299,400</u>	<u>349,300</u>	<u>397,900</u>	<u>458,200</u>	
94	<u>300,400</u>	<u>349,700</u>	<u>398,500</u>	<u>458,700</u>	
95	<u>301,400</u>	<u>350,100</u>	<u>399,000</u>	<u>459,200</u>	
96	<u>302,400</u>	<u>350,600</u>	<u>399,500</u>	<u>459,700</u>	

68	<u>263,200</u>	<u>324,300</u>	<u>376,500</u>	<u>435,500</u>	
69	<u>264,700</u>	<u>325,800</u>	<u>378,000</u>	<u>436,400</u>	
70	<u>266,100</u>	<u>327,200</u>	<u>379,000</u>	<u>437,200</u>	
71	<u>267,600</u>	<u>328,600</u>	<u>380,100</u>	<u>437,900</u>	
72	<u>269,100</u>	<u>330,000</u>	<u>381,000</u>	<u>438,600</u>	
73	<u>270,500</u>	<u>331,400</u>	<u>381,900</u>	<u>439,300</u>	
74	<u>272,000</u>	<u>332,800</u>	<u>382,700</u>	<u>440,000</u>	
75	<u>273,500</u>	<u>334,200</u>	<u>383,500</u>	<u>440,700</u>	
76	<u>274,900</u>	<u>335,600</u>	<u>384,200</u>	<u>441,400</u>	
77	<u>276,300</u>	<u>336,800</u>	<u>385,000</u>	<u>442,100</u>	
78	<u>277,700</u>	<u>337,900</u>	<u>385,700</u>	<u>442,800</u>	
79	<u>279,000</u>	<u>338,900</u>	<u>386,400</u>	<u>443,500</u>	
80	<u>280,400</u>	<u>339,800</u>	<u>387,100</u>	<u>444,100</u>	
81	<u>281,700</u>	<u>340,600</u>	<u>387,800</u>	<u>444,700</u>	
82	<u>283,000</u>	<u>341,400</u>	<u>388,400</u>	<u>445,400</u>	
83	<u>284,300</u>	<u>342,200</u>	<u>389,000</u>	<u>446,000</u>	
84	<u>285,600</u>	<u>342,900</u>	<u>389,500</u>	<u>446,600</u>	
85	<u>287,000</u>	<u>343,700</u>	<u>390,000</u>	<u>447,200</u>	
86	<u>288,200</u>	<u>344,500</u>	<u>390,500</u>	<u>447,800</u>	
87	<u>289,500</u>	<u>345,200</u>	<u>391,000</u>	<u>448,400</u>	
88	<u>290,900</u>	<u>345,900</u>	<u>391,600</u>	<u>449,000</u>	
89	<u>292,100</u>	<u>346,500</u>	<u>392,200</u>	<u>449,600</u>	
90	<u>293,300</u>	<u>347,000</u>	<u>392,800</u>	<u>450,200</u>	
91	<u>294,500</u>	<u>347,400</u>	<u>393,400</u>	<u>450,800</u>	
92	<u>295,700</u>	<u>347,800</u>	<u>393,900</u>	<u>451,300</u>	
93	<u>297,000</u>	<u>348,300</u>	<u>394,400</u>	<u>451,800</u>	
94	<u>298,200</u>	<u>348,700</u>	<u>395,000</u>	<u>452,300</u>	
95	<u>299,400</u>	<u>349,100</u>	<u>395,500</u>	<u>452,800</u>	
96	<u>300,700</u>	<u>349,600</u>	<u>396,000</u>	<u>453,300</u>	

97	<u>303,500</u>	<u>351,100</u>	<u>399,900</u>	<u>460,200</u>	
98	<u>304,600</u>	<u>351,500</u>	<u>400,400</u>	<u>460,700</u>	
99	<u>305,500</u>	<u>351,900</u>	<u>400,900</u>	<u>461,200</u>	
100	<u>306,400</u>	<u>352,400</u>	<u>401,400</u>	<u>461,700</u>	
101	<u>307,200</u>	<u>352,900</u>	<u>401,900</u>	<u>462,200</u>	
102	<u>308,100</u>	<u>353,300</u>	<u>402,400</u>	<u>462,700</u>	
103	<u>308,900</u>	<u>353,700</u>	<u>402,900</u>	<u>463,200</u>	
104	<u>309,700</u>	<u>354,100</u>	<u>403,400</u>	<u>463,700</u>	
105	<u>310,500</u>	<u>354,400</u>	<u>403,800</u>	<u>464,200</u>	
106	<u>311,300</u>	<u>354,800</u>	<u>404,300</u>	<u>464,700</u>	
107	<u>312,000</u>	<u>355,200</u>	<u>404,800</u>	<u>465,200</u>	
108	<u>312,700</u>	<u>355,600</u>	<u>405,200</u>	<u>465,700</u>	
109	<u>313,300</u>	<u>355,900</u>	<u>405,600</u>	<u>466,200</u>	
110	<u>313,800</u>	<u>356,200</u>	<u>406,100</u>	<u>466,700</u>	
111	<u>314,200</u>	<u>356,600</u>	<u>406,600</u>	<u>467,200</u>	
112	<u>314,700</u>	<u>357,000</u>	<u>407,000</u>		
113	<u>315,000</u>	<u>357,400</u>	<u>407,400</u>		
114	<u>315,300</u>	<u>357,800</u>	<u>407,900</u>		
115	<u>315,600</u>	<u>358,200</u>	<u>408,400</u>		
116	<u>315,900</u>	<u>358,500</u>	<u>408,800</u>		
117	<u>316,200</u>	<u>358,900</u>	<u>409,200</u>		
118	<u>316,500</u>	<u>359,300</u>	<u>409,700</u>		
119	<u>316,800</u>	<u>359,700</u>	<u>410,100</u>		
120	<u>317,100</u>	<u>360,100</u>	<u>410,500</u>		
121	<u>317,400</u>	<u>360,400</u>	<u>410,900</u>		
122	<u>317,700</u>	<u>360,700</u>	<u>411,300</u>		
123	<u>318,000</u>	<u>361,100</u>	<u>411,700</u>		
124	<u>318,300</u>	<u>361,500</u>	<u>412,100</u>		
125	<u>318,600</u>	<u>361,800</u>	<u>412,500</u>		

97	<u>301,900</u>	<u>350,100</u>	<u>396,400</u>	<u>453,800</u>	
98	<u>303,100</u>	<u>350,500</u>	<u>396,900</u>	<u>454,300</u>	
99	<u>304,200</u>	<u>350,900</u>	<u>397,400</u>	<u>454,800</u>	
100	<u>305,200</u>	<u>351,400</u>	<u>397,900</u>	<u>455,300</u>	
101	<u>306,200</u>	<u>351,900</u>	<u>398,400</u>	<u>455,800</u>	
102	<u>307,100</u>	<u>352,300</u>	<u>398,900</u>	<u>456,300</u>	
103	<u>307,900</u>	<u>352,700</u>	<u>399,400</u>	<u>456,800</u>	
104	<u>308,700</u>	<u>353,100</u>	<u>399,900</u>	<u>457,300</u>	
105	<u>309,500</u>	<u>353,400</u>	<u>400,300</u>	<u>457,800</u>	
106	<u>310,300</u>	<u>353,800</u>	<u>400,800</u>	<u>458,300</u>	
107	<u>311,000</u>	<u>354,200</u>	<u>401,300</u>	<u>458,800</u>	
108	<u>311,700</u>	<u>354,600</u>	<u>401,700</u>	<u>459,300</u>	
109	<u>312,300</u>	<u>354,900</u>	<u>402,100</u>	<u>459,800</u>	
110	<u>312,800</u>	<u>355,200</u>	<u>402,600</u>	<u>460,300</u>	
111	<u>313,200</u>	<u>355,600</u>	<u>403,100</u>	<u>460,800</u>	
112	<u>313,700</u>	<u>356,000</u>	<u>403,500</u>		
113	<u>314,000</u>	<u>356,400</u>	<u>403,900</u>		
114	<u>314,300</u>	<u>356,800</u>	<u>404,400</u>		
115	<u>314,600</u>	<u>357,200</u>	<u>404,900</u>		
116	<u>314,900</u>	<u>357,500</u>	<u>405,300</u>		
117	<u>315,200</u>	<u>357,900</u>	<u>405,700</u>		
118	<u>315,500</u>	<u>358,300</u>	<u>406,200</u>		
119	<u>315,800</u>	<u>358,700</u>	<u>406,600</u>		
120	<u>316,100</u>	<u>359,100</u>	<u>407,000</u>		
121	<u>316,400</u>	<u>359,400</u>	<u>407,400</u>		
122	<u>316,700</u>	<u>359,700</u>	<u>407,800</u>		
123	<u>317,000</u>	<u>360,100</u>	<u>408,200</u>		
124	<u>317,300</u>	<u>360,500</u>	<u>408,600</u>		
125	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>409,000</u>		

	126	<u>318,900</u>	<u>362,100</u>	<u>412,900</u>		
	127	<u>319,200</u>	<u>362,500</u>	<u>413,300</u>		
	128	<u>319,500</u>	<u>362,900</u>	<u>413,700</u>		
	129	<u>319,800</u>	<u>363,200</u>	<u>414,100</u>		
	130	<u>320,100</u>				
	131	<u>320,400</u>				
	132	<u>320,700</u>				
	133	<u>321,000</u>				
	134	<u>321,300</u>				
	135	<u>321,600</u>				
	136	<u>321,900</u>				
	137	<u>322,200</u>				
	138	<u>322,500</u>				
	139	<u>322,800</u>				
	140	<u>323,100</u>				
	141	<u>323,400</u>				
	142	<u>323,700</u>				
	143	<u>324,000</u>				
	144	<u>324,300</u>				
	145	<u>324,600</u>				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		<u>206,900</u>	<u>235,500</u>	<u>274,700</u>	<u>318,400</u>	<u>436,800</u>

備考 …… (略)

別表第6 (第3条関係)

消防職給料表

	126	<u>317,900</u>	<u>361,100</u>	<u>409,400</u>		
	127	<u>318,200</u>	<u>361,500</u>	<u>409,800</u>		
	128	<u>318,500</u>	<u>361,900</u>	<u>410,200</u>		
	129	<u>318,800</u>	<u>362,200</u>	<u>410,600</u>		
	130	<u>319,100</u>				
	131	<u>319,400</u>				
	132	<u>319,700</u>				
	133	<u>320,000</u>				
	134	<u>320,300</u>				
	135	<u>320,600</u>				
	136	<u>320,900</u>				
	137	<u>321,200</u>				
	138	<u>321,500</u>				
	139	<u>321,800</u>				
	140	<u>322,100</u>				
	141	<u>322,400</u>				
	142	<u>322,700</u>				
	143	<u>323,000</u>				
	144	<u>323,300</u>				
	145	<u>323,600</u>				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		<u>205,000</u>	<u>233,400</u>	<u>272,100</u>	<u>313,700</u>	<u>430,000</u>

備考 …… (略)

別表第6 (第3条関係)

消防職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	<u>184,100</u>	<u>235,800</u>	<u>254,800</u>	<u>303,400</u>	<u>517,900</u>
	2	<u>185,000</u>	<u>237,000</u>	<u>256,200</u>	<u>305,400</u>	<u>520,400</u>
	3	<u>186,000</u>	<u>238,200</u>	<u>257,600</u>	<u>307,400</u>	<u>523,000</u>
	4	<u>187,000</u>	<u>239,400</u>	<u>259,000</u>	<u>309,300</u>	<u>525,600</u>
	5	<u>188,000</u>	<u>240,600</u>	<u>260,500</u>	<u>311,200</u>	<u>528,200</u>
	6	<u>189,000</u>	<u>241,800</u>	<u>261,900</u>	<u>313,100</u>	<u>530,800</u>
	7	<u>190,100</u>	<u>243,000</u>	<u>263,300</u>	<u>315,200</u>	<u>533,300</u>
	8	<u>191,200</u>	<u>244,200</u>	<u>264,700</u>	<u>317,200</u>	<u>535,900</u>
	9	<u>192,300</u>	<u>245,400</u>	<u>266,200</u>	<u>319,100</u>	
	10	<u>193,400</u>	<u>246,600</u>	<u>267,600</u>	<u>321,100</u>	
	11	<u>194,500</u>	<u>247,800</u>	<u>269,100</u>	<u>323,100</u>	
	12	<u>195,700</u>	<u>249,100</u>	<u>270,700</u>	<u>325,100</u>	
	13	<u>196,900</u>	<u>250,400</u>	<u>272,300</u>	<u>327,100</u>	
	14	<u>198,100</u>	<u>251,700</u>	<u>274,000</u>	<u>329,200</u>	
	15	<u>199,400</u>	<u>252,900</u>	<u>275,700</u>	<u>331,300</u>	
	16	<u>200,700</u>	<u>254,300</u>	<u>277,400</u>	<u>333,300</u>	
	17	<u>202,100</u>	<u>255,800</u>	<u>279,200</u>	<u>335,400</u>	
	18	<u>204,200</u>	<u>257,200</u>	<u>281,200</u>	<u>337,500</u>	
	19	<u>206,300</u>	<u>258,400</u>	<u>283,100</u>	<u>339,700</u>	
	20	<u>208,500</u>	<u>259,800</u>	<u>285,100</u>	<u>341,900</u>	
	21	<u>210,700</u>	<u>261,300</u>	<u>287,000</u>	<u>344,100</u>	
	22	<u>212,500</u>	<u>262,700</u>	<u>289,000</u>	<u>346,600</u>	
	23	<u>214,300</u>	<u>264,000</u>	<u>291,000</u>	<u>349,100</u>	
	24	<u>216,100</u>	<u>265,400</u>	<u>292,900</u>	<u>351,600</u>	
	25	<u>217,900</u>	<u>266,900</u>	<u>294,800</u>	<u>354,100</u>	
	26	<u>219,800</u>	<u>268,500</u>	<u>296,800</u>	<u>356,600</u>	

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	<u>156,200</u>	<u>210,100</u>	<u>233,800</u>	<u>289,700</u>	<u>509,900</u>
	2	<u>157,100</u>	<u>211,800</u>	<u>235,500</u>	<u>292,000</u>	<u>512,400</u>
	3	<u>158,100</u>	<u>213,400</u>	<u>237,200</u>	<u>294,300</u>	<u>515,000</u>
	4	<u>159,100</u>	<u>215,100</u>	<u>238,900</u>	<u>296,500</u>	<u>517,500</u>
	5	<u>160,100</u>	<u>216,700</u>	<u>240,700</u>	<u>298,700</u>	<u>520,100</u>
	6	<u>161,100</u>	<u>218,300</u>	<u>242,400</u>	<u>300,900</u>	<u>522,600</u>
	7	<u>162,100</u>	<u>219,900</u>	<u>244,100</u>	<u>303,100</u>	<u>525,100</u>
	8	<u>163,100</u>	<u>221,600</u>	<u>245,900</u>	<u>305,400</u>	<u>527,700</u>
	9	<u>164,000</u>	<u>223,300</u>	<u>247,700</u>	<u>307,700</u>	
	10	<u>164,900</u>	<u>224,900</u>	<u>249,500</u>	<u>310,000</u>	
	11	<u>165,900</u>	<u>226,600</u>	<u>251,300</u>	<u>312,300</u>	
	12	<u>166,900</u>	<u>228,300</u>	<u>253,100</u>	<u>314,600</u>	
	13	<u>167,900</u>	<u>230,100</u>	<u>255,000</u>	<u>316,900</u>	
	14	<u>169,100</u>	<u>231,800</u>	<u>257,100</u>	<u>319,300</u>	
	15	<u>170,300</u>	<u>233,400</u>	<u>259,200</u>	<u>321,700</u>	
	16	<u>171,500</u>	<u>235,100</u>	<u>261,200</u>	<u>324,000</u>	
	17	<u>172,800</u>	<u>236,900</u>	<u>263,300</u>	<u>326,400</u>	
	18	<u>174,900</u>	<u>238,600</u>	<u>265,400</u>	<u>328,900</u>	
	19	<u>177,000</u>	<u>240,200</u>	<u>267,600</u>	<u>331,500</u>	
	20	<u>179,200</u>	<u>241,900</u>	<u>269,800</u>	<u>334,000</u>	
	21	<u>181,400</u>	<u>243,700</u>	<u>272,000</u>	<u>336,500</u>	
	22	<u>183,200</u>	<u>245,400</u>	<u>274,200</u>	<u>339,200</u>	
	23	<u>185,000</u>	<u>247,000</u>	<u>276,300</u>	<u>341,900</u>	
	24	<u>186,800</u>	<u>248,700</u>	<u>278,500</u>	<u>344,600</u>	
	25	<u>188,600</u>	<u>250,600</u>	<u>280,700</u>	<u>347,300</u>	
	26	<u>190,500</u>	<u>252,500</u>	<u>282,900</u>	<u>350,000</u>	

27	<u>221,700</u>	<u>270,000</u>	<u>298,800</u>	<u>359,100</u>	
28	<u>223,600</u>	<u>271,500</u>	<u>300,700</u>	<u>361,900</u>	
29	<u>225,500</u>	<u>273,100</u>	<u>302,600</u>	<u>364,600</u>	
30	<u>226,800</u>	<u>275,100</u>	<u>304,600</u>	<u>367,600</u>	
31	<u>228,200</u>	<u>277,000</u>	<u>306,600</u>	<u>370,500</u>	
32	<u>229,600</u>	<u>279,000</u>	<u>308,500</u>	<u>373,400</u>	
33	<u>231,200</u>	<u>280,900</u>	<u>310,400</u>	<u>376,400</u>	
34	<u>232,400</u>	<u>282,500</u>	<u>312,300</u>	<u>379,200</u>	
35	<u>233,500</u>	<u>284,100</u>	<u>314,400</u>	<u>381,900</u>	
36	<u>234,600</u>	<u>285,600</u>	<u>316,400</u>	<u>384,600</u>	
37	<u>235,700</u>	<u>286,900</u>	<u>318,300</u>	<u>387,100</u>	
38	<u>236,700</u>	<u>288,200</u>	<u>320,300</u>	<u>389,600</u>	
39	<u>237,800</u>	<u>289,500</u>	<u>322,200</u>	<u>391,900</u>	
40	<u>238,900</u>	<u>290,900</u>	<u>324,200</u>	<u>394,300</u>	
41	<u>240,100</u>	<u>292,300</u>	<u>326,200</u>	<u>396,700</u>	
42	<u>241,100</u>	<u>293,700</u>	<u>328,100</u>	<u>399,000</u>	
43	<u>242,200</u>	<u>295,000</u>	<u>330,100</u>	<u>401,300</u>	
44	<u>243,300</u>	<u>296,300</u>	<u>332,100</u>	<u>403,600</u>	
45	<u>244,500</u>	<u>297,600</u>	<u>334,100</u>	<u>406,000</u>	
46	<u>245,500</u>	<u>298,900</u>	<u>336,100</u>	<u>408,300</u>	
47	<u>246,600</u>	<u>300,200</u>	<u>338,100</u>	<u>410,500</u>	
48	<u>247,700</u>	<u>301,500</u>	<u>340,100</u>	<u>412,700</u>	
49	<u>248,900</u>	<u>302,800</u>	<u>342,200</u>	<u>415,000</u>	
50	<u>250,000</u>	<u>304,100</u>	<u>344,700</u>	<u>417,300</u>	
51	<u>251,100</u>	<u>305,400</u>	<u>347,200</u>	<u>419,500</u>	
52	<u>252,100</u>	<u>306,700</u>	<u>349,700</u>	<u>421,700</u>	
53	<u>253,200</u>	<u>308,000</u>	<u>352,200</u>	<u>423,700</u>	
54	<u>254,200</u>	<u>309,300</u>	<u>354,500</u>	<u>425,600</u>	
55	<u>255,300</u>	<u>310,600</u>	<u>356,700</u>	<u>427,600</u>	

27	<u>192,400</u>	<u>254,300</u>	<u>285,100</u>	<u>352,700</u>	
28	<u>194,300</u>	<u>256,100</u>	<u>287,300</u>	<u>355,500</u>	
29	<u>196,200</u>	<u>258,000</u>	<u>289,400</u>	<u>358,200</u>	
30	<u>198,100</u>	<u>260,100</u>	<u>291,600</u>	<u>361,200</u>	
31	<u>200,100</u>	<u>262,100</u>	<u>293,800</u>	<u>364,100</u>	
32	<u>202,100</u>	<u>264,200</u>	<u>296,000</u>	<u>367,000</u>	
33	<u>204,300</u>	<u>266,200</u>	<u>298,200</u>	<u>370,000</u>	
34	<u>206,100</u>	<u>268,000</u>	<u>300,400</u>	<u>372,800</u>	
35	<u>207,800</u>	<u>269,800</u>	<u>302,600</u>	<u>375,500</u>	
36	<u>209,500</u>	<u>271,600</u>	<u>304,800</u>	<u>378,200</u>	
37	<u>211,200</u>	<u>273,300</u>	<u>307,000</u>	<u>380,700</u>	
38	<u>212,800</u>	<u>274,900</u>	<u>309,300</u>	<u>383,200</u>	
39	<u>214,300</u>	<u>276,600</u>	<u>311,600</u>	<u>385,500</u>	
40	<u>215,800</u>	<u>278,400</u>	<u>313,900</u>	<u>387,900</u>	
41	<u>217,300</u>	<u>280,100</u>	<u>316,200</u>	<u>390,300</u>	
42	<u>218,800</u>	<u>281,800</u>	<u>318,500</u>	<u>392,600</u>	
43	<u>220,300</u>	<u>283,400</u>	<u>320,900</u>	<u>394,900</u>	
44	<u>221,800</u>	<u>285,100</u>	<u>323,200</u>	<u>397,200</u>	
45	<u>223,300</u>	<u>286,800</u>	<u>325,600</u>	<u>399,600</u>	
46	<u>224,800</u>	<u>288,500</u>	<u>328,000</u>	<u>401,900</u>	
47	<u>226,300</u>	<u>290,100</u>	<u>330,400</u>	<u>404,100</u>	
48	<u>227,800</u>	<u>291,800</u>	<u>332,900</u>	<u>406,300</u>	
49	<u>229,300</u>	<u>293,500</u>	<u>335,400</u>	<u>408,600</u>	
50	<u>230,800</u>	<u>295,100</u>	<u>338,100</u>	<u>410,900</u>	
51	<u>232,300</u>	<u>296,800</u>	<u>340,800</u>	<u>413,100</u>	
52	<u>233,800</u>	<u>298,500</u>	<u>343,500</u>	<u>415,300</u>	
53	<u>235,200</u>	<u>300,200</u>	<u>346,200</u>	<u>417,300</u>	
54	<u>236,700</u>	<u>301,900</u>	<u>348,800</u>	<u>419,200</u>	
55	<u>238,200</u>	<u>303,600</u>	<u>351,300</u>	<u>421,200</u>	

56	<u>256,400</u>	<u>311,800</u>	<u>358,800</u>	<u>429,500</u>	
57	<u>257,500</u>	<u>313,100</u>	<u>360,800</u>	<u>431,300</u>	
58	<u>258,500</u>	<u>314,300</u>	<u>362,800</u>	<u>433,100</u>	
59	<u>259,600</u>	<u>315,500</u>	<u>364,700</u>	<u>434,800</u>	
60	<u>260,700</u>	<u>316,800</u>	<u>366,500</u>	<u>436,600</u>	
61	<u>261,800</u>	<u>318,100</u>	<u>368,400</u>	<u>438,400</u>	
62	<u>262,800</u>	<u>319,400</u>	<u>370,300</u>	<u>439,900</u>	
63	<u>263,900</u>	<u>320,600</u>	<u>372,200</u>	<u>441,000</u>	
64	<u>265,000</u>	<u>321,900</u>	<u>374,000</u>	<u>441,900</u>	
65	<u>266,100</u>	<u>323,100</u>	<u>375,800</u>	<u>442,800</u>	
66	<u>267,100</u>	<u>324,300</u>	<u>377,500</u>	<u>443,600</u>	
67	<u>268,200</u>	<u>325,500</u>	<u>379,100</u>	<u>444,300</u>	
68	<u>269,300</u>	<u>326,800</u>	<u>380,500</u>	<u>445,000</u>	
69	<u>270,300</u>	<u>328,000</u>	<u>382,000</u>	<u>445,700</u>	
70	<u>271,300</u>	<u>329,200</u>	<u>383,000</u>	<u>446,400</u>	
71	<u>272,400</u>	<u>330,400</u>	<u>383,900</u>	<u>447,100</u>	
72	<u>273,400</u>	<u>331,600</u>	<u>384,700</u>	<u>447,800</u>	
73	<u>274,500</u>	<u>332,900</u>	<u>385,500</u>	<u>448,500</u>	
74	<u>275,500</u>	<u>334,000</u>	<u>386,300</u>	<u>449,200</u>	
75	<u>276,600</u>	<u>335,200</u>	<u>387,000</u>	<u>449,900</u>	
76	<u>277,600</u>	<u>336,300</u>	<u>387,700</u>	<u>450,500</u>	
77	<u>278,700</u>	<u>337,500</u>	<u>388,500</u>	<u>451,100</u>	
78	<u>279,700</u>	<u>338,600</u>	<u>389,200</u>	<u>451,800</u>	
79	<u>280,700</u>	<u>339,600</u>	<u>389,900</u>	<u>452,400</u>	
80	<u>281,800</u>	<u>340,500</u>	<u>390,600</u>	<u>453,000</u>	
81	<u>282,900</u>	<u>341,300</u>	<u>391,300</u>	<u>453,600</u>	
82	<u>283,900</u>	<u>342,100</u>	<u>391,900</u>	<u>454,200</u>	
83	<u>285,000</u>	<u>342,900</u>	<u>392,500</u>	<u>454,800</u>	
84	<u>286,000</u>	<u>343,600</u>	<u>393,000</u>	<u>455,400</u>	

56	<u>239,700</u>	<u>305,200</u>	<u>353,700</u>	<u>423,100</u>	
57	<u>241,100</u>	<u>306,800</u>	<u>356,000</u>	<u>424,900</u>	
58	<u>242,500</u>	<u>308,400</u>	<u>358,200</u>	<u>426,700</u>	
59	<u>244,000</u>	<u>310,000</u>	<u>360,300</u>	<u>428,400</u>	
60	<u>245,500</u>	<u>311,600</u>	<u>362,300</u>	<u>430,200</u>	
61	<u>247,000</u>	<u>313,200</u>	<u>364,200</u>	<u>432,000</u>	
62	<u>248,400</u>	<u>314,800</u>	<u>366,200</u>	<u>433,500</u>	
63	<u>249,900</u>	<u>316,400</u>	<u>368,100</u>	<u>434,600</u>	
64	<u>251,400</u>	<u>318,000</u>	<u>369,900</u>	<u>435,500</u>	
65	<u>252,900</u>	<u>319,500</u>	<u>371,700</u>	<u>436,400</u>	
66	<u>254,400</u>	<u>321,100</u>	<u>373,400</u>	<u>437,200</u>	
67	<u>255,900</u>	<u>322,600</u>	<u>375,000</u>	<u>437,900</u>	
68	<u>257,300</u>	<u>324,200</u>	<u>376,500</u>	<u>438,600</u>	
69	<u>258,800</u>	<u>325,700</u>	<u>378,000</u>	<u>439,300</u>	
70	<u>260,300</u>	<u>327,100</u>	<u>379,000</u>	<u>440,000</u>	
71	<u>261,700</u>	<u>328,400</u>	<u>380,100</u>	<u>440,700</u>	
72	<u>263,100</u>	<u>329,800</u>	<u>381,000</u>	<u>441,400</u>	
73	<u>264,600</u>	<u>331,200</u>	<u>381,900</u>	<u>442,100</u>	
74	<u>266,000</u>	<u>332,600</u>	<u>382,700</u>	<u>442,800</u>	
75	<u>267,500</u>	<u>333,900</u>	<u>383,500</u>	<u>443,500</u>	
76	<u>269,000</u>	<u>335,300</u>	<u>384,200</u>	<u>444,100</u>	
77	<u>270,400</u>	<u>336,500</u>	<u>385,000</u>	<u>444,700</u>	
78	<u>271,900</u>	<u>337,600</u>	<u>385,700</u>	<u>445,400</u>	
79	<u>273,400</u>	<u>338,600</u>	<u>386,400</u>	<u>446,000</u>	
80	<u>274,800</u>	<u>339,500</u>	<u>387,100</u>	<u>446,600</u>	
81	<u>276,200</u>	<u>340,300</u>	<u>387,800</u>	<u>447,200</u>	
82	<u>277,600</u>	<u>341,100</u>	<u>388,400</u>	<u>447,800</u>	
83	<u>278,900</u>	<u>341,900</u>	<u>389,000</u>	<u>448,400</u>	
84	<u>280,300</u>	<u>342,600</u>	<u>389,500</u>	<u>449,000</u>	

85	<u>287, 100</u>	<u>344, 300</u>	<u>393, 500</u>	<u>456, 000</u>	
86	<u>288, 100</u>	<u>345, 100</u>	<u>394, 000</u>	<u>456, 600</u>	
87	<u>289, 100</u>	<u>345, 700</u>	<u>394, 500</u>	<u>457, 200</u>	
88	<u>290, 100</u>	<u>346, 400</u>	<u>395, 100</u>	<u>457, 700</u>	
89	<u>291, 200</u>	<u>347, 100</u>	<u>395, 700</u>	<u>458, 200</u>	
90	<u>292, 200</u>	<u>347, 700</u>	<u>396, 300</u>	<u>458, 800</u>	
91	<u>293, 300</u>	<u>348, 200</u>	<u>396, 900</u>	<u>459, 300</u>	
92	<u>294, 300</u>	<u>348, 600</u>	<u>397, 400</u>	<u>459, 800</u>	
93	<u>295, 300</u>	<u>349, 100</u>	<u>397, 900</u>	<u>460, 300</u>	
94	<u>296, 300</u>	<u>349, 600</u>	<u>398, 500</u>	<u>460, 800</u>	
95	<u>297, 300</u>	<u>350, 100</u>	<u>399, 000</u>	<u>461, 300</u>	
96	<u>298, 300</u>	<u>350, 600</u>	<u>399, 500</u>	<u>461, 800</u>	
97	<u>299, 400</u>	<u>351, 000</u>	<u>400, 000</u>	<u>462, 200</u>	
98	<u>300, 400</u>	<u>351, 500</u>	<u>400, 500</u>	<u>462, 600</u>	
99	<u>301, 400</u>	<u>351, 900</u>	<u>401, 000</u>	<u>463, 000</u>	
100	<u>302, 400</u>	<u>352, 400</u>	<u>401, 500</u>	<u>463, 400</u>	
101	<u>303, 500</u>	<u>352, 900</u>	<u>402, 000</u>	<u>463, 800</u>	
102	<u>304, 600</u>	<u>353, 300</u>	<u>402, 500</u>	<u>464, 200</u>	
103	<u>305, 600</u>	<u>353, 800</u>	<u>403, 000</u>	<u>464, 600</u>	
104	<u>306, 600</u>	<u>354, 300</u>	<u>403, 500</u>	<u>465, 000</u>	
105	<u>307, 500</u>	<u>354, 700</u>	<u>403, 900</u>	<u>465, 400</u>	
106	<u>308, 400</u>	<u>355, 100</u>	<u>404, 400</u>	<u>465, 800</u>	
107	<u>309, 300</u>	<u>355, 500</u>	<u>404, 900</u>	<u>466, 200</u>	
108	<u>310, 200</u>	<u>355, 900</u>	<u>405, 300</u>	<u>466, 600</u>	
109	<u>311, 000</u>	<u>356, 300</u>	<u>405, 700</u>	<u>467, 000</u>	
110	<u>311, 700</u>	<u>356, 700</u>	<u>406, 200</u>	<u>467, 400</u>	
111	<u>312, 400</u>	<u>357, 100</u>	<u>406, 700</u>	<u>467, 800</u>	
112	<u>313, 100</u>	<u>357, 500</u>	<u>407, 100</u>	<u>468, 200</u>	
113	<u>313, 800</u>	<u>357, 900</u>	<u>407, 500</u>	<u>468, 600</u>	

85	<u>281, 600</u>	<u>343, 300</u>	<u>390, 000</u>	<u>449, 600</u>	
86	<u>283, 000</u>	<u>344, 100</u>	<u>390, 500</u>	<u>450, 200</u>	
87	<u>284, 300</u>	<u>344, 700</u>	<u>391, 000</u>	<u>450, 800</u>	
88	<u>285, 600</u>	<u>345, 400</u>	<u>391, 600</u>	<u>451, 300</u>	
89	<u>287, 000</u>	<u>346, 100</u>	<u>392, 200</u>	<u>451, 800</u>	
90	<u>288, 200</u>	<u>346, 700</u>	<u>392, 800</u>	<u>452, 400</u>	
91	<u>289, 500</u>	<u>347, 200</u>	<u>393, 400</u>	<u>452, 900</u>	
92	<u>290, 900</u>	<u>347, 600</u>	<u>393, 900</u>	<u>453, 400</u>	
93	<u>292, 100</u>	<u>348, 100</u>	<u>394, 400</u>	<u>453, 900</u>	
94	<u>293, 300</u>	<u>348, 600</u>	<u>395, 000</u>	<u>454, 400</u>	
95	<u>294, 500</u>	<u>349, 100</u>	<u>395, 500</u>	<u>454, 900</u>	
96	<u>295, 700</u>	<u>349, 600</u>	<u>396, 000</u>	<u>455, 400</u>	
97	<u>297, 000</u>	<u>350, 000</u>	<u>396, 500</u>	<u>455, 800</u>	
98	<u>298, 200</u>	<u>350, 500</u>	<u>397, 000</u>	<u>456, 200</u>	
99	<u>299, 400</u>	<u>350, 900</u>	<u>397, 500</u>	<u>456, 600</u>	
100	<u>300, 700</u>	<u>351, 400</u>	<u>398, 000</u>	<u>457, 000</u>	
101	<u>301, 900</u>	<u>351, 900</u>	<u>398, 500</u>	<u>457, 400</u>	
102	<u>303, 100</u>	<u>352, 300</u>	<u>399, 000</u>	<u>457, 800</u>	
103	<u>304, 300</u>	<u>352, 800</u>	<u>399, 500</u>	<u>458, 200</u>	
104	<u>305, 400</u>	<u>353, 300</u>	<u>400, 000</u>	<u>458, 600</u>	
105	<u>306, 500</u>	<u>353, 700</u>	<u>400, 400</u>	<u>459, 000</u>	
106	<u>307, 400</u>	<u>354, 100</u>	<u>400, 900</u>	<u>459, 400</u>	
107	<u>308, 300</u>	<u>354, 500</u>	<u>401, 400</u>	<u>459, 800</u>	
108	<u>309, 200</u>	<u>354, 900</u>	<u>401, 800</u>	<u>460, 200</u>	
109	<u>310, 000</u>	<u>355, 300</u>	<u>402, 200</u>	<u>460, 600</u>	
110	<u>310, 700</u>	<u>355, 700</u>	<u>402, 700</u>	<u>461, 000</u>	
111	<u>311, 400</u>	<u>356, 100</u>	<u>403, 200</u>	<u>461, 400</u>	
112	<u>312, 100</u>	<u>356, 500</u>	<u>403, 600</u>	<u>461, 800</u>	
113	<u>312, 800</u>	<u>356, 900</u>	<u>404, 000</u>	<u>462, 200</u>	

114	<u>314,200</u>	<u>358,300</u>	<u>408,000</u>	<u>469,000</u>	
115	<u>314,700</u>	<u>358,700</u>	<u>408,500</u>	<u>469,400</u>	
116	<u>315,200</u>	<u>359,100</u>	<u>408,900</u>	<u>469,800</u>	
117	<u>315,600</u>	<u>359,500</u>	<u>409,300</u>	<u>470,200</u>	
118	<u>316,000</u>	<u>359,900</u>	<u>409,800</u>	<u>470,600</u>	
119	<u>316,300</u>	<u>360,300</u>	<u>410,200</u>	<u>471,000</u>	
120	<u>316,600</u>	<u>360,700</u>	<u>410,600</u>		
121	<u>316,900</u>	<u>361,100</u>	<u>411,000</u>		
122	<u>317,300</u>	<u>361,400</u>	<u>411,500</u>		
123	<u>317,600</u>	<u>361,800</u>	<u>411,900</u>		
124	<u>317,900</u>	<u>362,200</u>	<u>412,300</u>		
125	<u>318,200</u>	<u>362,600</u>	<u>412,700</u>		
126	<u>318,600</u>	<u>362,900</u>	<u>413,200</u>		
127	<u>318,900</u>	<u>363,300</u>	<u>413,600</u>		
128	<u>319,200</u>	<u>363,700</u>	<u>414,000</u>		
129	<u>319,500</u>	<u>364,100</u>	<u>414,400</u>		
130	<u>319,900</u>	<u>364,500</u>	<u>414,900</u>		
131	<u>320,200</u>	<u>364,900</u>	<u>415,300</u>		
132	<u>320,500</u>	<u>365,300</u>	<u>415,700</u>		
133	<u>320,800</u>	<u>365,700</u>	<u>416,100</u>		
134	<u>321,200</u>	<u>366,100</u>	<u>416,500</u>		
135	<u>321,500</u>	<u>366,500</u>	<u>416,900</u>		
136	<u>321,800</u>	<u>366,900</u>	<u>417,300</u>		
137	<u>322,100</u>	<u>367,300</u>	<u>417,700</u>		
138	<u>322,400</u>	<u>367,700</u>	<u>418,100</u>		
139	<u>322,800</u>	<u>368,100</u>	<u>418,500</u>		
140	<u>323,100</u>	<u>368,500</u>	<u>418,900</u>		
141	<u>323,400</u>	<u>368,900</u>	<u>419,300</u>		
142	<u>323,700</u>	<u>369,300</u>			

114	<u>313,200</u>	<u>357,300</u>	<u>404,500</u>	<u>462,600</u>	
115	<u>313,700</u>	<u>357,700</u>	<u>405,000</u>	<u>463,000</u>	
116	<u>314,200</u>	<u>358,100</u>	<u>405,400</u>	<u>463,400</u>	
117	<u>314,600</u>	<u>358,500</u>	<u>405,800</u>	<u>463,800</u>	
118	<u>315,000</u>	<u>358,900</u>	<u>406,300</u>	<u>464,200</u>	
119	<u>315,300</u>	<u>359,300</u>	<u>406,700</u>	<u>464,600</u>	
120	<u>315,600</u>	<u>359,700</u>	<u>407,100</u>		
121	<u>315,900</u>	<u>360,100</u>	<u>407,500</u>		
122	<u>316,300</u>	<u>360,400</u>	<u>408,000</u>		
123	<u>316,600</u>	<u>360,800</u>	<u>408,400</u>		
124	<u>316,900</u>	<u>361,200</u>	<u>408,800</u>		
125	<u>317,200</u>	<u>361,600</u>	<u>409,200</u>		
126	<u>317,600</u>	<u>361,900</u>	<u>409,700</u>		
127	<u>317,900</u>	<u>362,300</u>	<u>410,100</u>		
128	<u>318,200</u>	<u>362,700</u>	<u>410,500</u>		
129	<u>318,500</u>	<u>363,100</u>	<u>410,900</u>		
130	<u>318,900</u>	<u>363,500</u>	<u>411,400</u>		
131	<u>319,200</u>	<u>363,900</u>	<u>411,800</u>		
132	<u>319,500</u>	<u>364,300</u>	<u>412,200</u>		
133	<u>319,800</u>	<u>364,700</u>	<u>412,600</u>		
134	<u>320,200</u>	<u>365,100</u>	<u>413,000</u>		
135	<u>320,500</u>	<u>365,500</u>	<u>413,400</u>		
136	<u>320,800</u>	<u>365,900</u>	<u>413,800</u>		
137	<u>321,100</u>	<u>366,300</u>	<u>414,200</u>		
138	<u>321,400</u>	<u>366,700</u>	<u>414,600</u>		
139	<u>321,800</u>	<u>367,100</u>	<u>415,000</u>		
140	<u>322,100</u>	<u>367,500</u>	<u>415,400</u>		
141	<u>322,400</u>	<u>367,900</u>	<u>415,800</u>		
142	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>			

	143	<u>324,000</u>	<u>369,700</u>			
	144	<u>324,300</u>	<u>370,100</u>			
	145	<u>324,600</u>	<u>370,500</u>			
	146	<u>324,900</u>	<u>370,900</u>			
	147	<u>325,200</u>	<u>371,300</u>			
	148	<u>325,500</u>	<u>371,700</u>			
	149	<u>325,800</u>	<u>372,100</u>			
	150	<u>326,100</u>	<u>372,500</u>			
	151	<u>326,400</u>	<u>372,900</u>			
	152	<u>326,700</u>	<u>373,300</u>			
	153	<u>327,000</u>				
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		<u>201,200</u>	<u>233,700</u>	<u>274,800</u>	<u>318,400</u>	<u>436,800</u>

備考 …… (略)

	143	<u>323,000</u>	<u>368,700</u>			
	144	<u>323,300</u>	<u>369,100</u>			
	145	<u>323,600</u>	<u>369,500</u>			
	146	<u>323,900</u>	<u>369,900</u>			
	147	<u>324,200</u>	<u>370,300</u>			
	148	<u>324,500</u>	<u>370,700</u>			
	149	<u>324,800</u>	<u>371,100</u>			
	150	<u>325,100</u>	<u>371,500</u>			
	151	<u>325,400</u>	<u>371,900</u>			
	152	<u>325,700</u>	<u>372,300</u>			
	153	<u>326,000</u>				
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		<u>198,800</u>	<u>230,900</u>	<u>271,600</u>	<u>313,700</u>	<u>430,000</u>

備考 …… (略)

第65号議案

稲城市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

都市計画税の税率を0.27パーセントとする特例措置を令和7年度も適用することに伴い、稲城市市税条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市市税条例の一部を改正する条例

稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

付則第25条中「令和6年度分」を「令和7年度分」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市市税条例付則第25条の規定は、令和7年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議 案 番 号	第65号	担 当 課	市民部課税課
件 名	稲城市市税条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、都市計画税の税率を0.27%とする特例措置を令和7年度も適用することに伴い、稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 付則第25条（都市計画税の税率の特例） 都市計画税の税率については、地方税法（昭和25年法律第226号）第702条の4に規定する制限税率を0.3%と定めていますが、昭和63年度から税率を0.27%とする特例措置を設け、現在に至っています。今回の改正は、この特例措置の期間を1年間延長するものです。 【施行期日等】 この条例は、令和7年4月1日から施行します。また、付則において、経過措置について規定します。			

稲城市市税条例の新旧対照表

新	旧
付 則 (都市計画税の税率の特例) 第25条 <u>令和7年度分</u>の都市計画税の税率は、第144条の規定にかかわらず、100分の0.27とする。	付 則 (都市計画税の税率の特例) 第25条 <u>令和6年度分</u>の都市計画税の税率は、第144条の規定にかかわらず、100分の0.27とする。

第66号議案

稲城市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年11月 26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

証明書交付等に係るオンライン申請の導入に伴う手数料を規定するため、稲城市手数料条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市手数料条例の一部を改正する条例

稲城市手数料条例（平成12年稲城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「交付又は再交付のとき」を「請求から交付又は再交付まで」に、「申請のとき」を「申請のとき又は当該申請に係る書類の交付のとき」に改める。

第5条第2項中「有するものをいう。」の次に「以下同じ。」を加え、「により交付した」を「により交付したもの又は電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用した請求により交付したもの若しくは申請により審査した」に改める。

別表1の項及び2の項を次のように改める。

1 市税に関する証明書の交付	請求方法に応じ、1件につき次に掲げる額 (1) 窓口請求又は多機能端末機により交付する場合 300円 (2) 郵送請求又は電子情報処理組織を使用した請求により交付する場合 400円 (1税目（固定資産税と都市計画税をあわせて賦課徴収している場合は、固定資産税と都市計画税をあわせて1税目とみなす。）ごとに1件とする。)
2 土地、建物又は償却資産に関する証明書の交付	請求方法に応じ、1件に

	つき次に掲げる額 (1) 窓口請求により交付する場合 300円 (2) 郵送請求又は電子情報処理組織を使用した請求により交付する場合 400円 (土地は5筆、建物は5棟ごとに1件とし、償却資産は種類ごとに1件とする。)
--	--

別表4の項から6の項までを次のように改める。

4 住民基本台帳の記載事項に関する証明書の交付	請求方法に応じ、1件につき次に掲げる額 (1) 窓口請求により交付する場合 300円 (2) 郵送請求又は電子情報処理組織を使用した請求により交付する場合 400円
5 身分に関する証明書の交付	請求方法に応じ、1件につき次に掲げる額 (1) 窓口請求により交付する場合 300円 (2) 郵送請求又は電子情報処理組織を使用した請求により交付する場合 400円
6 不在籍、不在住に関する証明書の交付	請求方法に応じ、1件に

	つき次に掲げる額 (1) 窓口請求により交付する場合 300円 (2) 郵送請求又は電子情報処理組織を使用した請求により交付する場合 400円
--	---

別表11の項を次のように改める。

11 固定資産課税台帳の閲覧又は当該台帳の写しの交付（地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合又は当該台帳の写しを交付する場合を除く。）	請求方法に応じ、1件につき次に掲げる額 (1) 閲覧又は窓口請求により写しを交付する場合 300円 (2) 郵送請求又は電子情報処理組織を使用した請求により写しを交付する場合 400円
--	--

別表14の項を次のように改める。

14 住民基本台帳（戸籍の附票を含む。）に係る住民票の写し等の交付	請求方法に応じ、1件につき次に掲げる額 (1) 窓口請求又は多機能端末機により交付する場合 300円 (2) 郵送請求又は電子情報処理組織を使用した請求により交付する場合 400円
-----------------------------------	--

別表33の項を次のように改める。

33 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）	申請方法に応じ、1件に
----------------------------	-------------

第41条各号又は第42条第1項の規定に基づく個人の 新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定 する家屋に該当するものであることについての証 明の申請に対する審査	つき次に掲げる額 (1) 窓口申請により審査 する場合 1,300円 (2) 郵送申請又は電子情 報処理組織を使用した 申請により審査する場 合 1,400円
--	---

別表38の項及び39の項を次のように改める。

38 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電 子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術 を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法 律第151号）第7条第1項の規定により電子情報処 理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに 限る。以下この項において同じ。）により戸籍電 子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該 発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の 規定により同項に規定する電子情報処理組織を使 用する方法により行われた場合に限る。）におけ る当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の 発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時 に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事 項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証 明書の請求を行う場合における当該発行を除 く。）	戸籍電子証明書提供用識 別符号1件につき 400 円
39 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電 子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術 を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項 の規定により電子情報処理組織を使用する方法に より除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う	除籍電子証明書提供用識 別符号1件につき 700 円

場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	
---	--

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年1月20日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市手数料条例別表1の項、2の項、4の項から6の項まで、11の項、14の項及び33の項の規定（多機能端末機により交付する場合又は電子情報処理組織を使用した請求により交付する場合若しくは申請により審査する場合に限る。）は、請求又は申請が施行日以後にされたものに係る手数料について適用し、施行日前までに請求又は申請されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議 案 番 号	第66号	担 当 課	市民部市民課、市民部課税課、市民部収納課
件 名	稲城市手数料条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、証明書交付等に係るオンライン申請の導入に伴う手数料を規定するため、稲城市手数料条例（平成12年稲城市条例第12号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第3条（徴収時期） オンライン申請の導入に伴う手数料の徴収時期について、規定を整備します。 ○ 第5条（免除） オンライン申請については、手数料の免除対象であることを確認できる資料の提出を受けられないことから、手数料の免除規定を適用しない旨を規定します。 ○ 別表（第2条関係） オンライン申請の導入に伴う手数料の金額を定めるとともに、規定を整備します。 【施行期日等】 この条例は、令和7年1月20日から施行します。また、付則において適用区分について規定します。			

稲城市手数料条例の新旧対照表

新	旧								
(徴収時期) 第3条 手数料は、交付又は再交付に係るものにあつては<u>請求から交付又は再交付までに、閲覧にあつては閲覧終了のときに、申請に対するものにあつては申請のとき又は当該申請に係る書類の交付のときにそれぞれ徴収する。</u> (免除) 第5条 …… (略) 2 前項の規定は、多機能端末機（稲城市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。<u>以下同じ。</u>）により交付したもの又は電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用した請求により交付したもの若しくは<u>申請により審査したもの</u>に係る手数料については、適用しない。	(徴収時期) 第3条 手数料は、交付又は再交付に係るものにあつては<u>交付又は再交付のときに、閲覧にあつては閲覧終了のときに、申請に対するものにあつては申請のときにそれぞれ徴収する。</u> (免除) 第5条 …… (略) 2 前項の規定は、多機能端末機（稲城市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により交付したものに係る手数料については、適用しない。								
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>徴収する事務</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市税に関する証明書の交付</td><td> 請求方法に応じ、1件につき次に掲げる額 (1) <u>窓口請求又は多機能端末機</u>により交付する場合 300円 (2) <u>郵送請求又は電子情報処理組織を使用した請求</u>により交付する場合 400円 （1税目（固定資産税と都市計画税をあわせて賦課徴収している場合は、固定資産税と都市計画税をあ </td></tr> </tbody> </table>	徴収する事務	金額	1 市税に関する証明書の交付	請求方法に応じ、1件につき次に掲げる額 (1) <u>窓口請求又は多機能端末機</u> により交付する場合 300円 (2) <u>郵送請求又は電子情報処理組織を使用した請求</u> により交付する場合 400円 （1税目（固定資産税と都市計画税をあわせて賦課徴収している場合は、固定資産税と都市計画税をあ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>徴収する事務</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市税に関する証明書の交付</td><td> 請求方法に応じ、1件につき次に掲げる額 (1) <u>窓口請求等</u>により交付する場合 300円 (2) 郵送請求により交付する場合 400円 （1税目（固定資産税と都市計画税をあわせて賦課徴収している場合は、固定資産税と都市計画税をあわせて1税目とみなす。）ごとに1件とする。） </td></tr> </tbody> </table>	徴収する事務	金額	1 市税に関する証明書の交付	請求方法に応じ、1件につき次に掲げる額 (1) <u>窓口請求等</u> により交付する場合 300円 (2) 郵送請求により交付する場合 400円 （1税目（固定資産税と都市計画税をあわせて賦課徴収している場合は、固定資産税と都市計画税をあわせて1税目とみなす。）ごとに1件とする。）
徴収する事務	金額								
1 市税に関する証明書の交付	請求方法に応じ、1件につき次に掲げる額 (1) <u>窓口請求又は多機能端末機</u> により交付する場合 300円 (2) <u>郵送請求又は電子情報処理組織を使用した請求</u> により交付する場合 400円 （1税目（固定資産税と都市計画税をあわせて賦課徴収している場合は、固定資産税と都市計画税をあ								
徴収する事務	金額								
1 市税に関する証明書の交付	請求方法に応じ、1件につき次に掲げる額 (1) <u>窓口請求等</u> により交付する場合 300円 (2) 郵送請求により交付する場合 400円 （1税目（固定資産税と都市計画税をあわせて賦課徴収している場合は、固定資産税と都市計画税をあわせて1税目とみなす。）ごとに1件とする。）								

	わせて1税目とみなす。)ごとに1件とする。)		
2 土地、建物又は償却資産に関する証明書の交付	請求方法に応じ、1件につき次に掲げる額 (1) <u>窓口請求</u> により交付する場合 300円 (2) <u>郵送請求又は電子情報処理組織を使用した請求</u> により交付する場合 400円 (土地は5筆、建物は5棟ごとに1件とし、償却資産は種類ごとに1件とする。)	2 土地、建物又は償却資産に関する証明書の交付	請求方法に応じ、1件につき次に掲げる額 (1) <u>窓口請求等</u> により交付する場合 300円 (2) <u>郵送請求</u> により交付する場合 400円 (土地は5筆、建物は5棟ごとに1件とし、償却資産は種類ごとに1件とする。)
3 …… (略)		3 …… (略)	
4 住民基本台帳の記載事項に関する証明書の交付	請求方法に応じ、1件につき次に掲げる額 (1) <u>窓口請求</u> により交付する場合 300円 (2) <u>郵送請求又は電子情報処理組織を使用した請求</u> により交付する場合 400円	4 住民基本台帳の記載事項に関する証明書の交付	請求方法に応じ、1件につき次に掲げる額 (1) <u>窓口請求等</u> により交付する場合 300円 (2) <u>郵送請求</u> により交付する場合 400円
5 身分に関する証明書の交付	請求方法に応じ、1件につき次に掲げる額 (1) <u>窓口請求</u> により交付する場合 300円 (2) <u>郵送請求又は電子情報処理組織を使用した</u>	5 身分に関する証明書の交付	請求方法に応じ、1件につき次に掲げる額 (1) <u>窓口請求等</u> により交付する場合 300円 (2) <u>郵送請求</u> により交付する場合 400円

	請求により交付する場合 400円		
6 不在籍、不在住に関する証明書の交付	請求方法に応じ、1 件につき次に掲げる額 (1) <u>窓口請求</u> により交付する場合 300円 (2) <u>郵送請求又は電子情報処理組織を使用した請求</u> により交付する場合 400円	6 不在籍、不在住に関する証明書の交付	請求方法に応じ、1 件につき次に掲げる額 (1) <u>窓口請求等</u> により交付する場合 300円 (2) <u>郵送請求</u> により交付する場合 400円
7～10 …… (略)		7～10 …… (略)	
11 固定資産課税台帳の閲覧又は当該台帳の写しの交付（地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合又は当該台帳の写しを交付する場合を除く。）	請求方法に応じ、1 件につき次に掲げる額 (1) <u>閲覧又は窓口請求により写しを交付する場合</u> 300円 (2) <u>郵送請求又は電子情報処理組織を使用した請求により写しを交付する場合</u> 400円	11 固定資産課税台帳の閲覧（地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合を除く。）	<u>1 件につき</u> 300円
12・13 …… (略)		12・13 …… (略)	
14 住民基本台帳（戸籍の附票を含む。）に係る住民票の写し等の交付	請求方法に応じ、1 件につき次に掲げる額 (1) <u>窓口請求又は多機能端末機</u> により交付する場合 300円 (2) <u>郵送請求又は電子情報処理組織を使用した請求</u> により交付する場合	14 住民基本台帳（戸籍の附票を含む。）に係る住民票の写し等の交付	請求方法に応じ、1 件につき次に掲げる額 (1) <u>窓口請求等</u> により交付する場合 300円 (2) <u>郵送請求</u> により交付する場合 400円

	合 400円		
15～32 …… (略)		15～32 …… (略)	
33 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項の規定に基づく個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	申請方法に応じ、1件につき次に掲げる額 (1) <u>窓口申請</u> により審査する場合 1,300円 (2) <u>郵送申請又は電子情報処理組織を使用した申請</u> により審査する場合 1,400円	33 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項の規定に基づく個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	申請方法に応じ、1件につき次に掲げる額 (1) <u>窓口申請等</u> により審査する場合 1,300円 (2) <u>郵送申請</u> により審査する場合 1,400円
34～37 …… (略)		34～37 …… (略)	
38 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。))	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円	38 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により <u>同法第6条第1項に規定する</u> 電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。))	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円
39 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円	39 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により <u>同法第6条第1項に規定する</u> 電子情報処理組織を使用する方法に	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）		より除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	
---	--	--	--

第67号議案

稲城市公共施設駐車場の管理等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

持続可能な行政運営及び利用者負担の適正化を図る観点から、上谷戸親水公園駐車場を有料化するため、稲城市公共施設駐車場の管理等に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市公共施設駐車場の管理等に関する条例の一部を改正する条例

稲城市公共施設駐車場の管理等に関する条例（平成24年稲城市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 稲城北緑地公園駐車場の項の次に次のように加える。

上谷戸親水公園第一駐車場	稲城市若葉台一丁目2番地の21
上谷戸親水公園第二駐車場	稲城市若葉台一丁目2番地の21

別表第2 稲城北緑地公園駐車場の項の次に次のように加える。

上谷戸親水公園第一駐車場	午前5時から午後10時30分まで
上谷戸親水公園第二駐車場	午前5時から午後10時30分まで

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第67号	担 当 課	都市環境整備部緑と環境課
件 名	稲城市公共施設駐車場の管理等に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、持続可能な行政運営及び利用者負担の適正化を図る観点から、上谷戸親水公園駐車場を有料化するため、稲城市公共施設駐車場の管理等に関する条例（平成24年稲城市条例第2号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 別表第1（第2条関係）及び別表第2（第4条関係） 上谷戸親水公園第一駐車場及び上谷戸親水公園第二駐車場を追加し、位置及び開場時間を規定します。 【施行期日】 この条例は、規則で定める日から施行します。			

稲城市公共施設駐車場の管理等に関する条例の新旧対照表

新	旧																				
別表第 1 （第 2 条関係）	別表第 1 （第 2 条関係）																				
<table> <tr> <th>駐車場の名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">……（略）</td></tr> <tr> <td>稲城北緑地公園駐車場</td><td>稲城市東長沼2996番地のイ</td></tr> <tr> <td><u>上谷戸親水公園第一駐車場</u></td><td><u>稲城市若葉台一丁目 2 番地の21</u></td></tr> <tr> <td><u>上谷戸親水公園第二駐車場</u></td><td><u>稲城市若葉台一丁目 2 番地の21</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">……（略）</td></tr> </table>	駐車場の名称	位置	……（略）		稲城北緑地公園駐車場	稲城市東長沼2996番地のイ	<u>上谷戸親水公園第一駐車場</u>	<u>稲城市若葉台一丁目 2 番地の21</u>	<u>上谷戸親水公園第二駐車場</u>	<u>稲城市若葉台一丁目 2 番地の21</u>	……（略）		<table> <tr> <th>駐車場の名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">……（略）</td></tr> <tr> <td>稲城北緑地公園駐車場</td><td>稲城市東長沼2996番地のイ</td></tr> <tr> <td colspan="2">……（略）</td></tr> </table>	駐車場の名称	位置	……（略）		稲城北緑地公園駐車場	稲城市東長沼2996番地のイ	……（略）	
駐車場の名称	位置																				
……（略）																					
稲城北緑地公園駐車場	稲城市東長沼2996番地のイ																				
<u>上谷戸親水公園第一駐車場</u>	<u>稲城市若葉台一丁目 2 番地の21</u>																				
<u>上谷戸親水公園第二駐車場</u>	<u>稲城市若葉台一丁目 2 番地の21</u>																				
……（略）																					
駐車場の名称	位置																				
……（略）																					
稲城北緑地公園駐車場	稲城市東長沼2996番地のイ																				
……（略）																					
別表第 2 （第 4 条関係）	別表第 2 （第 4 条関係）																				
<table> <tr> <th>駐車場の名称</th><th>開場時間</th></tr> <tr> <td colspan="2">……（略）</td></tr> <tr> <td>稲城北緑地公園駐車場</td><td>午前 5 時から午後 8 時まで</td></tr> <tr> <td><u>上谷戸親水公園第一駐車場</u></td><td><u>午前 5 時から午後10時30分まで</u></td></tr> <tr> <td><u>上谷戸親水公園第二駐車場</u></td><td><u>午前 5 時から午後10時30分まで</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">……（略）</td></tr> </table>	駐車場の名称	開場時間	……（略）		稲城北緑地公園駐車場	午前 5 時から午後 8 時まで	<u>上谷戸親水公園第一駐車場</u>	<u>午前 5 時から午後10時30分まで</u>	<u>上谷戸親水公園第二駐車場</u>	<u>午前 5 時から午後10時30分まで</u>	……（略）		<table> <tr> <th>駐車場の名称</th><th>開場時間</th></tr> <tr> <td colspan="2">……（略）</td></tr> <tr> <td>稲城北緑地公園駐車場</td><td>午前 5 時から午後 8 時まで</td></tr> <tr> <td colspan="2">……（略）</td></tr> </table>	駐車場の名称	開場時間	……（略）		稲城北緑地公園駐車場	午前 5 時から午後 8 時まで	……（略）	
駐車場の名称	開場時間																				
……（略）																					
稲城北緑地公園駐車場	午前 5 時から午後 8 時まで																				
<u>上谷戸親水公園第一駐車場</u>	<u>午前 5 時から午後10時30分まで</u>																				
<u>上谷戸親水公園第二駐車場</u>	<u>午前 5 時から午後10時30分まで</u>																				
……（略）																					
駐車場の名称	開場時間																				
……（略）																					
稲城北緑地公園駐車場	午前 5 時から午後 8 時まで																				
……（略）																					

第68号議案

稲城市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

排水設備工事における人材不足を補うことを目的に、排水設備工事責任技術者の常駐専任規制を緩和するため、稲城市下水道条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市下水道条例の一部を改正する条例

稲城市下水道条例（昭和60年稲城市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条の3第1項第2号中「者が1人以上専属」を「者を1人以上専任」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、東京都の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第68号	担 当 課	都市環境整備部下水道課
件 名	稲城市下水道条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、排水設備工事における人材不足を補うことを目的に、排水設備工事責任技術者の常駐専任規制を緩和するため、稲城市下水道条例（昭和60年稲城市条例第16号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第10条の3（指定の基準） 排水設備工事責任技術者を営業所ごとに専属する者から専任する者に見直すとともに、東京都の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない旨を規定します。 【施行期日】 この条例は、令和7年4月1日から施行します。			

稲城市下水道条例の新旧対照表

新	旧
(指定の基準) 第10条の3 市長は、前条第1項の規定により指定の申請をした者が次に掲げる要件を満たしているときは、指定下水道工事店として指定するものとする。 (1) …… (略) (2) 第10条の7に規定する<u>者を1人以上専任</u>していること。<u>ただし、東京都の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u> (3) …… (略) 2・3 …… (略)	(指定の基準) 第10条の3 市長は、前条第1項の規定により指定の申請をした者が次に掲げる要件を満たしているときは、指定下水道工事店として指定するものとする。 (1) …… (略) (2) 第10条の7に規定する<u>者が1人以上専属</u>していること。 (3) …… (略) 2・3 …… (略)

第69号議案

令和 6 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 362,106千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44,432,460千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
17 都支出金		7,206,741	359,735	7,566,476
	2 都補助金	4,682,380	359,735	5,042,115
20 繰入金		2,073,898	△72,009	2,001,889
	1 基金繰入金	2,040,041	△72,009	1,968,032
22 諸収入		2,302,832	74,380	2,377,212
	4 雑入	1,059,706	74,380	1,134,086
歳入合計		44,070,354	362,106	44,432,460

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		311,841	1,138	312,979
	1 議会費	311,841	1,138	312,979
2 総務費		4,118,489	67,024	4,185,513
	1 総務管理費	3,416,636	56,036	3,472,672
	2 徴税費	395,835	8,276	404,111
	3 戸籍住民基本台帳費	171,345	1,283	172,628
	4 選挙費	101,439	346	101,785
	6 監査委員費	30,601	1,083	31,684
3 民生費		19,974,099	123,098	20,097,197
	1 社会福祉費	6,819,973	99,160	6,919,133
	2 児童福祉費	10,553,897	13,461	10,567,358
	3 生活保護費	2,566,209	9,420	2,575,629
	4 国民年金費	33,850	1,057	34,907
4 衛生費		4,334,641	△19,202	4,315,439
	1 保健衛生費	2,091,551	△19,202	2,072,349
6 農林費		76,695	2,155	78,850
	1 農業費	76,695	2,155	78,850
7 商工費		220,996	△2,021	218,975
	1 商工費	220,996	△2,021	218,975

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		5,986,144	△9,380	5,976,764
	1 土木管理費	571,559	△9,030	562,529
	4 都市計画費	3,556,910	△350	3,556,560
9 消防費		1,236,997	27,617	1,264,614
	1 消防費	1,236,997	27,617	1,264,614
10 教育費		5,718,306	171,677	5,889,983
	1 教育総務費	519,927	18,315	538,242
	2 小学校費	1,558,745	33,066	1,591,811
	5 社会教育費	1,186,894	2,328	1,189,222
	6 保健体育費	1,687,356	117,968	1,805,324
歳出合計		44,070,354	362,106	44,432,460

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	6 保健体育費	管理運営費	19,795

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
戸籍電算システム機器賃借料	令和6年度から 令和12年度まで	10,305
稲城第二小学校校舎増築工事	令和6年度から 令和7年度まで	416,595
稲城第二小学校校舎増築工事監理委託	令和6年度から 令和7年度まで	9,094

歲入歲出予算事項別明細書

歳入

第 17 款 都 支 出 金 （補正額 359,735 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	都 補 助 金	4,682,380	359,735	5,042,115		
	1 総務費都補助金	1,503,012	37,769	1,540,781		
					2 市 町 村 総 合 交 付 金	37,769
	2 民生費都補助金	2,107,806	13,995	2,121,801		
					3 児 童 福 祉 費 補 助 金	13,995
	6 土木費都補助金	249,235	263,060	512,295		
					1 土 木 費 補 助 金	263,060
	7 教育費都補助金	601,359	44,911	646,270		
					6 教 育 総 務 費 補 助 金	44,911
	計	7,206,741	359,735	7,566,476		

（単位：千円）

説 明	
（財政課） 市町村総合交付金	37,769 37,769
（子育て支援課） 子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金（1／2・10／10） 保育所等物価高騰緊急対策事業補助金（10／10）	13,995 252 13,743
（区画整理課） 下水道強靱化事業補助金（1／4）	263,060 263,060
（学務課） 東京都公立学校給食費負担軽減補助金（1／2）	44,911 44,911

第17款 都 支 出 金

第 20 款 繰 入 金 （補正額 △72,009 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	基 金 繰 入 金	2,040,041	△72,009	1,968,032		
	1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	832,852	191,051	1,023,903		
					1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	191,051
	2 公共施設整備基金 繰 入 金	1,153,705	△263,060	890,645		
					1 公 共 施 設 整 備 基 金 繰 入 金	△263,060

（単位：千円）

説 明	
（財政課） 財政調整基金繰入金	191,051 191,051
（財政課） 公共施設整備基金繰入金	△263,060 △263,060

第20款 繰 入 金

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
計		2,073,898	△72,009	2,001,889		

第 22 款 諸 収 入 （補正額 74,380 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
4 雑	入	1, 059, 706	74, 380	1, 134, 086		
	3 雑	1, 058, 895	74, 380	1, 133, 275		
					1 雑	入
計		2, 302, 832	74, 380	2, 377, 212		

（単位：千円）

説 明

第20款 繰 入 金

（単位：千円）

説 明
（市民課） 稲城・府中墓苑組合負担金精算金 （生活環境課） 多摩川衛生組合負担金精算金
4,148 4,148 70,232 70,232

第22款 諸 収 入

歲 出

第 1 款 議 会 費 (補正額 1,138 千円)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

第1款 議 会 費

第 2 款 総 務 費 （補正額 67,024 千円）

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
項	目				特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総 務 管 理 費	3,416,636	56,036	3,472,672	0	0	0	0	56,036
	1 一 般 管 理 費	2,189,243	56,036	2,245,279	0	0	0	0	56,036
					0	0	0	0	39,780
					0	0	0	0	3,609
					0	0	0	0	9,551
					0	0	0	0	3,096
					0	0	0	0	
2	徴 税 費	395,835	8,276	404,111	0	0	0	0	8,276
	1 税 務 総 務 費	296,658	8,276	304,934	0	0	0	0	8,276
					0	0	0	0	4,376

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	1,407	1 人件費（人事課）39,780
		2 給料13,951
2 給 料	14,733	人事異動等13,951
3 職 員 手 当	23,356	3 職員手当18,202
		人事異動等18,202
4 共 済 費	12,931	4 共済費7,627
		人事異動等7,627
18 負担金補助及び交付金	3,609	8 職員管理費（人事課）3,609
		18 負担金補助及び交付金3,609
		東京都市町村職員退職手当組合負担金3,609
		9 会計年度任用職員関係費（人事課）9,551
		1 報酬1,407
		人事異動等1,407
		3 職員手当3,366
		人事異動等3,366
		4 共済費4,778
		人事異動等4,778
		13 再任用職員関係費（人事課）3,096
		2 給料782
		人事異動等782
		3 職員手当1,788
		人事異動等1,788
		4 共済費526
		人事異動等526
2 給 料	270	1 人件費（人事課）4,376
		2 給料270
3 職 員 手 当	2,761	人事異動等270
4 共 済 費	1,345	3 職員手当2,761
		人事異動等2,761
22 償還金利子及び割引料	3,900	4 共済費1,345
		人事異動等1,345

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
2	(1 税 務 総 務 費)				0	0	0	0	3,900
3	戸籍住民基本台帳費	171,345	1,283	172,628	0	0	0	0	1,283
	1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	171,345	1,283	172,628	0	0	0	0	1,283
					0	0	0	0	1,283
4	選 挙 費	101,439	346	101,785	0	0	0	0	346
	1 選 挙 管 理 委 員 会 費	23,839	346	24,185	0	0	0	0	346
					0	0	0	0	346
6	監 査 委 員 費	30,601	1,083	31,684	0	0	0	0	1,083
	1 監 査 委 員 費	30,601	1,083	31,684	0	0	0	0	1,083
					0	0	0	0	1,083
計		4,118,489	67,024	4,185,513	0	0	0	0	67,024

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		2 一般事務費（収納課）3,900 22償還金利子及び割引料3,900 市税過誤納還付金3,900
2 給 料	△227	1 人件費（人事課）1,283 2給料△227 人事異動等△227 3職員手当1,331 人事異動等1,331 4共済費179 人事異動等179
3 職 員 手 当	1,331	
4 共 済 費	179	
2 給 料	11	1 人件費（人事課）346 2給料11 人事異動等11 3職員手当257 人事異動等257 4共済費78 人事異動等78
3 職 員 手 当	257	
4 共 済 費	78	
2 給 料	232	1 人件費（人事課）1,083 2給料232 給与改定等232 3職員手当680 給与改定等680 4共済費171 給与改定等171
3 職 員 手 当	680	
4 共 済 費	171	

第2款 総 務 費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
項	目				特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	社 会 福 祉 費	6,819,973	99,160	6,919,133	0	0	0	0	99,160
	1 社会福祉総務費	1,238,596	13,348	1,251,944	0	0	0	0	13,348
					0	0	0	0	13,348
	3 老 人 福 祉 費	352,354	△3,219	349,135	0	0	0	0	△3,219
					0	0	0	0	△3,219
	5 国民健康保険事業費	1,059,456	82,442	1,141,898	0	0	0	0	82,442
					0	0	0	0	1,676
					0	0	0	0	80,766
	6 介護保険事業費	951,388	1,341	952,729	0	0	0	0	1,341
					0	0	0	0	1,341

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	5,497	1 人件費（人事課）13,348
		2 給料5,497
3 職 員 手 当	5,243	人事異動等5,497
		3 職員手当5,243
4 共 済 費	2,608	人事異動等5,243
		4 共済費2,608
		人事異動等2,608
2 給 料	△1,944	1 人件費（人事課）△3,219
		2 給料△1,944
3 職 員 手 当	△765	人事異動等△1,944
		3 職員手当△765
4 共 済 費	△510	人事異動等△765
		4 共済費△510
		人事異動等△510
2 給 料	879	1 人件費（人事課）1,676
		2 給料879
3 職 員 手 当	573	人事異動等879
		3 職員手当573
4 共 済 費	224	人事異動等573
		4 共済費224
27 繰 出 金	80,766	人事異動等224
		2 国民健康保険事業特別会計繰出金（保険年金課）80,766
		27繰出金80,766
		国民健康保険事業特別会計一般繰出金80,766
2 給 料	375	1 人件費（人事課）1,341
		2 給料375
3 職 員 手 当	950	人事異動等375
		3 職員手当950
4 共 済 費	16	人事異動等950

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	(6 介護保険事業費)								
	7 後 期 高 齢 者 事 業 費	1,036,041	5,248	1,041,289	0	0	0	0	5,248
					0	0	0	0	4,761
					0	0	0	0	487
2 児 童 福 祉 費		10,553,897	13,461	10,567,358	0	13,995	0	0	△534
1 児童福祉総務費	483,716	△6,975	476,741	0	0	0	0	△6,975	
				0	0	0	0	△6,975	
2 児 童 処 遇 費	9,378,552	13,995	9,392,547	0	13,995	0	0	0	
				0	13,995	0	0	0	
4 児 童 館 費	94,428	6,441	100,869	0	0	0	0	6,441	
				0	0	0	0	6,441	

節		説 明	
区 分	金 額		
		4 共済費 人事異動等	16 16
2 給 料	1,821	1 人件費（人事課）	4,761
		2 給料	1,821
3 職 員 手 当	1,923	人事異動等	1,821
		3 職員手当	1,923
4 共 済 費	1,017	人事異動等	1,923
		4 共済費	1,017
27 繰 出 金	487	人事異動等	1,017
		2 後期高齢者医療特別会計繰出金（保険年金課）	487
		27繰出金	487
		事務費繰出金	487
2 給 料	△6,100	1 人件費（人事課）	△6,975
		2 給料	△6,100
3 職 員 手 当	△5	人事異動等	△6,100
		3 職員手当	△5
4 共 済 費	△870	人事異動等	△5
		4 共済費	△870
		人事異動等	△870
18 負担金補助及び 交 付 金	13,995	4 保育所等運営委託・補助事業（子育て支援課）	13,995
		18負担金補助及び交付金	13,995
		保育所等物価高騰緊急対策事業補助金	13,995
2 給 料	4,662	1 人件費（人事課）	6,441
		2 給料	4,662
3 職 員 手 当	619	人事異動等	4,662
		3 職員手当	619
4 共 済 費	1,160	人事異動等	619
		4 共済費	1,160

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
2	(4 児 童 館 費)								
3	生 活 保 護 費	2, 566, 209	9, 420	2, 575, 629	0	0	0	0	9, 420
	1 生活保護総務費	229, 170	9, 420	238, 590	0	0	0	0	9, 420
					0	0	0	0	9, 420
4	国 民 年 金 費	33, 850	1, 057	34, 907	0	0	0	0	1, 057
	1 年 金 総 務 費	33, 850	1, 057	34, 907	0	0	0	0	1, 057
					0	0	0	0	1, 057
計		19, 974, 099	123, 098	20, 097, 197	0	13, 995	0	0	109, 103

節		説明
区分	金額	
		人事異動等 1,160
2 給料	2,947	1 人件費（人事課） 9,420
3 職員手当	4,617	2 給料 2,947 人事異動等 2,947
4 共済費	1,856	3 職員手当 4,617 人事異動等 4,617
		4 共済費 1,856 人事異動等 1,856
2 給料	197	1 人件費（人事課） 1,057
3 職員手当	599	2 給料 197 給与改定等 197
4 共済費	261	3 職員手当 599 給与改定等 599
		4 共済費 261 給与改定等 261

— 23 —

第 10 款 教 育 費 （補正額 171,677 千円）									
科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 教 育 総 務 費		519,927	18,315	538,242	0	0	0	0	18,315
	2 事 務 局 費	252,864	17,765	270,629	0	0	0	0	17,765
					0	0	0	0	17,765
	3 教 育 指 導 費	262,488	550	263,038	0	0	0	0	550
					0	0	0	0	550
2 小 学 校 費		1,558,745	33,066	1,591,811	0	0	0	0	33,066
	1 学 校 管 理 費	908,427	33,066	941,493	0	0	0	0	33,066
					0	0	0	0	33,066
5 社 会 教 育 費		1,186,894	2,328	1,189,222	0	0	0	0	2,328
	1 社会教育総務費	297,902	2,328	300,230	0	0	0	0	2,328
					0	0	0	0	2,328
6 保 健 体 育 費		1,687,356	117,968	1,805,324	0	0	0	0	117,968
	3 学 校 給 食 費	979,761	117,968	1,097,729	0	0	0	0	117,968
					0	0	0	0	2,918

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	5,917	1 人件費（人事課）17,765
		2給料5,917
3 職 員 手 当	8,935	人事異動等5,917
		3職員手当8,935
4 共 済 費	2,913	人事異動等8,935
		4共済費2,913
		人事異動等2,913
12 委 託 料	550	1 教育指導に関する経費（指導課）550
		12委託料550
		教育交流支援業務委託550
16 公有財産購入費	33,066	1 小学校管理運営費（土木課）33,066
		16公有財産購入費33,066
		土地購入費33,066
2 給 料	95	1 人件費（人事課）2,328
		2給料95
3 職 員 手 当	2,013	人事異動等95
		3職員手当2,013
4 共 済 費	220	人事異動等2,013
		4共済費220
		人事異動等220
2 給 料	1,286	1 人件費（人事課）2,918
		2給料1,286

第10款 教 育 費

(単位：千円)

[illegible][illegible]

第10款 教 育 費

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考
			報酬	給料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他の 手当	計			
補 正 後	長 等	3	—	30,300	12,727 (4.20月分)	0	43,027	7,032	50,059	
補 正 前	長 等	3	—	30,300	12,727 (4.20月分)	0	43,027	6,824	49,851	
比 較	長 等	0	—	0	0	0	0	208	208	

給 与 費 明 細 書															
2 一般職															
(1) 総括 (単位 千円)															
区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考							
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計										
補 正 後	[198] (16) 524	423, 557	2, 059, 516	1, 830, 183	4, 313, 256	847, 934	5, 161, 190								
補 正 前	[187] (16) 525	422, 150	2, 038, 191	1, 772, 818	4, 233, 159	819, 611	5, 052, 770								
比 較	[11] (0) △1	1, 407	21, 325	57, 365	80, 097	28, 323	108, 420								
職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 当	時 間 外 当	夜 間 勤 務 当	宿 日 直 当	期 末 ・ 勤 勉 当	住 居 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	休 日 勤 務 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当
	補 正 後	47, 256	333, 622	62, 388	43, 946	6, 584	152, 771	3, 566	0	1, 081, 398	11, 907	40, 690	240	45, 632	183
	補 正 前	47, 913	322, 901	61, 899	45, 215	6, 584	149, 632	3, 566	0	1, 036, 513	13, 320	39, 220	240	45, 632	183
	比 較	△657	10, 721	489	△1, 269	0	3, 139	0	0	44, 885	△1, 413	1, 470	0	0	0
備考 職員数について、()内は再任用職員数、[]内は第1種会計年度任用職員数です。 なお、再任用職員数、第1種会計年度任用職員数は外数であり、本表の職員数には含まれません。															
(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細 (単位 千円)															
区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳			説 明		備 考								
報 酬	1, 407	その他の増分		1, 407	職員配置等による増分	1, 407	月額報酬 通勤分 第1種会計年度任用職員 11人分								
給 料	21, 325	給与改定に伴う増分		69, 316	給与改定に伴う増分	69, 316									
		その他の減分		△ 47, 991	職員配置等による減分	△ 2, 065									
					育休取得等による減分	△ 27, 473									
					新陳代謝等による減分	△ 18, 453									
職 員 手 当	57, 365	給与改定に伴う増分		87, 236	給与改定に伴う増分	87, 236	期末・勤勉手当 支給率の増 0.20月 (再任用職員は0.10月)								
		その他の減分		△ 29, 871	職員配置等による減分	△ 1, 268									
					育休取得等による減分	△ 16, 346									
					新陳代謝等による減分	△ 12, 257									

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職 (一)	行 政 職 (二)
令和6年11月1日 現在	平均給料月額(円)	310,209	260,180
	平均給与月額(円)	411,249	315,175
	平均年齢	42歳1月	54歳4月
令和5年11月1日 現在	平均給料月額(円)	309,689	309,924
	平均給与月額(円)	407,759	370,291
	平均年齢	41歳8月	53歳4月

イ 初任給

(単位 円)

区 分		行 政 職 (一)	行 政 職 (二)	国の制度	
				一般行政職	技能労務職
Ⅰ 類	改正後	225,500	—	230,000	—
	改正前	196,200	—	200,700	—
Ⅱ 類	改正後	199,700	—	—	—
	改正前	170,400	—	—	—
Ⅲ 類	改正後	188,000	185,400	188,000	185,700
	改正前	160,100	157,500	166,600	164,000

ウ 級別職員数

区 分		行 政 職 (一)			行 政 職 (二)		
		級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和6年11月1日 現在		5級	11	2.8	—	—	—
		4級	40	10.2	4級	0	0.0
		3級	88	22.5	3級	1	20.0
		2級	76	19.5	2級	3	60.0
		1級	176	45.0	1級	1	20.0
		計	391	100.0	計	5	100.0
令和5年11月1日 現在		5級	11	2.8	—	—	—
		4級	41	10.5	4級	0	0.0
		3級	84	21.5	3級	0	0.0
		2級	69	17.6	2級	4	80.0
		1級	186	47.6	1級	1	20.0
		計	391	100.0	計	5	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行政職(一)	部長	統括課長 課長 主幹	係長	副係長	主事

エ 昇給

区 分			合計	代表的な職種	
				行政職(一)	行政職(二)
本 年 度	職 員 数 (A) (人)		523	391	5
	昇給に係る職員数 (B) (人)		448	326	4
	号 給 数 別 内 訳	1 号給 (人)	22	15	0
		2 号給 (人)	3	2	0
		3 号給 (人)	10	8	0
		4 号給 (人)	297	215	4
		5 号給 (人)	101	76	0
		6 号給 (人)	15	10	0
比 率 (B) / (A) (%)		85.7	83.4	80.0	
前 年 度	職 員 数 (A) (人)		518	387	5
	昇給に係る職員数 (B) (人)		451	328	5
	号 給 数 別 内 訳	1 号給 (人)	26	22	1
		2 号給 (人)	3	2	0
		3 号給 (人)	8	7	0
		4 号給 (人)	305	215	3
		5 号給 (人)	96	73	1
		6 号給 (人)	13	9	0
比 率 (B) / (A) (%)		87.1	84.8	100.0	

オ 期末手当・勤勉手当

区 分		支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備 考
		6 月 (月分)	12 月 (月分)			
市	改正後	(1.225) 2.325	(1.325) 2.525	(2.55) 4.85	有	—
	改正前	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.45) 4.65		
国	改正後	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.40) 4.60	有	—
	改正前	(1.175) 2.25	(1.175) 2.25	(2.35) 4.50		

() 内は再任用支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当（令和6年11月1日現在）

区分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
市の制度	23.00	30.50	43.00	43.00	定年前早期退職特例 (2%～10%加算)	—
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 (2%～45%加算)	—

キ 地域手当（令和6年11月1日現在）

支給対象地域	稲 城 市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	540
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	15.0

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		消 防 職	行 政 職 (→)
給料総額に対する 比率 (%)	0.32	0.31	0.01
支給対象職員の比率 (%) (令和6年11月1日現在)	22.78	20.19	2.59
代表的な特殊勤務 手当の名称	支給額が多い手当	救急手当、出場手当、機関手当	
	多くの職員に支給される手当	救急手当、出場手当、機関手当	

ケ その他の手当（令和6年11月1日現在）

（単位 円）

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容																	
扶 養 手 当	異 な る	改定なし																	
		<table><tr><td>扶養等による区分</td><td>市の場合 (部長職を除く。)</td><td>国の場合</td></tr><tr><td>配 偶 者</td><td>6,000 (課長職 3,000)</td><td>6,500</td></tr><tr><td>子</td><td>9,000</td><td>10,000</td></tr><tr><td>父 母 等</td><td>6,000 (課長職 3,000)</td><td>6,500</td></tr><tr><td>満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額</td><td>4,000</td><td>5,000</td></tr></table>			扶養等による区分	市の場合 (部長職を除く。)	国の場合	配 偶 者	6,000 (課長職 3,000)	6,500	子	9,000	10,000	父 母 等	6,000 (課長職 3,000)	6,500	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000
		扶養等による区分	市の場合 (部長職を除く。)	国の場合															
		配 偶 者	6,000 (課長職 3,000)	6,500															
		子	9,000	10,000															
		父 母 等	6,000 (課長職 3,000)	6,500															
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000																	
住 居 手 当	異 な る	改定なし																	
		<table><tr><td colspan="2">市の場合</td><td>国の場合</td></tr><tr><td>当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)</td><td>15,000</td><td>借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000</td></tr></table>			市の場合		国の場合	当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000									
市の場合		国の場合																	
当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000																	
通 勤 手 当	異 な る	改定なし																	
		<table><tr><td>市の場合</td><td>国の場合</td></tr><tr><td>交通機関利用者 運賃相当額 (6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 1,000～13,000</td><td>交通機関利用者 運賃相当額 (6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 2,000～31,600</td></tr></table>			市の場合	国の場合	交通機関利用者 運賃相当額 (6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 1,000～13,000	交通機関利用者 運賃相当額 (6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 2,000～31,600											
市の場合	国の場合																		
交通機関利用者 運賃相当額 (6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 1,000～13,000	交通機関利用者 運賃相当額 (6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 2,000～31,600																		

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の追加

(追加)

(単位 千円)

(追加)

事 項	主 管 課	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国・都支出金	地 方 債	そ の 他	
戸籍電算システム機器賃借料	市民課	10,305			令和6年度から 令和12年度まで	10,305				10,305
稲城第二小学校校舎増築工事	建築保全課	416,595			令和6年度から 令和7年度まで	416,595	91,594	257,400		67,601
稲城第二小学校校舎増築工事監理委託	建築保全課	9,094			令和6年度から 令和7年度まで	9,094		6,800		2,294

議案概要説明書

議 案 番 号	第69号	担 当 課	企画部財政課
件 名	令和6年度東京都稲城市一般会計補正予算（第6号）		
【概 要】			
(特に表示がないときは単位 千円)			
補正前の予算総額		44,070,354	
補 正 額		362,106	
補正後の予算総額		44,432,460	
(補正の概要)			
今回の補正の主なものは、南山東部地区公共下水道雨水調整池建設費負担金について特定財源が確保できる見込みとなったことに伴う東京都の下水道強靱化事業補助金の計上及び公共施設整備基金繰入金の減額、令和5年度の稲城・府中墓苑組合負担金及び多摩川衛生組合負担金の精算金の計上、給与改定、人事異動等に伴う人件費の増額又は減額、法人市民税等に係る市税過誤納還付金の増額、令和4年度退職被保険者等国民健康保険事業費納付金の精算及び令和5年度東京都国民健康保険保険給付費等交付金の額の確定等による返還に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の増額、過年度保険料還付金の増に伴う後期高齢者医療特別会計繰出金の増額、東京都の保育所等物価高騰緊急対策事業補助金等を活用し、市内の保育所等に対して物価高騰の影響を軽減するための支援を実施することに伴う保育所等物価高騰緊急対策事業補助金の計上、小中学校における英語教育の向上のため、日常的に英語に触れ、慣れ親しむ環境を構築することに伴う委託料の計上、稲城市土地開発公社が先行取得した稲城第二小学校に隣接する土地について、稲城第二小学校の増築工事に合わせて買い戻すための土地購入費の計上、東京都の公立学校給食費負担軽減補助金及び市町村総合交付金を活用し、令和7年1月から稲城市立小中学校に在学し、学校給食を喫食している児童生徒の学校給食費の無償化を実施することに伴う稲城市学校給食費物価高騰等緊急対策臨時負担補助金の増額、従量単価の上昇及び猛暑による空調機器の稼働時間の増加に伴う学校給食共同調理場のガス料金の増額、学校給食共同調理場第二調理場に設置している真空冷却機2機を更新することに伴う備品購入費の計上等を行うものです。 また、繰越明許費の補正として、学校給食共同調理場第二調理場の真空冷却機更新に係る経費について年度内に支出が完了しない見込みであることから繰越明許費を設			

定するものです。

さらに、債務負担行為の補正として、戸籍電算システム機器賃借料及び稲城第二小学校校舎の増築工事に係る経費について債務負担行為を追加するものです。

第70号議案

令和 6 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 80,766 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,828,570 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 11 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 繰 入 金		1,003,317	80,766	1,084,083
	1 他 会 計 繰 入 金	1,003,316	80,766	1,084,082
歳 入 合 計		7,747,804	80,766	7,828,570

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費 納 付 金		2,600,347	11	2,600,358
	1 医 療 給 付 費 分	1,766,650	11	1,766,661
7 諸 支 出 金		15,701	80,755	96,456
	1 償還金及び還付加算金	15,701	80,755	96,456
歳 出 合 計		7,747,804	80,766	7,828,570

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第 7 款 繰 入 金 （補正額 80,766 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金	1,003,316	80,766	1,084,082		
	1 一般会計繰入金	1,003,316	80,766	1,084,082		
					1 一 般 繰 入 金	80,766
計		1,003,317	80,766	1,084,083		

（単位：千円）

説 明
（保険年金課） 一般繰入金

第 7 款 繰 入 金

歲 出

第 3 款 国民健康保険事業費納付金 (補正額 11 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	医 療 給 付 費 分	1,766,650	11	1,766,661	0	0	0	0	11
	1 医療給付費分	1,766,650	11	1,766,661	0	0	0	0	11
					0	0	0	0	11
計		2,600,347	11	2,600,358	0	0	0	0	11

(単位：千円)

[illegible]

第3款 国民健康保険事業費納付金

議案概要説明書

議 案 番 号	第70号	担 当 課	市民部保険年金課
件 名	令和 6 年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）		
【概 要】			
（特に表示がないときは単位 千円）			
補正前の予算総額		7,747,804	
補 正 額		80,766	
補正後の予算総額		7,828,570	
（補正の概要）			
今回の補正は、令和 4 年度の退職被保険者等国民健康保険事業費納付金の額の確定に伴う国民健康保険事業費納付金の増額、令和 5 年度の東京都国民健康保険保険給付費等交付金の額の確定等に伴う償還金の増額等を行うものです。			
歳入では繰入金を増額し、歳出では国民健康保険事業費納付金及び諸支出金を増額するものです。			

第71号議案

令和 6 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,777 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,007,040 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 11 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		2,786,756	△2,777	2,783,979
	1 他会計繰入金	2,786,756	△2,777	2,783,979
歳入合計		4,009,817	△2,777	4,007,040

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		99,845	△2,777	97,068
	1 総務管理費	99,845	△2,777	97,068
歳出合計		4,009,817	△2,777	4,007,040

歲入歲出予算事項別明細書

歳入

第4款繰入金（補正額 △2,777 千円）

科目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区分	金額
1	他会計繰入金	2,786,756	△2,777	2,783,979		
	1 一般会計繰入金	2,786,756	△2,777	2,783,979	1 一般会計繰入金	△2,777
計		2,786,756	△2,777	2,783,979		

（単位：千円）

説明
（区画整理課） 一般会計繰入金
△2,777 △2,777

第4款繰入金

第 1 款 総 務 費 (補正額 △2,777 千円)

— 7 —

— 8 —

一般職

給与費

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費		
		給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	11	40,078	34,957	75,035
補 正 前	11	41,676	35,682	77,358
比 較	0	△1,598	△725	△2,323

職員手当
の内訳

区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
補 正 後	987	6,286	881	894	0	4,453
補 正 前	1,212	6,566	881	1,257	0	4,453
比 較	△225	△280	0	△363	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別	内 訳	説 明	
給 料	△1,598	給与改定に伴う増分	1,507	給与改定に伴う増分	1,507
		その他の減分	△ 3,105	職員配置等による増分	1,133
				育休取得等による減分	△ 3,662
		新陳代謝等による減分	△ 576		
職 員 手 当	△725	給与改定に伴う増分	1,809	給与改定に伴う増分	1,809
		その他の減分	△ 2,534	職員配置等による増分	675
				育休取得等による減分	△ 2,181
		新陳代謝等による減分	△ 1,028		

明細書

(単位 千円)

共 済 費	合 計	備 考
14,568	89,603	
15,022	92,380	
△454	△2,777	

夜間勤務手当	宿 日 直 当	期 末 ・ 勤 勉 当 手	住 居 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当
0	0	19,926	390	1,140	0	0
0	0	19,813	360	1,140	0	0
0	0	113	30	0	0	0

(単位 千円)

備 考
期末・勤勉手当 支給率の増 0.20月

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	行政職 (→)
令和6年11月1日 現在	平均給料月額 (円)	280,364
	平均給与月額 (円)	353,557
	平均年齢	39歳10月
令和5年11月1日 現在	平均給料月額 (円)	307,900
	平均給与月額 (円)	394,799
	平均年齢	39歳6月

イ 初任給 (単位 円)

区		行政職 (→)	国の制度 一般行政職
Ⅰ 類	改正後	225,500	230,000
	改正前	196,200	200,700
Ⅱ 類	改正後	199,700	—
	改正前	170,400	—
Ⅲ 類	改正後	188,000	188,000
	改正前	160,100	166,600

ウ 級別職員数

区		行政職 (→)		
分		級	職員数(人)	構成比(%)
令和6年11月1日 現在		5級	0	0.0
		4級	1	9.1
		3級	2	18.2
		2級	2	18.2
		1級	6	54.5
		計	11	100.0
令和5年11月1日 現在		5級	0	0.0
		4級	1	9.1
		3級	3	27.3
		2級	2	18.2
		1級	5	45.4
		計	11	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行政職(一)	部長	統括課長 課長	係長	副係長	主事

エ 昇給

区 分			行政職(一)
本 年 度	職 員 数 (A) (人)		12
	昇給に係る職員数 (B) (人)		11
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	1
		2 号 給 (人)	0
		3 号 給 (人)	0
		4 号 給 (人)	9
		5 号 給 (人)	1
		6 号 給 (人)	0
	比 率 (B) / (A) (%)		91.7
前 年 度	職 員 数 (A) (人)		11
	昇給に係る職員数 (B) (人)		10
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	1
		2 号 給 (人)	0
		3 号 給 (人)	0
		4 号 給 (人)	7
		5 号 給 (人)	1
		6 号 給 (人)	1
	比 率 (B) / (A) (%)		90.9

オ 期末手当・勤勉手当

区 分		支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備 考
		6 月 (月分)	12 月 (月分)			
市	改正後	2.325	2.525	4.85	有	—
	改正前	2.325	2.325	4.65		
国	改正後	2.25	2.35	4.60	有	—
	改正前	2.25	2.25	4.50		

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当（令和6年11月1日現在）

区分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
市の制度	23.00	30.50	43.00	43.00	定年前早期退職特例 (2%～10%加算)	—
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 (2%～45%加算)	—

キ 地域手当（令和6年11月1日現在）

支給対象地域	稲 城 市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	11
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	15.0

ク その他の手当（令和6年11月1日現在）

(単位 円)

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容		
扶 養 手 当	異 な る	改定なし		
		扶養等による区分	市の場合 (部長職を除く。)	国の場合
		配 偶 者	6,000 (課長職 3,000)	6,500
		子	9,000	10,000
		父 母 等	6,000 (課長職 3,000)	6,500
		満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000

住居手当	異なる	改定なし <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 336 767 387">市の場合</th><th data-bbox="767 336 919 387"></th><th data-bbox="919 336 1334 387">国の場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 387 767 757"> 当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 （管理職を除く。） </td><td data-bbox="767 387 919 757">15,000</td><td data-bbox="919 387 1334 757"> 借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000 </td></tr> </tbody> </table>	市の場合		国の場合	当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 （管理職を除く。）	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000
市の場合		国の場合						
当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 （管理職を除く。）	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000						
通勤手当	異なる	改定なし <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 947 767 999">市の場合</th><th data-bbox="767 947 919 999"></th><th data-bbox="919 947 1334 999">国の場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 999 767 1267"> 交通機関利用者 運賃相当額（6か月定期券等）を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 1,000～13,000 </td><td data-bbox="767 999 919 1267"></td><td data-bbox="919 999 1334 1267"> 交通機関利用者 運賃相当額（6か月定期券等）を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 2,000～31,600 </td></tr> </tbody> </table>	市の場合		国の場合	交通機関利用者 運賃相当額（6か月定期券等）を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 1,000～13,000		交通機関利用者 運賃相当額（6か月定期券等）を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 2,000～31,600
市の場合		国の場合						
交通機関利用者 運賃相当額（6か月定期券等）を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 1,000～13,000		交通機関利用者 運賃相当額（6か月定期券等）を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 2,000～31,600						

議案概要説明書

議 案 番 号	第71号	担 当 課	都市環境整備部区画整理課
件 名	令和6年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）		
【概 要】			
(特に表示がないときは単位 千円)			
補正前の予算総額		4,009,817	
補 正 額		△2,777	
補正後の予算総額		4,007,040	
(補正の概要)			
今回の補正は、人事異動等に伴う減額補正です。歳入では一般会計繰入金を減額し、歳出では人件費を減額するものです。			

第72号議案

令和 6 年 度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年 度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,649千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,284,499千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		999,255	487	999,742
	1 繰入金	999,255	487	999,742
6 諸収入		441	1,162	1,603
	2 償還金及び還付加算金	396	1,162	1,558
歳入合計		2,282,850	1,649	2,284,499

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸支出金		28,588	1,162	29,750
	1 償還金及び還付加算金	1,088	1,162	2,250
5 予備費		500	487	987
	1 予備費	500	487	987
歳出合計		2,282,850	1,649	2,284,499

歲入歲出予算事項別明細書

歲入

第 3 款 繰 入 金 (補正額 487 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰 入 金	999,255	487	999,742		
	1 一般会計繰入金	999,255	487	999,742		
					1 一般会計繰入金	487
計		999,255	487	999,742		

第 6 款 諸 収 入 (補正額 1,162 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	償還金及び還付加算金	396	1, 162	1, 558		
	1 保 険 料 還 付 金	395	1, 162	1, 557		
					1 保 険 料 還 付 金	1, 162
計		441	1, 162	1, 603		

(単位：千円)

説 明	
（保険年金課）	487
事務費繰入金	487

第3款 繰 入 金

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課)	1,162
保険料還付金	1,162

第6款 諸 収 入

第 4 款 諸 支 出 金 (補正額 1,162 千円)

科　目		補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳				
項	目				特　定　財　源				一般財源
					国庫支出金	都支支出金	地　方　債	そ　の　他	
1	償　還　金　及　び 還　付　加　算　金	1,088	1,162	2,250	0	0	0	1,162	0
	1 保 険 料 還 付 金	1,088	1,162	2,250	0	0	0	1,162	0
					0	0	0	1,162	0
計		28,588	1,162	29,750	0	0	0	1,162	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
22 償還金利子及び割引料	1,162	1 還付金（保険年金課） 1,162 22償還金利子及び割引料 1,162 過年度還付金及び還付加算金 1,162

第4款 諸 支 出 金

議案概要説明書

議 案 番 号	第72号	担 当 課	市民部保険年金課
件 名	令和6年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）		
【概 要】			
（特に表示がないときは単位 千円）			
補正前の予算総額		2,282,850	
補 正 額		1,649	
補正後の予算総額		2,284,499	
（補正の概要）			
今回の補正は、被保険者の死亡等による過年度分の後期高齢者医療保険料の還付金額が見込みを上回ったことに伴う過年度還付金及び還付加算金の増額、過年度還付金及び還付加算金の増により予備費を充当したことに伴う予備費の増額等を行うものです。			
歳入では繰入金及び諸収入を増額し、歳出では諸支出金及び予備費を増額するものです。			

第73号議案

令和 6 年 度

東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年 度

東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 6 年度東京都稲城市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入				
第 1 款	下水道事業収益	2,132,037千円	1,003千円	2,133,040千円
第 2 項	営業外収益	869,273千円	1,003千円	870,276千円
支出				
第 1 款	下水道事業費用	2,001,164千円	1,003千円	2,002,167千円
第 1 項	営業費用	1,885,574千円	1,003千円	1,886,577千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入				
第 1 款	資本的収入	884,601千円	△1,988千円	882,613千円
第 2 項	他会計負担金	23,254千円	96千円	23,350千円
第 3 項	他会計補助金	18,534千円	△2,084千円	16,450千円
支出				
第 1 款	資本的支出	1,262,434千円	△1,988千円	1,260,446千円
第 1 項	建設改良費	922,269千円	△1,988千円	920,281千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 9 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	93,348千円	△985千円	92,363千円

（他会計からの補助金の補正）

第 5 条 予算第 10 条中「86,210千円」を「85,401千円」に補正する。

令和 6 年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

東京都稲城市下水道事業会計補正予算(第1号)
に関する説明書

令和6年度 東京都稲城市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収 益 の 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下 水 道 事業収益			2,132,037	1,003	2,133,040
	2 営業外収益		869,273	1,003	870,276
		2 他 会 計 負 担 金	9,308	△ 272	9,036
		3 他 会 計 補 助 金	67,676	1,275	68,951

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下 水 道 事業費用			2,001,164	1,003	2,002,167
	1 営 業 費 用		1,885,574	1,003	1,886,577
		3 総 係 費	185,086	1,003	186,089

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 収 入			884,601	△ 1,988	882,613
	2 他会計負担金		23,254	96	23,350
		1 他 会 計 負 担 金	23,254	96	23,350
	3 他会計補助金		18,534	△ 2,084	16,450
		1 他 会 計 補 助 金	18,534	△ 2,084	16,450

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 支 出			1,262,434	△ 1,988	1,260,446
	1 建設改良費		922,269	△ 1,988	920,281
		4 建 設 総 係 費	31,389	△ 1,988	29,401

令和6年度 東京都稲城市下水道

収 益 の 収 入

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	下	水道事業収益	2,132,037	1,003	2,133,040
	2	営業外収益	869,273	1,003	870,276
		2 他会計負担金	9,308	△ 272	9,036
	3	他会計補助金	67,676	1,275	68,951

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	下	水道事業費用	2,001,164	1,003	2,002,167
	1	営業費用	1,885,574	1,003	1,886,577
		3 総 係 費	185,086	1,003	186,089

事業会計補正予算（第1号）実施計画説明書

及 び 支 出

(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一 般 会 計 負 担 金	△ 272	一般会計負担金 △ 272
1 一 般 会 計 補 助 金	1,275	一般会計補助金 1,275

(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 給 料	△ 138	職員7人 △ 138
2 手 当	33	手当 33
3 賞 与 引 当 金 繰 入 額	694	賞与引当金繰入額 694
4 法 定 福 利 費	329	東京都市町村職員共済組合負担金 329
5 法定福利費引当金繰入額	85	法定福利費引当金繰入額 85

資 本 の 収 入

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	資	本 の 収 入	884,601	△ 1,988	882,613
	2	他 会 計 負 担 金	23,254	96	23,350
		1 他 会 計 負 担 金	23,254	96	23,350
	3	他 会 計 補 助 金	18,534	△ 2,084	16,450
		1 他 会 計 補 助 金	18,534	△ 2,084	16,450

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	資	本 の 支 出	1,262,434	△ 1,988	1,260,446
	1	建 設 改 良 費	922,269	△ 1,988	920,281
		4 建 設 総 係 費	31,389	△ 1,988	29,401

及 び 支 出

(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一 般 会 計 負 担 金	96	一般会計負担金 96
1 一 般 会 計 補 助 金	△ 2,084	一般会計補助金 △ 2,084

(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 給 料	△ 2,341	職員3人 △ 2,341
2 手 当	131	手当 131
3 賞 与 引 当 金 繰 入 額	252	賞与引当金繰入額 252
4 法 定 福 利 費	△ 71	東京都市町村職員共済組合負担金 △ 71
5 法定福利費引当金繰入額	41	法定福利費引当金繰入額 41

給 与 費

1. 総括

	区分	職 員 数 (人)		給 与 費		
		特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当
手当の内訳	補正後	0	(0) 10	0	37,262	40,438
	補正前	0	(0) 10	0	39,741	39,328
	比 較	0	(0) 0	0	△ 2,479	1,110
	()内は再任用で外数					
手当の内訳	区分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 時 間 外 勤 務 手 当 勤 務 手 当
	補正後	1,255	5,913	881	786	15 3,885
	補正前	1,668	6,345	881	786	15 3,885
	比 較	△ 413	△ 432	0	0	0 0

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	
給 料	△ 2,479	給与改定に伴う増分	924	給与改定に伴う増分	924
		その他の減分	△ 3,403	育休取得等による減分 新陳代謝等による減分	△ 3,317 △ 86
手 当	1,110	給与改定に伴う増分	1,405	給与改定に伴う増分	1,405
		その他の減分	△ 295	育休取得等による減分 新陳代謝等による増分	△ 1,976 1,681

明細書

(単位:千円)

	法定福利費	合 計	備 考
計			
77,700	14,663	92,363	
79,069	14,279	93,348	
△ 1,369	384	△ 985	

夜間宿日直	期末・勤勉	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当	退職手当組合負担金
0	21,074	0	1,225	0	0	5,404
0	18,605	0	1,380	0	0	5,763
0	2,469	0	△ 155	0	0	△ 359

(単位:千円)

備	考
期末・勤勉手当	支給率の増 0.20月

3. 給料及び職員手当の状況

(ア) 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職(一)
令和6年11月1日 現在	平 均 給 料 月 額 (円)	301,050
	平 均 給 与 月 額 (円)	376,428
	平 均 年 齢	42 歳 4 月
令和5年11月1日 現在	平 均 給 料 月 額 (円)	332,967
	平 均 給 与 月 額 (円)	415,072
	平 均 年 齢	44 歳 8 月

(イ) 初任給

(単位:円)

区 分		行 政 職(一)	国の制度 一般行政職
Ⅰ 類	改正後	225,500	230,000
	改正前	196,200	200,700
Ⅱ 類	改正後	199,700	-
	改正前	170,400	-
Ⅲ 類	改正後	188,000	188,000
	改正前	160,100	166,600

(ウ) 級別職員数

区 分	行 政 職 (一)		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和6年11月1日 現 在	5 級	0	0.0
	4 級	1	10.0
	3 級	3	30.0
	2 級	2	20.0
	1 級	4	40.0
	計	10	100.0
令和5年11月1日 現 在	5 級	0	0.0
	4 級	1	11.1
	3 級	2	22.2
	2 級	2	22.2
	1 級	4	44.5
	計	9	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	5級	4級	3級	2級	1級
行政職(一)	部長	統括課長・課長	係長	副係長	主事

(エ) 昇給

区 分		合 計		職 種
				行 政 職(一)
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	10	10	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	9	9	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	0	0
		2号給 (人)	0	0
		3号給 (人)	0	0
		4号給 (人)	6	6
		5号給 (人)	3	3
		6号給 (人)	0	0
	比 率 (B)／(A) (%)	90.0	90.0	
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	9	9	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	8	8	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	1	1
		2号給 (人)	0	0
		3号給 (人)	0	0
		4号給 (人)	6	6
		5号給 (人)	1	1
		6号給 (人)	0	0
	比 率 (B)／(A) (%)	88.9	88.9	

(オ) 期末手当・勤勉手当

()内は再任用職員支給率

区 分		支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
		6月(月分)	12月(月分)	(月分)		
市	改正後	(1.225)	(1.325)	(2.55)	有	-
		2.325	2.525	4.85		
	改正前	(1.225)	(1.225)	(2.45)		
		2.325	2.325	4.65		
国	改正後	(1.175)	(1.225)	(2.40)	有	-
		2.25	2.35	4.60		
	改正前	(1.175)	(1.175)	(2.35)		
		2.25	2.25	4.50		

(カ) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当(令和6年11月1日現在)

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
市の制度	23.00	30.50	43.00	43.00	定年前早期退職特例 (2%～10%加算)	-
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 (2%～45%加算)	-

(キ) 地域手当(令和6年11月1日現在)

支 給 対 象 地 域	稲 城 市
支 給 率 (%)	15.0
支 給 対 象 職 員 数 (人)	10
国 の 指 定 基 準 に 基 づ く 支 給 率 (%)	15.0

(ク) 特殊勤務手当

区 分	全職種
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	0.04
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (%) (令 和 6 年 11 月 1 日 現 在)	100.00
特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	下水道 ^{きよ} 管渠調査手当

(ケ) その他の手当(令和6年11月1日現在)

(単位:円)

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容		
扶養手当	異なる	改定なし		
		扶 養 等 に よ る 区 分	市の場合 (部長職を除く。)	国の場合
		配 偶 者	6,000 (課長職3,000)	6,500
		子	9,000	10,000
		父 母 等	6,000 (課長職3,000)	6,500
		満 16 歳 の 年 度 初 め か ら 満 22 歳 の 年 度 末 ま で の 子 1 人 当 た り の 加 算 額	4,000	5,000
住居手当	異なる	改定なし		
		市 の 場 合		国 の 場 合
		当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等(管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員 に対する支給限度額 28,000
通勤手当	異なる	改定なし		
		市 の 場 合		国 の 場 合
		交通機関利用者 運賃相当額 (6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 1,000～13,000	交通機関利用者 運賃相当額 (6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 2,000～31,600	

議案概要説明書

議 案 番 号	第73号	担 当 課	都市環境整備部下水道課
件 名	令和6年度東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第1号）		

【概 要】

今回の補正は、人事異動等に伴う減額補正で、収益的収入及び支出を増額し、資本的収入及び支出を減額するものです。

（特に表示がないときは単位 千円）

【収益的収入及び支出】

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収入 第1款 下水道事業収益	2,132,037	1,003	2,133,040
第2項 営業外収益	869,273	1,003	870,276
支出 第1款 下水道事業費用	2,001,164	1,003	2,002,167
第1項 営業費用	1,885,574	1,003	1,886,577

【資本的収入及び支出】

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収入 第1款 資本的収入	884,601	△1,988	882,613
第2項 他会計負担金	23,254	96	23,350
第3項 他会計補助金	18,534	△2,084	16,450
支出 第1款 資本的支出	1,262,434	△1,988	1,260,446
第1項 建設改良費	922,269	△1,988	920,281

【議会の議決を経なければ流用することのできない経費】

	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	93,348	△985	92,363

【他会計からの補助金】

	既決予定額	補正予定額	計
一般会計からの補助金	86,210	△809	85,401

第74号議案

令和 6 年 度

東京都稲城市病院事業会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年 度

東京都稲城市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度東京都稲城市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 6 年度東京都稲城市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入				
第 1 款	病院事業収益	8,322,061 千円	51,452 千円	8,373,513 千円
第 1 項	医業収益	7,036,973 千円	51,452 千円	7,088,425 千円
支出				
第 1 款	病院事業費用	8,322,061 千円	51,452 千円	8,373,513 千円
第 1 項	医業費用	8,224,122 千円	51,452 千円	8,275,574 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 3 条 予算第 7 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	4,616,934 千円	51,452 千円	4,668,386 千円

令和 6 年 11 月 26 日 提出

稲城市長 高 橋 勝 浩

東京都稲城市病院事業会計補正予算（第 1 号）
に関する説明書

令和6年度 東京都稲城市病院事業会計補正予算（第1号）実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	病	院 事 業 収 益	8,322,061	51,452	8,373,513
	1	医 業 収 益	7,036,973	51,452	7,088,425
		1 入 院 収 益	4,742,080	48,902	4,790,982
		2 外 来 収 益	1,642,072	2,550	1,644,622

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	病	院 事 業 費 用	8,322,061	51,452	8,373,513
	1	医 業 費 用	8,224,122	51,452	8,275,574
		1 給 与 費	4,616,934	51,452	4,668,386

令和 6 年 度 東 京 都 稲 城 市 病 院 事 業 会 計
収 益 の 収 入

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	病 院 事 業 収 益		8,322,061	51,452	8,373,513
	1 医 業 収 益		7,036,973	51,452	7,088,425
		1 入 院 収 益	4,742,080	48,902	4,790,982
		2 外 来 収 益	1,642,072	2,550	1,644,622

補正予算（第1号）実施計画説明書
及び支出

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
1 入 院 収 益	48,902	入院単価の増 48,902
1 外 来 収 益	2,550	外来単価の増 2,550

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	病 院 事 業 費 用		8,322,061	51,452	8,373,513
	1	医 業 費 用	8,224,122	51,452	8,275,574
		1 給 与 費	4,616,934	51,452	4,668,386

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 給 料	30,806	医療職 (2) 6,863 医療職 (3) 18,343 会計年度任用職員 5,600
2 手 当	19,515	医療職 (2) 5,293 医療職 (3) 12,958 会計年度任用職員 1,264
4 法 定 福 利 費	1,131	東京都市町村職員共済組合負担金 1,131

給 与 費

1. 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費			
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計
補正後	16	338 (3) {340}	1,080	2,228,898	1,486,982	3,716,960
補正前	16	351 (2) {373}	1,080	2,198,092	1,467,467	3,666,639
比 較	0	△13 (1) {△33}	0	30,806	19,515	50,321

()内は再任用短時間勤務職員数、{ }内は会計年度任用職員数について外書きしている。

職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	地域手当	管 理 職 手 当	初 任 給 調 整 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
	補正後	20,736	219,222	43,319	29,587	154,288	29,497
	補正前	20,736	215,442	43,319	29,587	152,645	29,132
	比 較	0	3,780	0	0	1,643	365

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	
給 料	30,806	給与改定に伴う増分	32,659	給与改定に伴う増分	32,659
		その他の減分	△ 1,853	育休取得等による減分 新陳代謝等による増分	△ 12,012 10,159
手 当	19,515	給与改定に伴う増分	47,249	給与改定に伴う増分	47,249
		その他の減分	△ 27,734	育休取得等による減分 新陳代謝等による減分	△ 11,911 △ 15,823

明 細 書

(単位:千円)

法定福利費	退職給与金	賞与引当金 繰入額	合 計	備 考
655,276	48,511	247,639	4,668,386	
654,145	48,511	247,639	4,616,934	
1,131	0	0	51,452	

特 殊 勤務手当	期 末 勤勉手当	住居手当	宿 日 直 手 当	通勤手当	児童手当	管 理 職 特別勤務手当
258,634	541,265	5,760	131,962	39,389	12,768	555
258,634	527,538	5,760	131,962	39,389	12,768	555
0	13,727	0	0	0	0	0

(単位:千円)

備 考
期末・勤勉手当 支給率の増 0.20月(再任用職員は0.10月)

3 給料及び職員手当の状況

(ア) 職員1人当たり給与(再任用短時間勤務職員は外数のため、本表に含まれていない。)

区 分		行 政 職
令和6年11月1日 現在	平 均 給 料 月 額 (円)	334,329
	平 均 給 与 月 額 (円)	472,528
	平 均 年 齢 (歳)	44 歳 7 月
令和5年11月1日 現在	平 均 給 料 月 額 (円)	331,171
	平 均 給 与 月 額 (円)	475,346
	平 均 年 齢 (歳)	44 歳 2 月

(イ) 初任給(一般会計の制度と同じであるが、医師職と准看護師は一般会計に制度がない。)

区 分		行 政 職	医 師 職	医 療 技 術 職
高校卒	改正後	188,000		
	改正前	160,100		
短大卒	改正後	199,700		210,000
	改正前	170,400		180,700
大学卒 (4年)	改正後	225,500		226,900
	改正前	196,200		197,600
大学卒 (6年)	改正後		362,100	236,700
	改正前		342,000	212,200

(ウ) 級別職員数(再任用短時間勤務職員は外数のため、本表に含まれていない。)

区 分	行 政 職			医 師 職		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
令和6年11月1日 現 在	1 級	9	36.0	1 級	8	16.0
	2 級	6	24.0	2 級	18	36.0
	3 級	5	20.0	3 級	24	48.0
	4 級	4	16.0			
	5 級	1	4.0			
	計	25	100.0	計	50	100.0
令和5年11月1日 現 在	1 級	9	34.6	1 級	9	17.6
	2 級	7	26.9	2 級	18	35.3
	3 級	6	23.1	3 級	24	47.1
	4 級	3	11.5			
	5 級	1	3.9			
	計	26	100.0	計	51	100.0

医 師 職	医療技術職	看 護 職
506,766	309,652	292,418
975,341	418,930	460,420
46 歳 11 月	42 歳 5 月	43 歳 4 月
497,397	307,838	291,082
945,523	404,461	455,937
46 歳 4 月	42 歳 7 月	44 歳 1 月

(単位:円)

看 護 職	
看 護 師	准看 護 師
225,700	195,800
196,400	167,900
232,500	
203,200	

(単位:人・%)

医 療 技 術 職			看 護 職		
級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
1 級	29	39.2	1 級	139	73.5
2 級	29	39.2	2 級	33	17.5
3 級	10	13.5	3 級	14	7.4
4 級	5	6.8	4 級	2	1.1
5 級	1	1.3	5 級	1	0.5
計	74	100.0	計	189	100.0
1 級	30	41.7	1 級	139	72.4
2 級	24	33.3	2 級	35	18.2
3 級	11	15.3	3 級	13	6.8
4 級	6	8.3	4 級	4	2.1
5 級	1	1.4	5 級	1	0.5
計	72	100.0	計	192	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級
行 政 職	主 事	副係長	係 長
医 師 職	医 員	統括医長 医 長	院副院長 参 療 部 診 センター 療 療 科 診 療 科 部 長 長 長 長 長 長 長
医 療 技 術 職	主 事	主 任	課 長 補 佐 係 係 長
看 護 職	准看護師 看護師 助産師 保健師	主 任	統括看護師長 看 護 師 長

(エ) 昇 給 (各年度7月1日現在の職員数を使用。再任用短時間勤務職員は外数のため、含まれていない。)

区 分			合 計	行 政 職
本 年 度	職 員 数 (A) (人)		337	25
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		294	24
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	31	0
		2号給 (人)	2	0
		3号給 (人)	4	0
		4号給 (人)	195	19
		5号給 (人)	57	5
		6号給 (人)	5	0
	比 率 (B) / (A) (%)		87.2	96.0
前 年 度	職 員 数 (A) (人)		343	27
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		292	21
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	29	1
		2号給 (人)	7	2
		3号給 (人)	2	0
		4号給 (人)	199	15
		5号給 (人)	43	3
		6号給 (人)	12	0
	比 率 (B) / (A) (%)		85.1	77.8

(オ) 期末手当・勤勉手当 ()内は再任用職員の支給率 (単位：月分)

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計
	6月	12月	
改 正 後	2.325(1.225)	2.525(1.325)	4.85(2.55)
改 正 前	2.325(1.225)	2.325(1.225)	4.65(2.45)
一般会計の制度	2.325(1.225)	2.525(1.325)	4.85(2.55)

(カ) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当(令和6年11月1日現在) (単位：月分)

区 分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度
支給率等	23.00	30.50	43.00	43.00
一般会計 の 制 度	23.00	30.50	43.00	43.00

4 級	5 級
統括課長 課長	事務長
統括技師長 技師長・科長	部長
統括看護科長 看護科長	部長

職 種		
医 師 職	医 療 技 術 職	看 護 職
51	72	189
44	62	164
7	5	19
1	0	1
1	0	3
24	44	108
11	12	29
0	1	4
86.3	86.1	86.8
50	73	193
46	60	165
9	4	15
1	3	1
2	0	0
25	40	119
8	10	22
1	3	8
92.0	82.2	85.5

職制上の段階・職務の 級等による加算措置	備 考
有	
有	
有	

その他の加算措置等	備 考
定年前早期退職特例 (2%～10%加算)	
定年前早期退職特例 (2%～10%加算)	

(キ) 地域手当(令和6年11月1日現在)

支 給 対 象 地 域	稲 城 市
支 給 率 (%)	15.0
支 給 対 象 職 員 数 (人)	338(3)
国 の 指 定 基 準 に 基 づ く 支 給 率 (%)	15.0

()内は再任用短時間勤務職員数で、外書きしている。支給率は一般会計の制度と同じである。

(ク) 特殊勤務手当(再任用短時間勤務職員は外数のため、本表には含まれていない。)

区 分	全職員	代 表 的 な 職 種			
		行政職	医師職	医療技術職	看護職
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	11.6	0.0	6.0	0.1	5.5
支 給 対 象 職 員 の 比 率 令和6年11月1日現在 (%)	92.0	0.0	15.0	21.2	55.8
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	支給額の多い手当	夜間看護手当 医業従事手当 手術手当			
	多くの職員に 支給されている手当	危険手当 夜間看護手当 夜間勤務者調整手当			

(ケ) その他の手当(令和6年11月1日現在)

(単位:円)

区 分	一般会計の 制度との異同	差 異 の 内 容			
扶養手当	同じ	扶 養 等 に よ る 区 分		病院事業の場合 (部長職を除く。)	一般会計の場合 (部長職を除く。)
		配 偶 者		6,000 (課長職3,000)	6,000 (課長職3,000)
		子		9,000	9,000
		父 母 等		6,000 (課長職3,000)	6,000 (課長職3,000)
		満16歳の年度初めから満22歳の 年度末までの子1人当たりの加算額		4,000	4,000
住居手当	同じ	病院事業の場合		一般会計の場合	
		当該年度末に35歳未満で、 自ら居住するため住宅又は 貸間を借り受け、月額15,000 円以上の家賃を支払っている 世帯主等(管理職を除く。)	15,000	当該年度末に35歳未満で、 自ら居住するため住宅又は 貸間を借り受け、月額15,000 円以上の家賃を支払っている 世帯主等(管理職を除く。)	15,000
通勤手当	同じ	病院事業の場合		一般会計の場合	
		交通機関利用者 運賃相当額 (6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 1,000～13,000		交通機関利用者 運賃相当額 (6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 1,000～13,000	

議案概要説明書

議 案 番 号	第74号	担 当 課	市立病院事務部経営企画課
件 名	令和6年度東京都稲城市病院事業会計補正予算（第1号）		

【概 要】

今回の補正は、入院単価及び外来単価の増並びに給与改定に伴う増額補正で、収益的収入及び支出を増額するものです。

（特に表示がないときは単位 千円）

【収益的収入及び支出】

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収入 第1款 病院事業収益	8,322,061	51,452	8,373,513
第1項 医業収益	7,036,973	51,452	7,088,425
支出 第1款 病院事業費用	8,322,061	51,452	8,373,513
第1項 医業費用	8,224,122	51,452	8,275,574

【議会の議決を経なければ流用することのできない経費】

	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	4,616,934	51,452	4,668,386

第75号議案

専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東京都稲城市一般会計補正予算（第5号））

令和6年度東京都稲城市一般会計補正予算（第5号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

稲城市告示第113号

専 決 処 分 書

令和6年度東京都稲城市一般会計補正予算（第5号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年10月9日

稲城市長 高 橋 勝 浩

令和 6 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30,843 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44,070,354 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 10 月 9 日

稲城市長 高 橋 勝 浩

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
17 都 支 出 金		7, 175, 898	30, 843	7, 206, 741
	3 委 託 金	260, 308	30, 843	291, 151
歳 入 合 計		44, 039, 511	30, 843	44, 070, 354

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		4, 087, 646	30, 843	4, 118, 489
	4 選 挙 費	70, 596	30, 843	101, 439
歳 出 合 計		44, 039, 511	30, 843	44, 070, 354

歲入歲出予算事項別明細書

歳入

第17款 都支出金（補正額 30,843 千円）

科目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区分	金額
3	委託金	260,308	30,843	291,151		
	1 総務費委託金	208,256	30,843	239,099		
					4 選挙費委託金	30,843
計		7,175,898	30,843	7,206,741		

（単位：千円）

説明
（選挙管理委員会事務局） 衆議院議員選挙費委託金（10／10）
30,843 30,843

第17款 都支出金

[illegible]

節		説明
区分	金額	
		自動車借上料 24 体育館空調使用料 104

一般職

給与費明細書

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考							
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計										
補 正 後	[187] (16) 525	422, 150	2, 038, 191	1, 772, 818	4, 233, 159	819, 611	5, 052, 770								
補 正 前	[187] (16) 525	422, 150	2, 038, 191	1, 761, 125	4, 221, 466	819, 611	5, 041, 077								
比 較	[0] (0) 0	0	0	11, 693	11, 693	0	11, 693								
職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 当	時 間 外 当	夜 間 勤 務 当	宿 日 直 当	期 末 ・ 勤 勉 当	住 居 手 当	児 童 手 当	管理職員特 別勤務手当	休 日 勤 務 当	義 務 教 育 等 教員特別手当
	補 正 後	47, 913	322, 901	61, 899	45, 215	6, 584	149, 632	3, 566	0	1, 036, 513	13, 320	39, 220	240	45, 632	183
	補 正 前	47, 913	322, 901	61, 899	45, 215	6, 584	137, 939	3, 566	0	1, 036, 513	13, 320	39, 220	240	45, 632	183
	比 較	0	0	0	0	0	11, 693	0	0	0	0	0	0	0	0

備考 職員数について、()内は再任用職員数、[]内は第1種会計年度任用職員数です。
なお、再任用職員数、第1種会計年度任用職員数は外数であり、本表の職員数には含まれません。

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬	0	-0		
給料	0	-0		
職員手当	11,693	衆議院議員選挙に伴う増分	11,693 衆議院議員選挙に伴う増分	時間外勤務手当 衆議院議員選挙に伴う時間外勤務手当

議案概要説明書

議 案 番 号	第75号	担 当 課	企画部財政課、選挙管理委員会事務局
件 名	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東京都稲城市一般会計補正予算（第5号））		
【概 要】			
本案は、令和6年度東京都稲城市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和6年10月9日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。			

第76号議案

専決処分の承認を求めることについて（訴えの提起について）

訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

稲城市告示第115号

専 決 処 分 書

訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年10月25日

稲城市長 高 橋 勝 浩

訴えの提起について

学校給食費等の支払に関し、次のとおり訴えを提起する。

1 訴えの相手方

2 訴えの目的の価額 86,028円

3 訴えの要旨

相手方に対し、連帯して学校給食費86,028円、その遅延損害金（年３％）及び申立手続費用の支払を求める。

4 訴えを提起する理由

相手方は、学校給食費を滞納し、稲城市の再三の督促を受けたにもかかわらず、その支払に応じなかった。

このため、稲城市は、相手方に裁判所を通じ民事訴訟法（平成8年法律第109号）第382条本文の支払督促を行った。これに対し、相手方が裁判所に異議を申し立てたため、相手方に対し、学校給食費等の支払を求める訴えを提起するものである。

5 補足事項

- (1) 裁判所から、現に滞納している学校給食費等の全額を支払う旨の和解案の提示があり、その内容を妥当と認めるときは、和解するものとする。
- (2) 判決の結果必要があると認めるときは、上訴するものとする。

議案概要説明書

議 案 番 号	第76号	担 当 課	教育部学務課
件 名	専決処分の承認を求めることについて（訴えの提起について）		

【概 要】

本案は、訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和6年10月25日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

【専決処分の経過】

学校給食費等の支払を求める訴えについて、第1回口頭弁論が令和6年11月5日に開催されることから、当該訴えの提起について専決処分したものです。

【訴えの相手方】

【訴えの要旨】

相手方に対し、連帯して学校給食費86,028円、その遅延損害金（年3％）及び申立
 手続費用の支払を求めるものです。

【訴えの理由】

相手方は、学校給食費を滞納し、稲城市の再三の督促を受けたにもかかわらず、その支払に応じませんでした。

このため、稲城市は、相手方に裁判所を通じ民事訴訟法（平成8年法律第109号）第382条本文の支払督促を行いました。これに対し、相手方が裁判所に異議を申し立てたため、相手方に対し、学校給食費等の支払を求める訴えを提起するものです。

第77号議案

稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・7路線）

上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城南山東部土地区画整理事業において築造した道路を稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・7路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線に認定する。

整理 番号	路線名	起 点	終 点
1	市道東長沼2189号線	東長沼2613番地先	百村1429番地先
2	市道東長沼2190号線	東長沼2607番2地先	百村1434番地先
3	市道東長沼2191号線	東長沼2605番地先	百村1434番地先
4	市道東長沼2192号線	東長沼2604番地先	百村1417番地先
5	市道東長沼2193号線	東長沼2630番地先	百村1416番地先
6	市道東長沼2194号線	東長沼2633番地先	百村1411番地先
7	市道百村2195号線	百村1413番地先	百村1434番地先

議案概要説明書

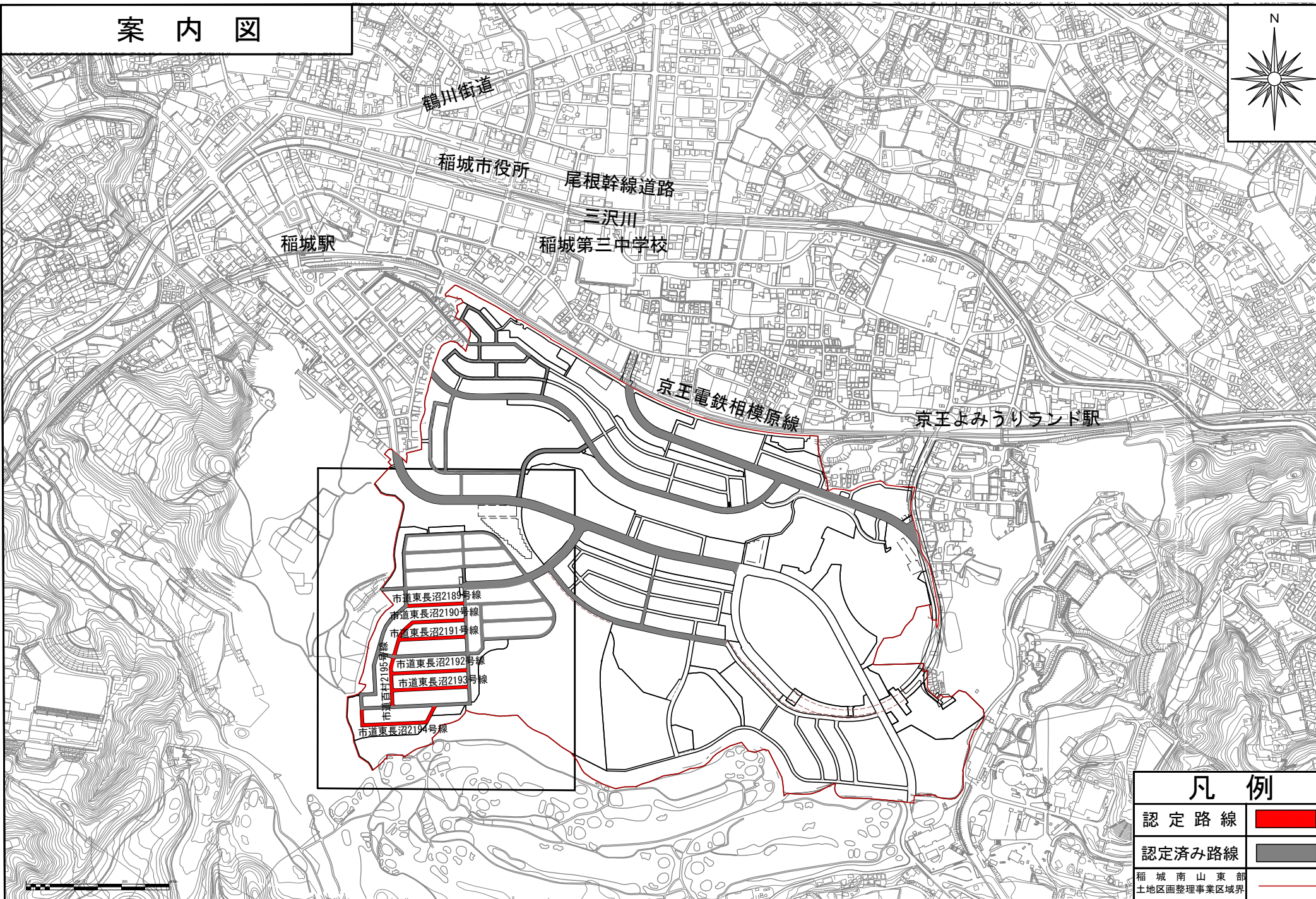
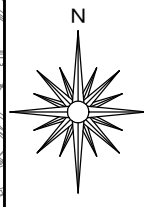
議 案 番 号	第77号	担 当 課	都市建設部管理課
件 名	稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・7路線）		
【概 要】 本案は、稲城南山東部土地区画整理事業において築造した道路を稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。			

路 線 一 覧 表

認定路線

No.	路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
1	市道東長沼 2189 号線	東長沼 2613 番地先	百村 1429 番地先	118.45	6.00
2	市道東長沼 2190 号線	東長沼 2607 番 2 地先	百村 1434 番地先	189.84	6.00
3	市道東長沼 2191 号線	東長沼 2605 番地先	百村 1434 番地先	136.86	6.00
4	市道東長沼 2192 号線	東長沼 2604 番地先	百村 1417 番地先	155.99	6.00
5	市道東長沼 2193 号線	東長沼 2630 番地先	百村 1416 番地先	156.00	6.00
6	市道東長沼 2194 号線	東長沼 2633 番地先	百村 1411 番地先	203.83	6.00
7	市道百村 2195 号線	百村 1413 番地先	百村 1434 番地先	100.76	6.00

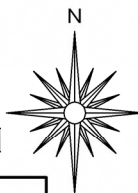
案内図



凡例

認定路線	
認定済み路線	
稲城南山東部 土地区画整理事業区境界	

位置図



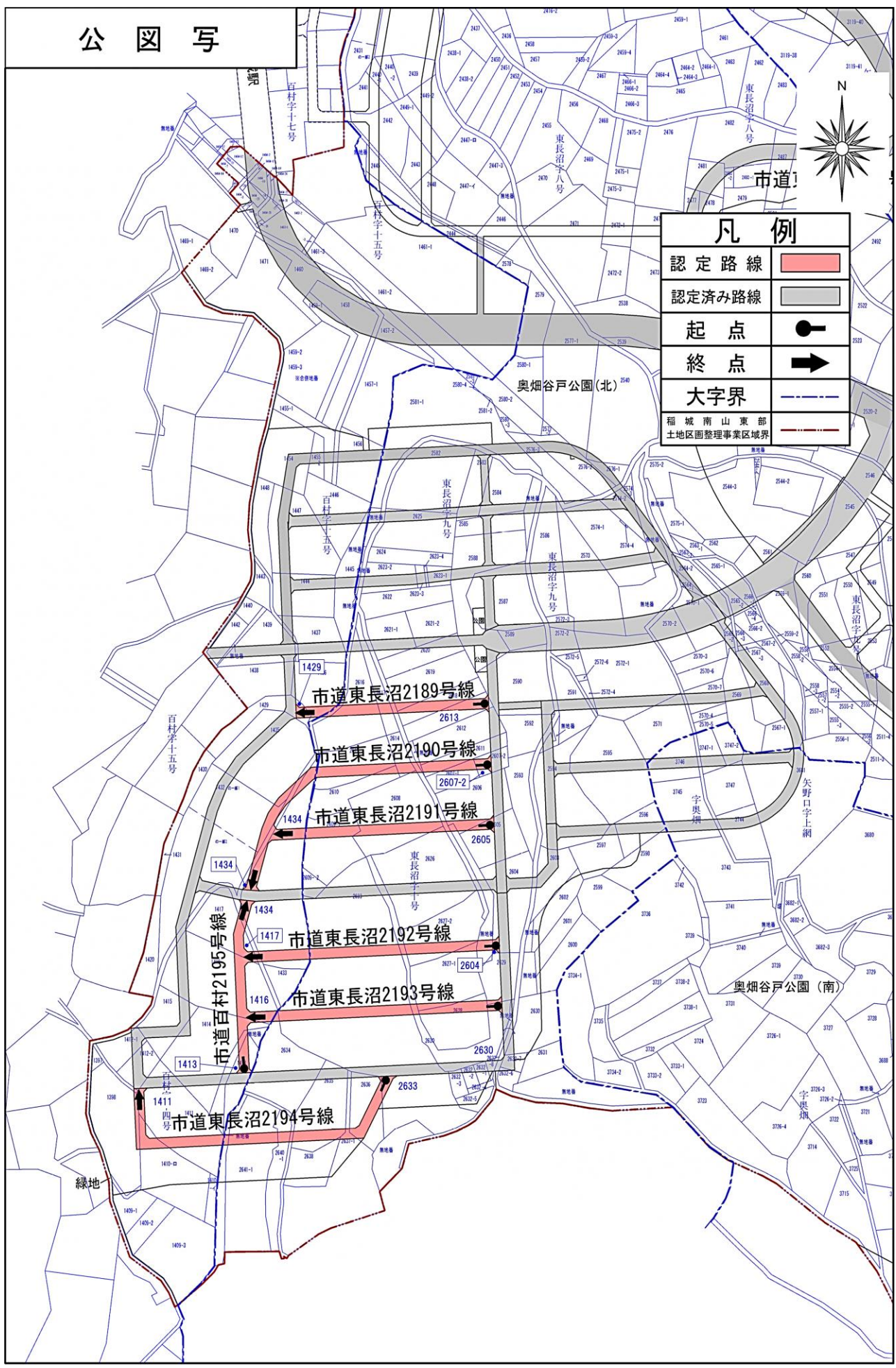
凡 例	
認定路線	
認定済み路線	
起 点	
終 点	
稲 城 南 山 東 部 土地区画整理事業区域界	



公 図 写



凡 例	
認 定 路 線	
認定済み路線	
起 点	
終 点	
大字界	
稲城南山東部 土地区画整理事業区域界	



第78号議案

稲城市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

道路としての機能が消滅し、一般交通の用に供する必要がなくなった市道718号線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の稲城市道路線を廃止する。

路線名	起 点	終 点
市道718号線	若葉台一丁目15番18地先	若葉台一丁目8番10地先

議案概要説明書

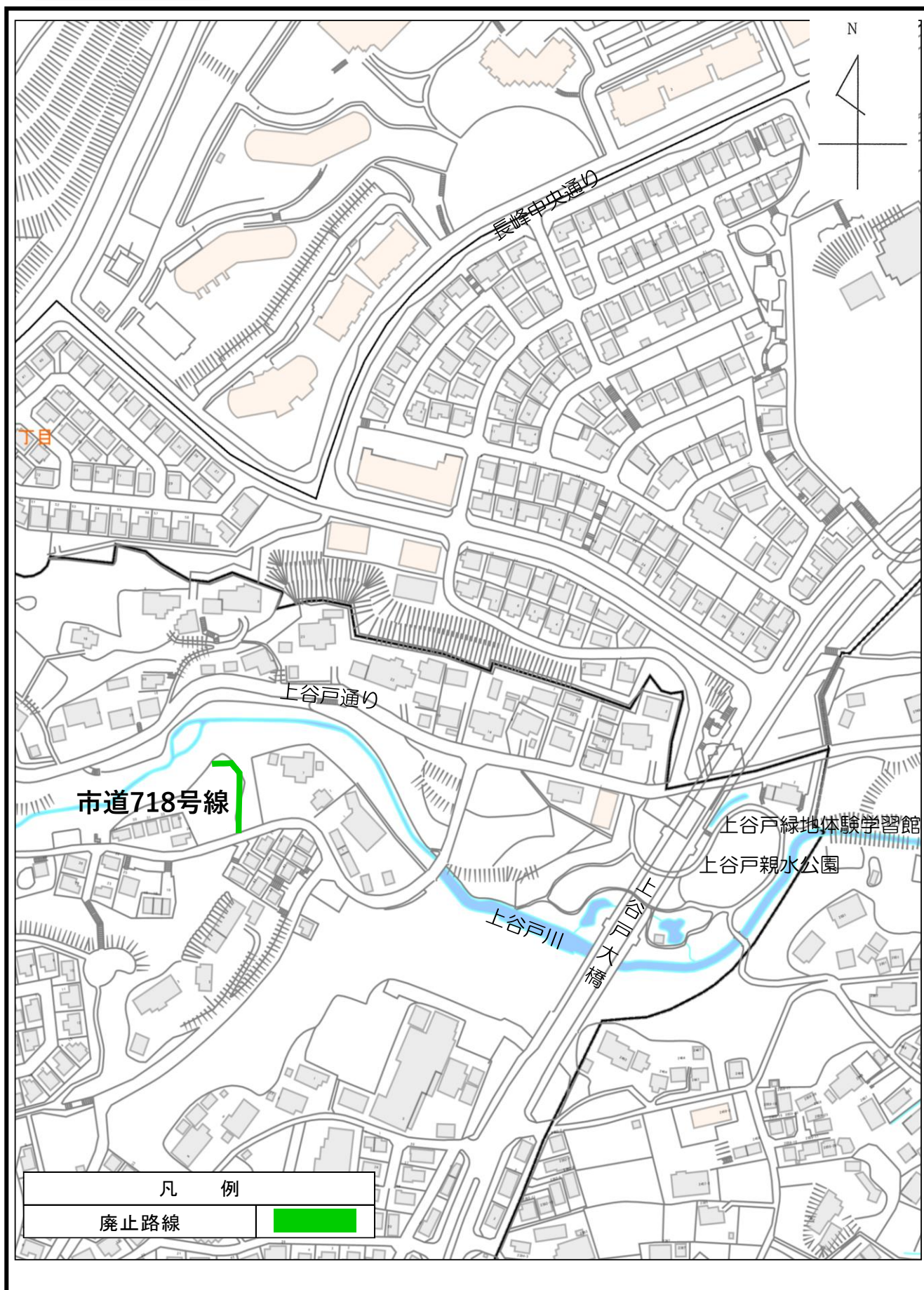
議 案 番 号	第78号	担 当 課	都市建設部管理課
件 名	稲城市道路線の廃止について		
【概 要】 本案は、道路としての機能が消滅し、一般交通の用に供する必要がなくなった市道718号線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。			

路 線 一 覽 表

廃止路線

路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
市道718号線	若葉台一丁目 15 番 18 地先	若葉台一丁目 8 番 10 地先	48.09	1.21

案内図



位置図



公 図 写



凡 例	
起 点	●
終 点	➡
廃止路線	■

第79号議案

稲城市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

道路としての機能が消滅し、一般交通の用に供する必要がなくなった市道902号線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の稲城市道路線を廃止する。

路線名	起 点	終 点
市道902号線	坂浜556番1地先	坂浜425番1地先

議案概要説明書

議 案 番 号	第79号	担 当 課	都市建設部管理課
件 名	稲城市道路線の廃止について		
【概 要】 本案は、道路としての機能が消滅し、一般交通の用に供する必要がなくなった市道902号線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。			

路 線 一 覧 表

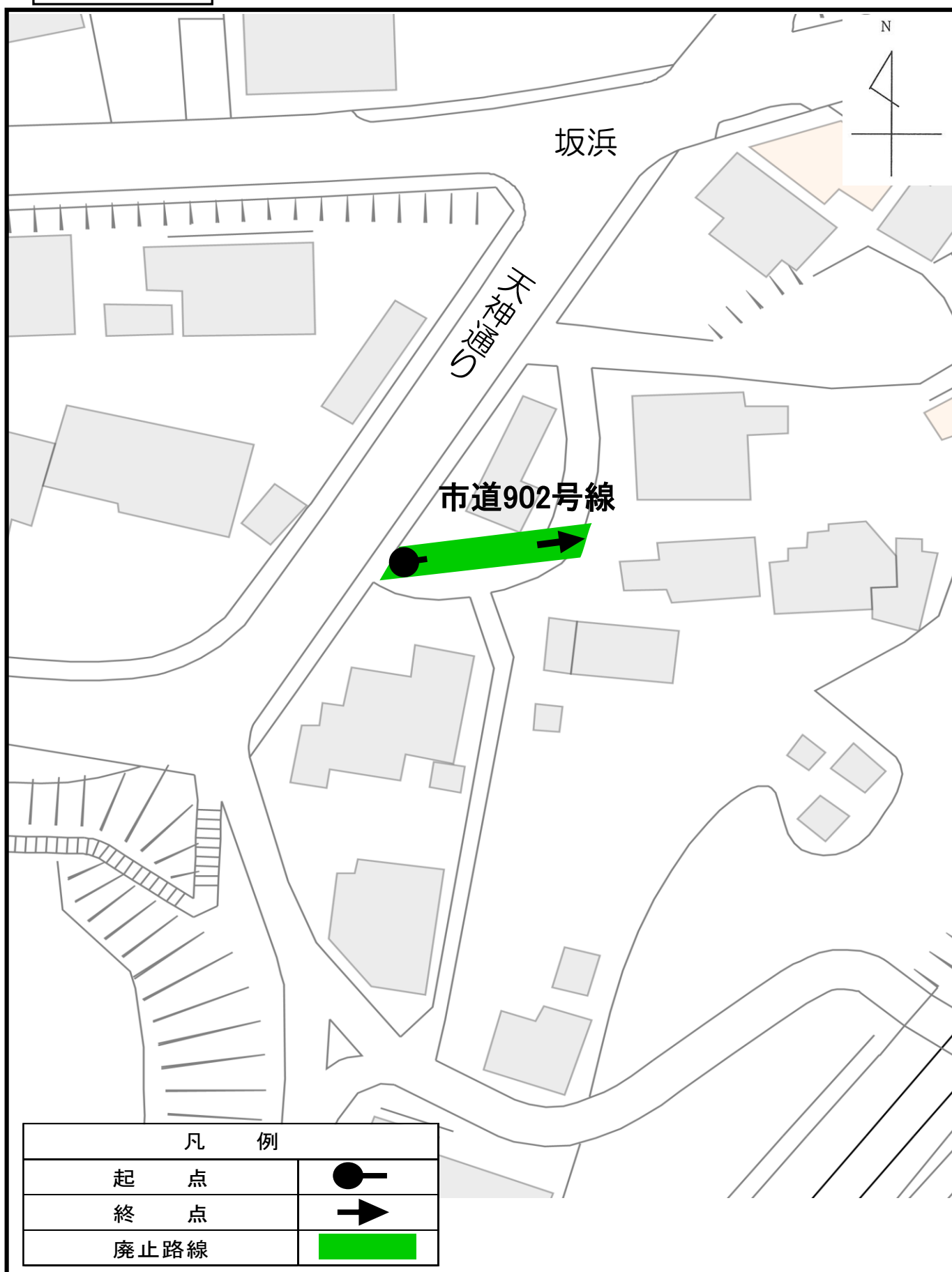
廃止路線

路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
市道902号線	坂浜 556 番 1 地先	坂浜 425 番 1 地先	25.23	1.21～1.82

案内図



位置図



公 図 写

